

世田谷区環境基本計画 案

世 田 谷 区

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 背景と趣旨	1
2 計画期間	2
3 位置付け	2
第2章 計画策定の視点	3
1 動向	3
2 「環境」の特徴	10
3 計画策定のねらい	11
第3章 基本方針	14
1 「環境」の範囲	14
2 理念	16
第4章 めざす将来像	19
1 区の特徴	20
2 階層ごとの将来像	28
第5章 分野ごとの方向性	34
1 脱炭素行動・エネルギー	38
2 建築・地区街づくり	44
3 交通・移動	47
4 みどり	49
5 農	54
6 グリーンインフラ	56
7 公害対策・美化	59
8 消費と共創・資源循環	61

第6章 分野横断の取組み	64
1 考え方	64
2 分野横断によるねらい	65
3 対象とする分野	68
4 分野ごとの分析	69
5 相乗効果を生む取組み	71
第7章 計画の推進	81
1 実現に向けて	81
2 施策への実装と評価	92
第8章 環境行動指針	93
1 区民	93
2 事業者	94
3 区	94
資料編	96
【1】世田谷区環境基本条例	97
【2】世田谷区環境基本計画策定の経緯	100
【3】環境に関する区民意識・実態調査	105
【4】用語集	122

第1章 計画策定の基本的事項

1 背景と趣旨

世田谷区では、1996年に「世田谷区環境基本計画」を策定し、世田谷区環境基本条例第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創出（以下、「環境の保全等」という。）に関する施策を推進してきました。

その後、2000年、2005年、2010年、2015年、2020年に計画を見直し、各時点の社会経済情勢や国際社会、国、東京都の環境施策の動向、区内の環境の状況や区民意識に応じた施策を展開してきました。

2020年の見直しでは、持続可能な開発目標（SDGs）、気候変動問題に関する国際的枠組みであるパリ協定の採択などを背景に、持続可能な社会の構築に向け、環境負荷の少ないライフスタイル・ビジネススタイルへと転換していくことを重視し、施策の充実を図りました。

前回の見直しから5年が経過する中で、気候変動対策をはじめ、環境施策をめぐる情勢はスピード感を増して変化しています。2050年カーボンニュートラルの実現、2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現、循環経済への移行など、新たな目標、概念が示され、これに向けた取り組みが国際社会、国、東京都において次々と打ち出されています。

こうした動きを踏まえ、2050年を見据えた環境施策の方向性を明らかにするとともに、スピード感を持って柔軟に施策を展開できるよう、計画を見直す必要が生じており、また、2020年に策定した「世田谷区環境基本計画」（以下「前計画」という。）の各施策の進捗状況の点検、区民・事業者の意識調査の結果なども踏まえ、計画を見直すこととしました。

新たな計画は、世田谷区の特性を踏まえた「世田谷区における環境」の政策的理念と方向性を明確にし、個別計画や他分野を含めた政策形成の視点を提示することを主眼としています。また、将来像（2050年度を想定）を定め、現状で生じている課題との間に横たわるギャップを抽出し、その解消に向けた対策の方向性等について取りまとめています。

今後は、この計画に基づき、区の環境に関する施策を計画的に推進し、区民や事業者等と連携・協働して、めざす将来像の実現に向け、取り組みを進めていきます。

2 計画期間

本計画の計画期間は、2025 年度から 2030 年度までの 6 年間とします。

区の環境政策における理念、方針などについては、計画期間である 2030 年度までの向こう 6 年間やそれ以降の時期（2050 年）も見据えた方向性を示します。

なお、区の基本計画の見直しの状況や、国、都の施策の動向、本計画の進捗状況の結果を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2050
計画名	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R32
世田谷区基本計画 世田谷区実施計画	(8 年) 基本計画						次期基本計画					
世田谷区環境基本計画	(6 年) 環境基本計画						次期環境基本計画					
世田谷区地球温暖化 対策地域推進計画	(8 年) 地球温暖化対策地域推進計画						次期計画					
世田谷区 みどりの基本計画	(10 年) みどりの基本計画						次期計画					
生きものつながる 世田谷プラン	(16 年) 生きものつながる世田谷プラン						次期計画					
世田谷区 一般廃棄物処理基本計画	(10 年) 一般廃棄物処理基本計画						次期計画					

3 位置付け

本計画は、世田谷区環境基本条例第 7 条の規定に基づき、環境の保全等に関する施策を計画的に推進するために策定するものであり、環境の保全等に関する目標と方針等を定めるものです。

環境の保全等に関する目標を実現するためには、区民・事業者・区による自主的かつ積極的な行動が必要です。そのため、世田谷区環境基本条例第 8 条の規定に基づく「世田谷区環境行動指針」についても、この計画に含むものとします。

第2章 計画策定の視点

1 動向

本項では、前計画策定後に国際社会、国、東京都において特に大きな動きが見られる気候変動対策、生物多様性、資源循環に関する政策動向及び国、東京都の新たな環境基本計画のポイントを整理します。

(1) 国際社会

①気候変動対策

世界的に平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測され、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。気候変動問題は今や「気候危機」ともいわれる喫緊の課題となっています。2023年7月には国連事務総長がその深刻さを「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が訪れた」と表し、パリ協定採択後も国際社会は気候変動対策を加速させています。

2018年には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）から「(通称) 1.5℃特別報告書」が公表され、「温暖化の影響は1.5℃の上昇でも大きい2℃になるとさらに深刻になり、1.5℃未満の抑制が必要であること」「気温上昇を止めるためには、2030年までに二酸化炭素（以下CO₂）排出量を半減し、2050年頃までに正味ゼロとする必要があること」が示されました。

2021年のCOP26（気候変動枠組条約第26回締約国会議）において、1.5℃目標に向かって世界が努力すること、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の段階的削減に向けた努力を加速することが合意されました。

さらに、2023年のCOP28では、1.5℃目標達成のためには、温室効果ガスを2019年水準比で2030年までに43%、2035年までに60%の大幅削減が必要との認識が示され、2030年までに世界の再生可能エネルギー容量を3倍、エネルギー効率改善率を2倍とすること、2050年までのネットゼロを達成するために化石燃料からの移行を図ることなどが合意されました。

②生物多様性

2021年6月に開かれたG7サミットにおいて、日本を含めたG7各国は、2030年までに陸と海の30%以上の保全エリアを確保することをめざす「30by30」を約束し、我が国においては、2022年4月に、「30by30」目標達成までの行程と具体策を示した「30by30ロードマップ」を策定しました。

2022年12月には、愛知目標の後継となる、新たな生物多様性に関する世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

「自然と共生する世界」という2050年ビジョンを掲げつつ、その具体的姿を4つの2050年

グローバルゴールで表現しています。また、自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急の行動をとることを、2030 年ミッションとして掲げました。このミッション実現のために、世界全体で取るべき緊急の行動として、3つのグループから成る 23 のグローバルターゲットを定めています。

2050年 ビジョン	2050年 グローバルゴール		
自然と共生する世界の実現	ゴール A 生物多様性の保全	ゴール B 生物多様性の持続可能な利用	
	ゴール C 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)	ゴール D 実施手段の確保	
2030年 ミッション	2030年 グローバルターゲット		
自然を回復軌道に乗せるために 生物多様性の損失を止め 反転させるための緊急の行動をとる	生物多様性への 脅威を減らす ターゲット 1～8	人々のニーズを満たす ターゲット 9～13	実施と主流化のための ツールと解決策 ターゲット 14～23

図 昆明・モンテリオール生物多様性枠組

出典：昆明・モンテリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標－（環境省）

③資源循環

国連環境計画国際資源パネルが公表した報告書「世界資源アウトルック 2024」は、「グローバルな環境影響として、天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、気候影響の原因に占める割合の 55%以上に増大し、陸域の生物多様性の損失と水ストレスの要因の 90%以上を占めており、すべての環境影響が増加傾向にある。」と指摘し、資源の採取及び加工に関する経済システムが気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題と密接に関係することを示しました。このことから、資源効率性・循環性を向上させ天然資源利用の削減を進めることは、気候変動対策や生物多様性保全をはじめとする環境負荷削減策としても極めて重要であり、2024 年に開催された第 6 回国連環境総会において、資源効率性・循環性を高める取組を強化し、このような相乗効果（シナジー）を推進する決議が採択されました。

④その他の動向

気候変動・生物多様性損失・汚染という主要な環境問題のうち、汚染に関しては、化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染等が、引き続き対応が必要な課題となっています。

例えば、水環境については、世界の排水の 80%以上が未処理のまま環境中に放出され、工業施設から排出される年 3～4 億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されていると報告されています。プラスチック汚染については、世界で排出されるプラスチック廃棄物の量は 2019 年から 2060 年までにほぼ 3 倍になると見込まれており、環境への流出、湖・河川・海洋への堆積が進むことで、マイクロプラスチックによる影響を含め、生態系への深刻な影響が懸念されています。

(2) 国

①第六次環境基本計画

第一次環境基本計画の策定から30年という節目に当たる2024年、国は「第六次環境基本計画」を閣議決定しました。

気候変動、生物多様性の損失及び汚染の3つの世界的危機により、地球の環境収容力（プラネタリー・バウンダリー）を超えつつあるとの認識の下、長年続いてきた構造的な問題に対して「変え方を変える」姿勢が必要であるとし、計画の根幹をなす目的、方針が大きく見直されました。

具体的には、目指すべき文明・経済社会の在り方として、「環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題をカップリングして同時に解決していく」ことが掲げられました。

その上で、環境政策の最上位の目標に「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング、高い生活の質、経済厚生向上」の実現を掲げました。

さらに、将来にわたって「ウェルビーイング/高い生活の質」をもたらす「新たな成長」を方針とし、「変え方を変える」視点として次の6点が示されました。

- ①ストック : ストックである自然資本（環境）の維持・回復・充実
- ②長期的視点 : 目先ではなく、長期的視点に立った投資
- ③本質的ニーズ : 供給者のシーズのみならず、国民の本質的ニーズへの対応
- ④無形資産・心の豊かさ : 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化
- ⑤コミュニティ・包摂性 : 国家、市場、コミュニティのバランス
- ⑥自立・分散の重視 : 一極集中・大規模集中型の経済社会システムからの転換

②気候変動対策

I P C C 「(通称) 1.5℃特別報告書」の公表などを機に、気候変動の深刻化、温室効果ガス排出削減に向けた一層の努力の必要性に対する認識が広まる中、2020年10月に内閣総理大臣が所信表明演説において「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言しました。

これを受け、2021年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、2050年までの脱炭素社会の実現が基本理念として法に位置付けられました。同年10月には、国の新たな「地球温暖化対策計画」、「第6次エネルギー基本計画」、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。

国の「地球温暖化対策計画」では、「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。」ことが新たな目標に掲げられました。また、「第6次エネルギー基本計画」では、2030年度の電源構成において、再生可能エネルギーの割合を、それまでの22～24%から36～38%に引き上げることが示されています。

また、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、2023年2月に「GX実現に向けた基本方針」を策定するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、産業構造や社会経済の変革を促し、大きな成長へとつなげていく動きが加速しています。

③生物多様性

新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながりの中での課題、国内での課題を踏まえ、日本において取り組むべき事項を示すものとして、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定されました。

「2030 年のネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として、次の政策の重要性を強調しています。

＜新たな国家戦略のポイント＞（「生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要」より）

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、新型コロナウイルス感染症のパンデミックという危機を踏まえた社会の根本的な変革
- ・「30by30 目標」の達成に向けた取組により、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブ（自然再興）の駆動力となる取組など、自然資本を守り活かす社会経済活動の推進

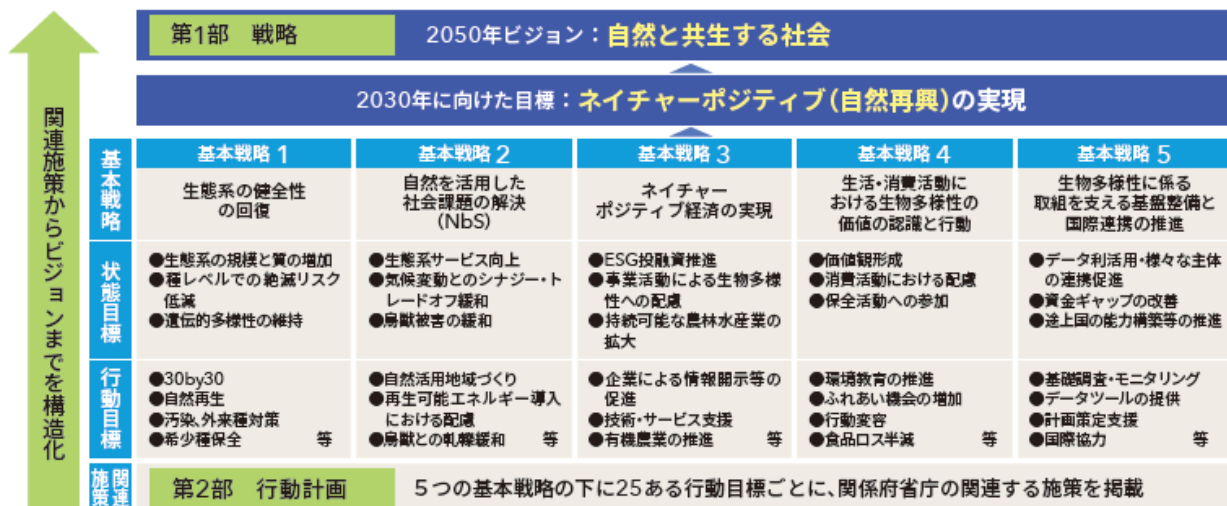


図 生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要

出典：昆明・モントリオール生物多様性枠組－ネイチャーポジティブの未来に向けた 2030 年世界目標－（環境省）

④資源循環

2024年8月、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略に位置付けた「第五次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。

循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組みを強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進が鍵となります。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであるとし、重要な方向性として次の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

⑤その他の動向

人の健康や生活環境に関わる分野の動きとして、大気環境の保全、低周波音などの新しい公害問題への対策などが進んでいます。

大気環境については、大気汚染防止法の一部を改正する法律が2020年6月に公布され、建築物等の解体等工事における石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、全ての石綿含有建材に規制が拡大されるとともに、都道府県等への事前調査結果報告の義務付け、作業基準遵守の徹底のための直接罰の創設等、対策が一層強化されました。

光化学スモッグの原因物質の一つである光化学オキシダントは、主成分であるオゾンがCO₂、メタンに次いで気候変動を引き起こす影響の度合いが強いことから気候変動対策の観点からも削減が急務になっています。このため、国は国民の安全・安心の確保、アジア地域（世界）における脱温暖化と清浄な空気の共有を目標に掲げ、総合的な対策を進めていくことを打ち出しています。

また、近年、地方自治体における公害苦情・相談の中で、騒音・低周波音・振動を原因とした苦情や相談の割合が高まっています。国は、2022年度に公害等調整委員会に「騒音問題に関する研究会」を発足させ、地方自治体における騒音問題に係る苦情処理の動向等を解析し、騒音紛争事案への対応の要点等を取りまとめ、今後の対策の検討を進めています。

さらに、様々な環境問題への対応を進めていくため、企業戦略における環境配慮の主流化、金融を通じたグリーンな経済システムの構築、環境分野におけるイノベーションの推進など、経済システムへの働きかけや、デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）をはじめとするライフスタイルの変革に向けた取組みも進んでいます。

(3) 東京都

①東京都環境基本計画 2022

東京都は、「東京都環境基本計画 2022」を 2022 年 9 月に策定しました。

2050 年のあるべき姿の実現に向けて、2030 年までの行動が極めて重要との認識の下、「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくこととしています。

東京が果たすべき役割と目指す都市の姿
未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京
目指す都市の姿を実現するための戦略展開
3 + 1 の「戦略」
戦略 0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現
戦略 1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現
戦略 2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現
戦略 3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現
政策の実効性を高める横断的・総合的施策

②気候変動対策

東京都は、2021 年 1 月に、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50%削減（2000 年比）すること（カーボンハーフ）、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで引き上げることを表明しました。

同年 3 月には、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を策定し、再生可能エネルギーの基幹エネルギー化、ゼロエミッションビルの拡大、ゼロエミッションビークルの拡大などの施策を掲げ、さらに「2030 年カーボンハーフに向けた取組の加速」（2022 年 2 月公表）により、カーボンハーフに向けた道筋を具体化するため、部門別の CO₂排出量やエネルギー消費量削減の目標案や、直ちに加速・強化する主な取組みを示しています。

③東京都生物多様性地域戦略

東京都は、生物多様性基本法に基づく地域戦略として、2012年に「緑施策の新展開」を策定し、緑の量と質の確保、新たな緑の創出、利用を通じた普及啓発を目標に掲げ、施策を展開してきました。

新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択を受け、新たに策定した「東京都生物多様性地域戦略」では、2050年における東京のあるべき姿を示し、それに向けて2030年に達成すべき目標として、生物多様性を回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を掲げています。自然地の減少、侵略的外来種といった都内の課題や、大都市東京が世界の生物多様性に与える影響などを踏まえ、「生物多様性の保全と回復」、「生物多様性の持続的な利用」、「生物多様性に関する理解と行動変容」からなる3つの基本戦略と、その実現に向けた行動目標を定めています。

2 「環境」の特徴

大気、水質、ごみなど区民の健康で快適な暮らしに直結する生活環境に関わること、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、多岐にわたる課題を取り扱う「環境」には、次の特徴があります。

①対象とする範囲が広く、問題が複合化している

上述のように「環境」が取り扱う課題は多岐に渡ることに加え、気候変動が生物多様性の損失に影響を与える、プラスチックの大量使用が温室効果ガスの増加や海洋生物に悪影響をもたらすなど、様々なレベルの課題が重層的に関連しています。

このため、異なるレベルの事象を総合的、複合的に捉え、関係性を明らかに、対応していくことが求められます。

②取り巻く状況の変化が速い

パリ協定後の気候変動対策に関する国際社会、国、都の動きをはじめ、近年の環境施策は、短期間のうちにアップデートが繰り返され、スピード感を増しています。

このため、状況の変化に合わせた柔軟的、弾力的な対応が求められます。

以上の「環境」の特徴を踏まえて、計画策定のねらいを検討します。

3 計画策定のねらい

2020年3月に策定した前計画においては、「自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる～環境共生都市せたがや～」をめざす環境像とし、自然、エネルギー、ライフスタイル、地域社会、生活環境の5つの基本目標を立てたうえで、方針、施策、区民・事業者の環境行動指針及び成果指標を設定し、取組みを進めてきました。分野ごとに、質の高い潤いのあるみどりの保全・創出、再生可能エネルギー由来電力の利用・創出、区民1人1日当たりのごみ排出量の着実な削減、より環境負荷の低減に資する街づくりや豪雨対策の取組みの推進などの成果が得られました。

しかしこの間、環境政策が向き合う課題が急速に変化しているとともに、SDGs（持続可能な開発目標）や、国の2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略、区内で進めている脱炭素まちづくりのように環境・経済・社会の諸課題を同時解決するアプローチが浸透し始めています。また、特に気候危機が将来ではなく現在直面する危機となったいま、対応に一刻の猶予も許されず、あらゆる政策に環境の視点を組み込み、環境政策を主流化していくことが必要です。

分野ごとの個別計画との整合を重視し、取組みや成果指標等が分野ごとに細分化していたこれまでの環境基本計画では、このような社会の変化に対する柔軟性や、政策どうしの連携を欠くことが課題として顕在化しています。そこで、これまでの計画の構成が持つ課題を踏まえ、次の2点をねらいとして本計画を策定します。

①総合計画としての性格・位置付けの強化

変化の速い国際社会・国・東京都の環境政策の動向を捉えつつ、いずれの分野にも明確に属さない課題や、新たな課題に対する即応性と柔軟性を高めるため、総合計画としての性格・位置付けを強化します。また、総合計画として「環境」の視点、理念や方向性を共有することで、全庁において環境施策の主流化を図ります。

環境基本計画と個別計画等との関係は、次のように整理します。

- ・環境基本計画では環境に関する分野ごとの施策の方向性を明示する。
- ・具体的な施策や事業、指標・進行管理は、世田谷区基本計画に基づく世田谷区実施計画、分野ごとの個別計画で行う。

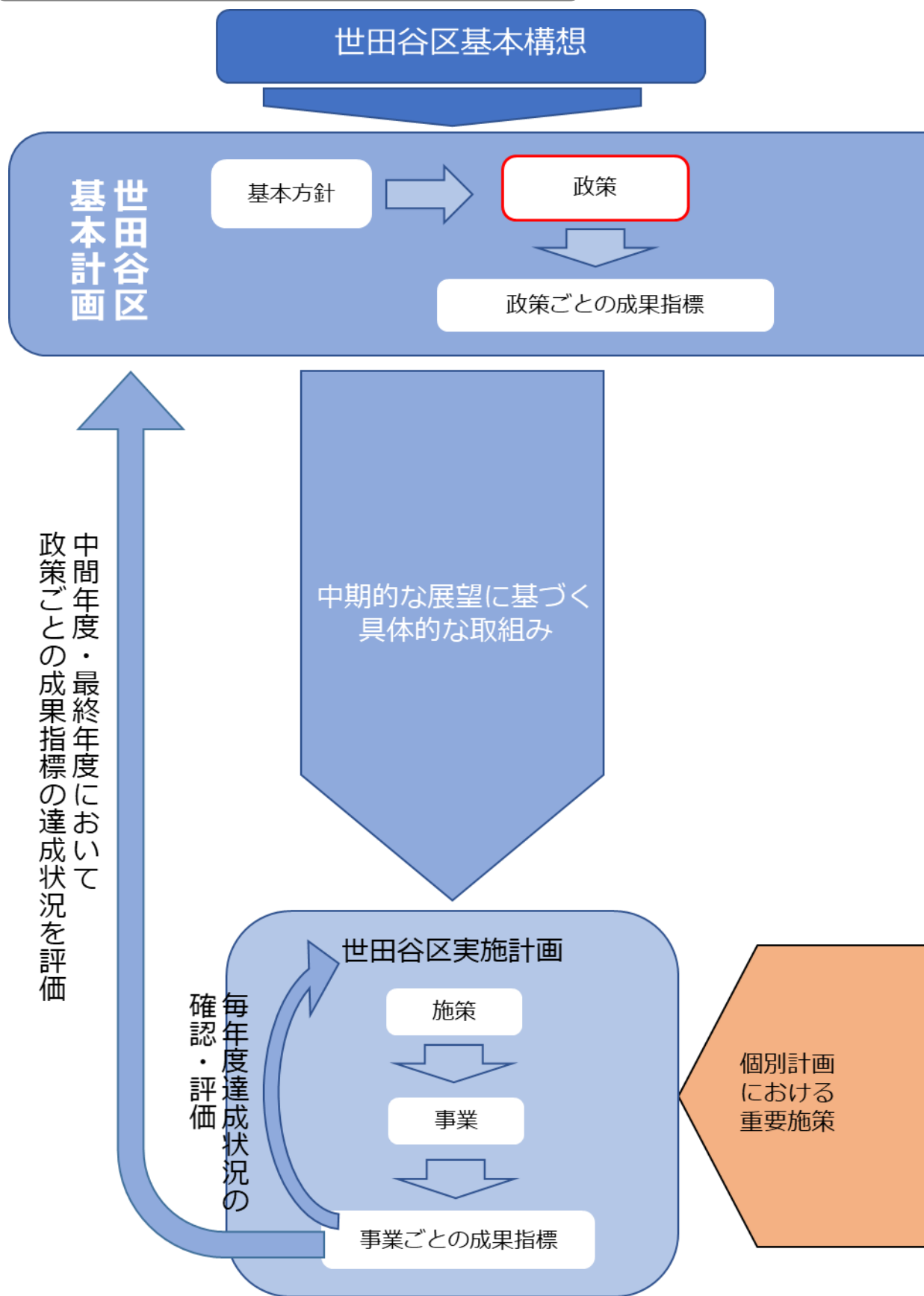
②分野横断的な視点の強化

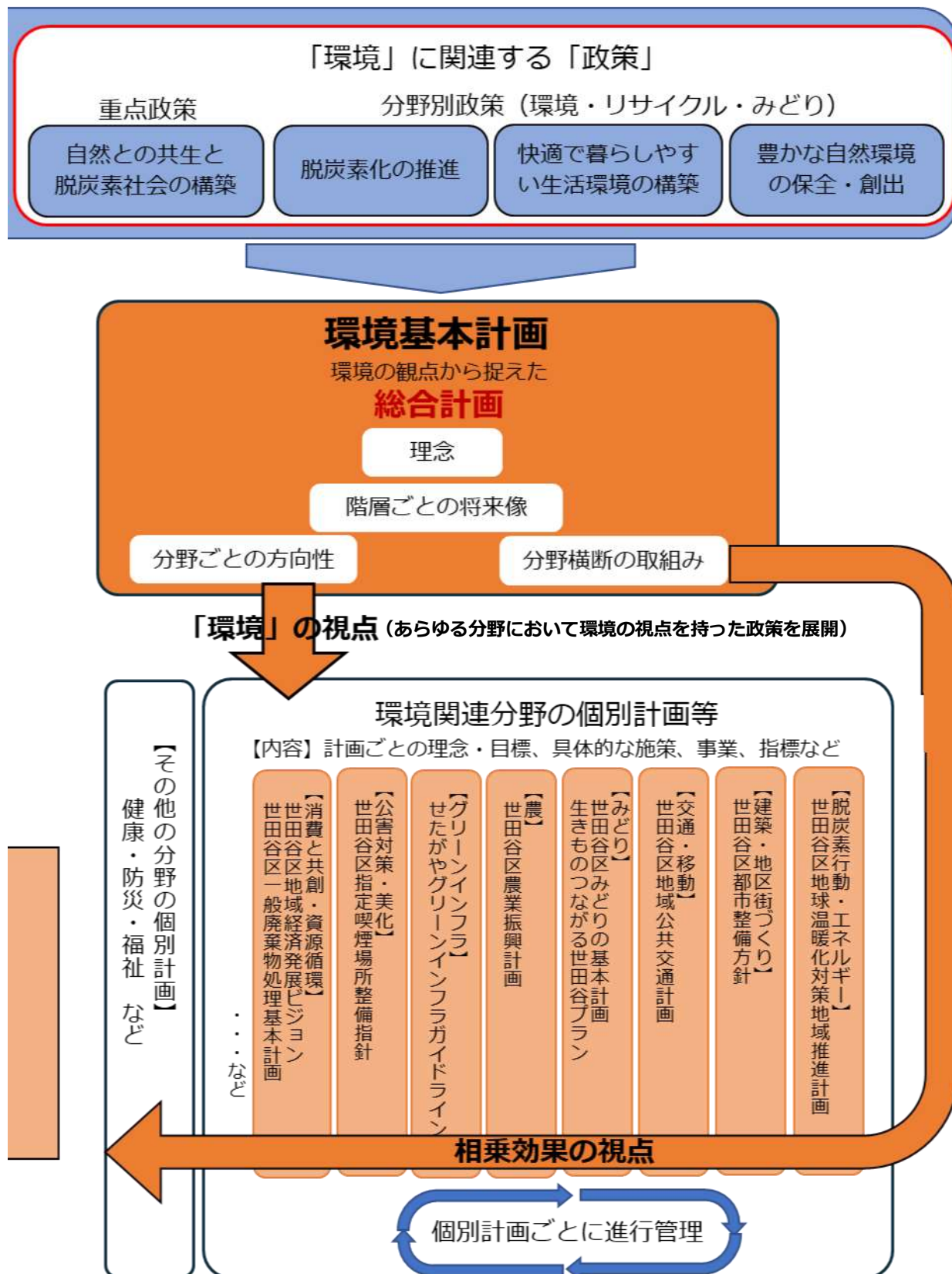
環境問題が持つ複合性に対し的確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果（シナジー効果）を生む分野横断的な視点を強化し、取組みの方向性を示します。

＜「相乗効果」を生み出す分野横断の例＞

- ・住宅や都市の「緑化」は、住宅の省エネルギーやCO₂吸収、街の快適性の向上、地域のコミュニティ形成につながります。
- ・住宅の脱炭素化の取組み（断熱性の強化、再生可能エネルギーと家庭用蓄電池の導入など）は、住まいの快適性の向上や健康、防災対策にもつながります。

環境基本計画とその他の計画との関係





第3章 基本方針

1 「環境」の範囲

(1) 定義

世田谷区環境基本条例（p 97 参照）では、環境の保全等を図るに当たって、施策の策定及び実施によって確保すべき事項として、次の8項目を定めています。

世田谷区環境基本条例 第4条に基づき施策の策定及び実施によって確保すべき事項	
(1) 公害の防止	(5) 安全で暮らしやすい都市環境の整備
(2) 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等	(6) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保	(7) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
(4) 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全	(8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

これらの事項を包含するものとして、本計画では、「環境」を次のように定義します。

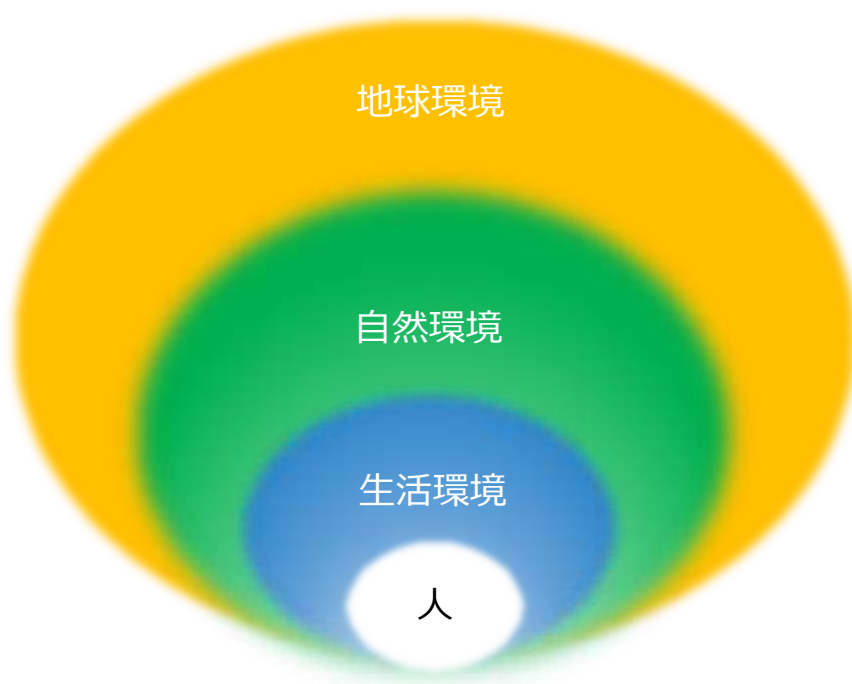
環 境

人の周囲を取り巻く状態や状況。
人と相互に関係し合って、影響を与え合う外界。

(2) 環境の階層

本計画では、区民の健康で快適な暮らしに密接にかかわる公害対策や廃棄問題に関わることから、みどりや水辺、生きものなど人やまちを取り巻く自然に関わること、さらには地球規模の課題である地球温暖化、エネルギー、資源の利用など、人のあらゆる活動の共通の基盤となる「環境」を3つの階層で捉えます。

地球環境	地球温暖化や気候変動など、地球規模で認識される環境
自然環境	みどりや生きものなど、身近だが人の手のみで作りえない環境
生活環境	きれいな大気、水、土壌やごみなど、日々の暮らしの中で最も密接に関わる環境



2 理念

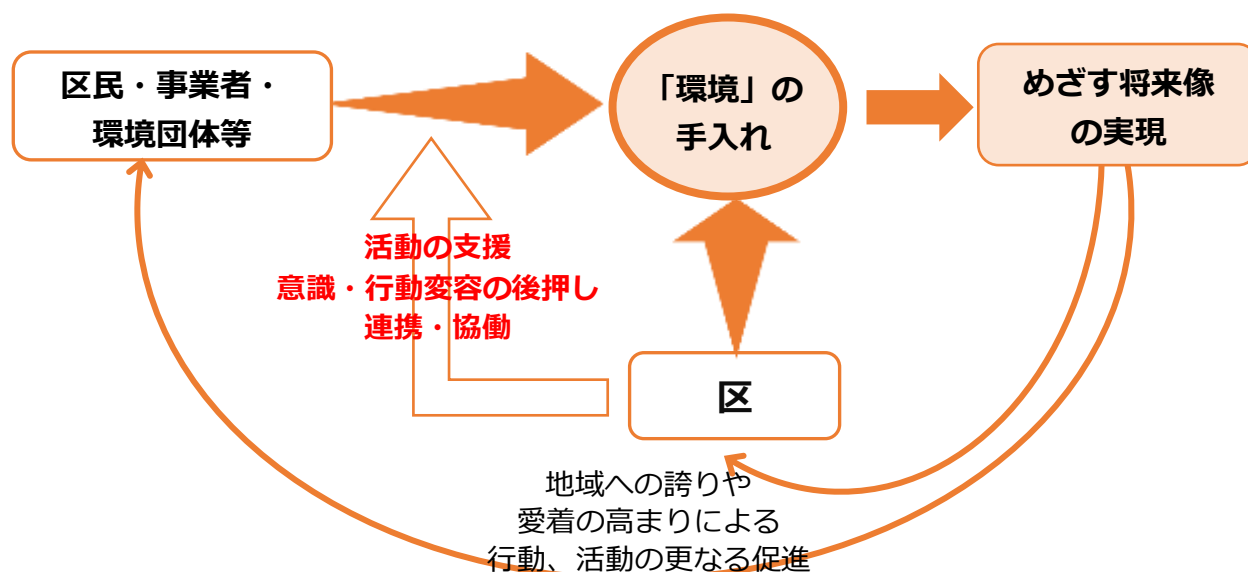
人が「環境」の恩恵を一方的に受ける、さらには収奪を続けることにより、「環境」は危機的に悪化します。良好な「環境」を維持するためには、人の「手入れ」が必要です。

人々は、環境の恩恵をただ享受するだけでなく、それを保つために「手入れ」をすることで、はじめて「環境」の限界や回復力を知り、適正に利用し維持するために何をすればよいかを理解することができます。例えば、自分の庭やベランダで木々や草花を育てたり、脱炭素に向けて省エネルギーをどのように生活に取り入れるかを創意工夫したりという行動をすることで、「環境」に対する理解を深め、得られる恩恵とそのために必要な「手の入れ方」が実感できるでしょう。

また、地域住民によるまちの清掃活動や区内活動団体による環境イベントの実施など地域社会で展開される様々な活動もまた、環境への「手入れ」につながる重要な区民の行動の一つです。地域社会における活動は、一人ひとりの意識や行動に働きかけ、加速させる役割も果たします。これらの「手入れ」により、めざす将来像の実現に近づき、世田谷の環境がより良くなるという実感は、人々の地域への誇りや愛着を高め、更なる行動、活動につながっていくことが期待されます。やがて、「環境は『手入れ』により保たれる」という価値観が広く共有されることで、自然環境や地球環境を保全するための、より大きな合意形成が図れるようになっていきます。

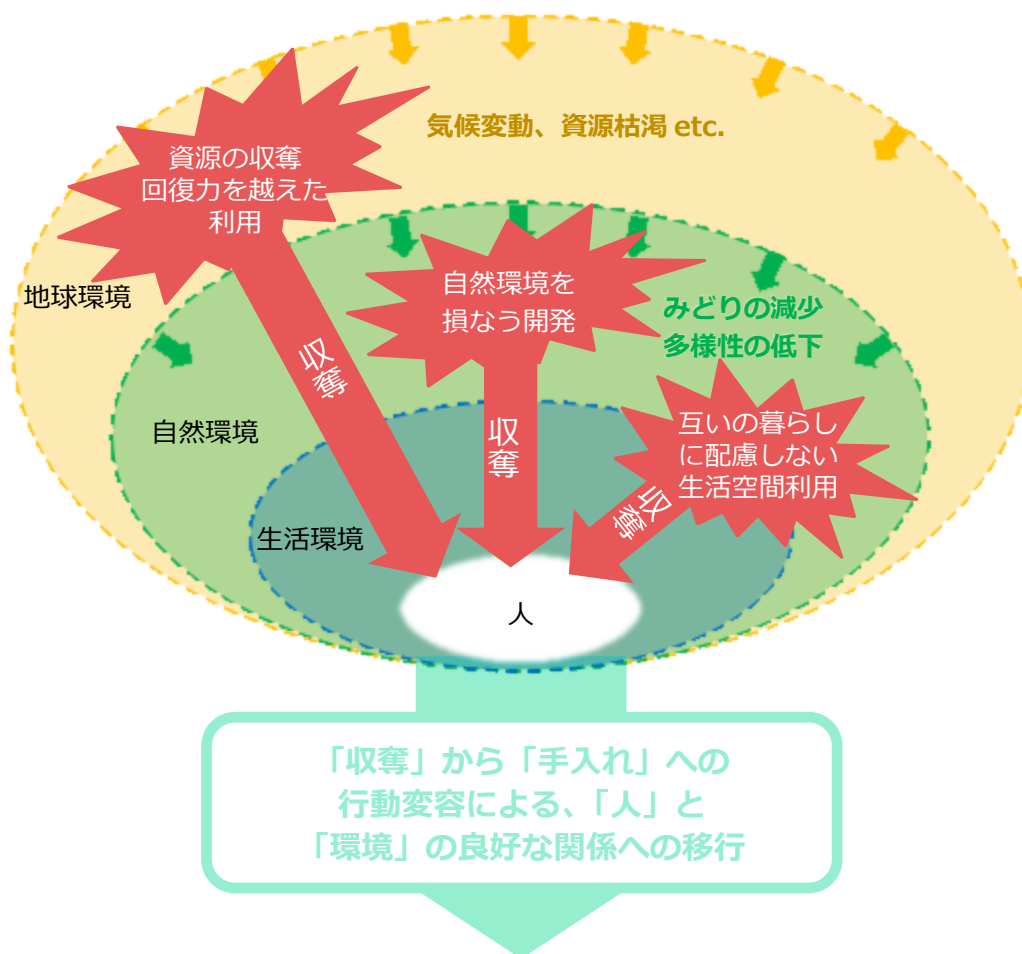
本計画は、このような住民自治の考えや、まちづくり的な手法を最大限活用することで、区民、事業者、NPOや町会などの地縁、趣味なども含めた区民による様々な集まりが、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会の実現を基本理念とします。区はこの基本理念に則り、住民に最も身近な総合的な行政主体として環境政策を区の政策の主流に位置付け、全庁を挙げてその役割を果たすとともに、各主体の取組みを後押しし、また連携や協働を進めます。

住民一人ひとりや地域社会による環境の「手入れ」は、身近な地域環境のみならず、自然とわたしたちのつながりや、さらには地球全体の環境も「手入れ」によって保たれるという理解に至り、人と環境の「トレード・オン※」による、持続可能な未来を創造することにつながります。

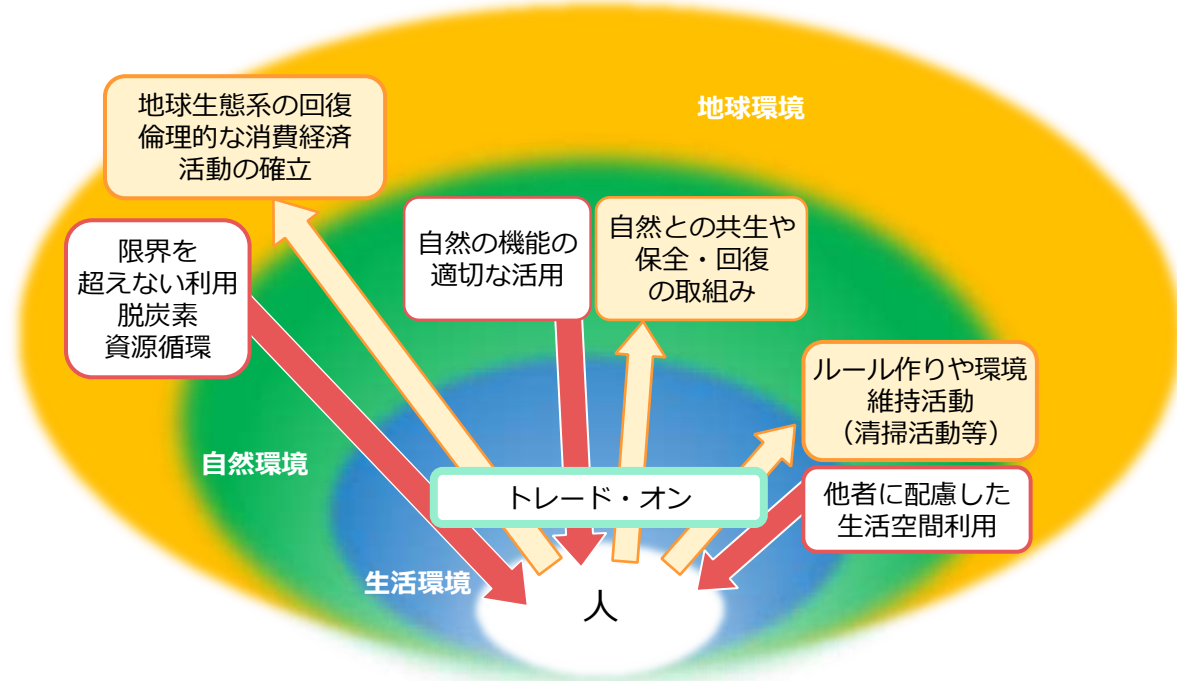


※トレード・オン：相反する課題に対し、一つを解決するために他方を諦める・犠牲にするトレード・オフではなく、新しい価値を見出すことで対立する複数の課題の同時解決を図っていくこと。

【現状】 人と環境の「トレード・オフ」な関係



【理想】 人と環境の「トレード・オン」による持続可能な未来へ



【コラム】せたがやライフスタイル ～ 2050年に向けたライフスタイルのアップデート～

第3章 2. 理念で述べたように、一人ひとりの環境に配慮した行動、いわゆる「手入れ」は、良好な「環境」を維持することに加えて、人々の「環境」への理解を深めることにつながります。

「手入れ」は、省エネルギー、環境に配慮した製品やサービスの選択など、一人ひとりの生活の中での取り組みから始まります。

このような「手入れ」を地域に暮らす人々が協力して実行したら、まちはどのように変化するのでしょうか？

例えば、国内においては、燃料となる薪や炭の原料となる木材を育成・採取ための薪炭林や採草地といった自然資源を地域の共有財産として人々が協力して利用・管理する取り組みが古くから、行われてきました。

区内においても、まちかどの広場や花壇を地域住民が清掃、維持管理する取り組みや、世田谷トラストまちづくりの支援によって地域住民が国分寺崖線の自然環境保全に取り組む活動が長く行われています。また、まちの風景は、道路などの公的領域、私的領域、その間にある境界領域の取り組みが協働することで、より良いものとなっていきます。

日々の暮らしの中で省エネルギーや脱炭素を意識して行動する脱炭素型ライフスタイルも「手入れ」の一つです。成城地域においては、この「手入れ」を地域ぐるみの取り組みに発展させ、住環境の向上を図りながら少ないエネルギーで快適な暮らしを実現する新たな試みが始まっています。

環境への「手入れ」は、暮らしやすいまちをつくっていく上で重要性を増しています。

「手入れ」は、区民だけが行うものではありません。区民、事業者、行政がそれぞれの立場で自ら取り組むものもあれば、区民、事業者、行政などが協力して取り組むものもあります。一人ひとりの環境への「手入れ」を様々な主体が協力して地域の取り組みにつなげ、地域がより良くなることで一人ひとりの環境への「手入れ」がさらに進む、そのような循環を「せたがやライフスタイル」として広げていくことが今、求められています。

次のコラムで、様々な主体が関わる区内外の「手入れ」の例を紹介しています。ぜひご覧ください。

- ◇ウォーカブルなまちなかの形成 (p. 43)
- ◇世田谷ひとつぼみどりのススメ (p. 48)
- ◇グリーンインフラ (p. 55)
- ◇エシカル消費 (p. 60)
- ◇みどりの価値・機能の見える化 (p. 71)
- ◇川場村と世田谷区の“縁組協定”から広がった環境への取り組み (p. 73)
- ◇産業の活性化と脱炭素 (p. 75)
- ◇祖師谷地区「子ども用品交換会」・砧地区「子ども服リサイクルマーケット」 (p. 77)
- ◇地域への関心を高め地域活動への参加につなげていくために (p. 81)
- ◇脱炭素地域づくり (p. 83)
- ◇「ナッジ」を活用した環境配慮行動の促進 (p. 86)

第4章 めざす将来像

本計画における区のめざす将来像は、前計画において描いた『みどりをはじめとする自然が持つ力により、豊かな暮らしを享受するとともに、人の営みにより、自然の保全・再生を進め、「自然の力」と「人の暮らし」が相互に支え合う社会を展望した将来像』と、そのうえで設定された下記の「めざす環境像」を継承し、加えて、階層ごとに将来像を設定します。

前計画（世田谷区環境基本計画（後期））（抜粋）

自然の力と人の暮らしが豊かな未来をつくる
～環境共生都市せたがや～

階層ごとのめざすべき将来像については、上位計画である「世田谷区基本構想」や「世田谷区基本計画」におけるビジョンや目指す姿、区の環境の特徴から抽出した要点を踏まえて定めます。

以下は、世田谷区基本構想と世田谷区基本計画の内、環境政策に関連する項目の抜粋です。

世田谷区基本構想（抜粋）

【九つのビジョン】

一、環境に配慮したまちをつくる

将来の世代に負担をかけないように、環境と共生し、調和したまちづくりを進めます。農地、屋敷林といった武蔵野の風景をはじめ、23区内でも希少なみずとみどりを保全・創出し、その質と量の向上を図ります。また、地球環境の問題も意識し、エネルギーの効率的な利用と地域内の循環、再生可能エネルギーの拡大、ごみの抑制、環境にやさしい自転車や公共交通機関の積極的な利用などを進めていきます。

世田谷区基本計画（抜粋）

重点政策5 自然との共生と脱炭素社会の構築

【目指す姿】

- 区民の生活を脅かす気候変動に向き合い、多様な生物に支えられた生態系の健全性を守り、自然の豊かな恵みを実感しながら日々の生活を送ることができる。
- 区民や事業者は身近な自然である国分寺崖線や大規模公園などを核としたみどりと生きもののネットワークを守り育て、自然との共生に向けた取組みを進め、継承している。また、気候危機に与える影響、効果が広く認識され、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの変容により、脱炭素地域社会が実現している。

【成果指標】

成果指標名	単位	現状値	中間目標値	最終目標値
		令和5年度	令和9年度	令和13年度
身近なみどり、自然を大切に思い、みずから守り育てている区民の割合	%	32.4	41.2	50
みどり率	%	24.38	29	32.2
区内のCO ₂ 排出量	千t-CO ₂	2,517（令和2年度）	1,493	1,152（令和12年度）

1 区の特徴

ここでは、「環境」を構成する階層ごとに、世田谷区の特徴を様々なデータから明らかにします。

(1) 人

人口、世帯数は23区で最多であり、2040年ごろまで増加が続くと見込まれており、人口の多い分、人々の行動が環境に与える影響も大きくなります。

区民の力を発揮し、事業者や区などのあらゆる主体とともに、将来像の実現をめざしていくことが重要です。

区の特徴

- ・人口 918,141 人（23区で最多）〔2024年1月1日現在〕
- ・世帯数 496,436 世帯（23区で最多）〔2024年1月1日現在〕
- ・2042年までは人口動態も増加傾向。

表 上位5区の人口・世帯数

	区	人口（人）	世帯数（世帯）
1	世田谷区	918,141	496,436
2	練馬区	741,540	389,715
3	大田区	733,634	410,030
4	足立区	693,223	371,942
5	江戸川区	689,961	353,487

各区の住民基本台帳による人口・世帯数（2024年1月1日現在）

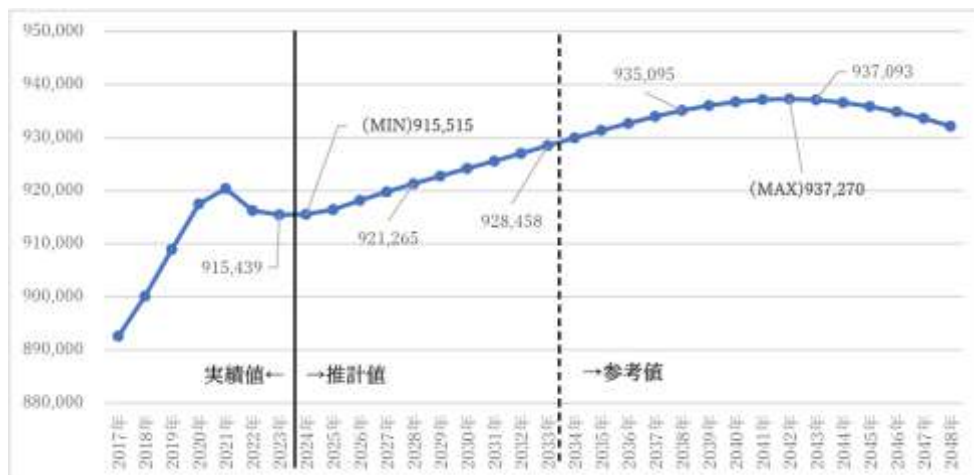


図 世田谷区将来人口推計（2023年7月）

(2) 地球環境

① 温室効果ガス、エネルギーなど

世田谷区では、温室効果ガスを 2030 年度 57.1%削減（2013 年度比）、2050 年実質ゼロとすることを目標としています。

温室効果ガス排出の要因として、家庭部門の割合が高いことが大きな特徴となっています。

区の特徴

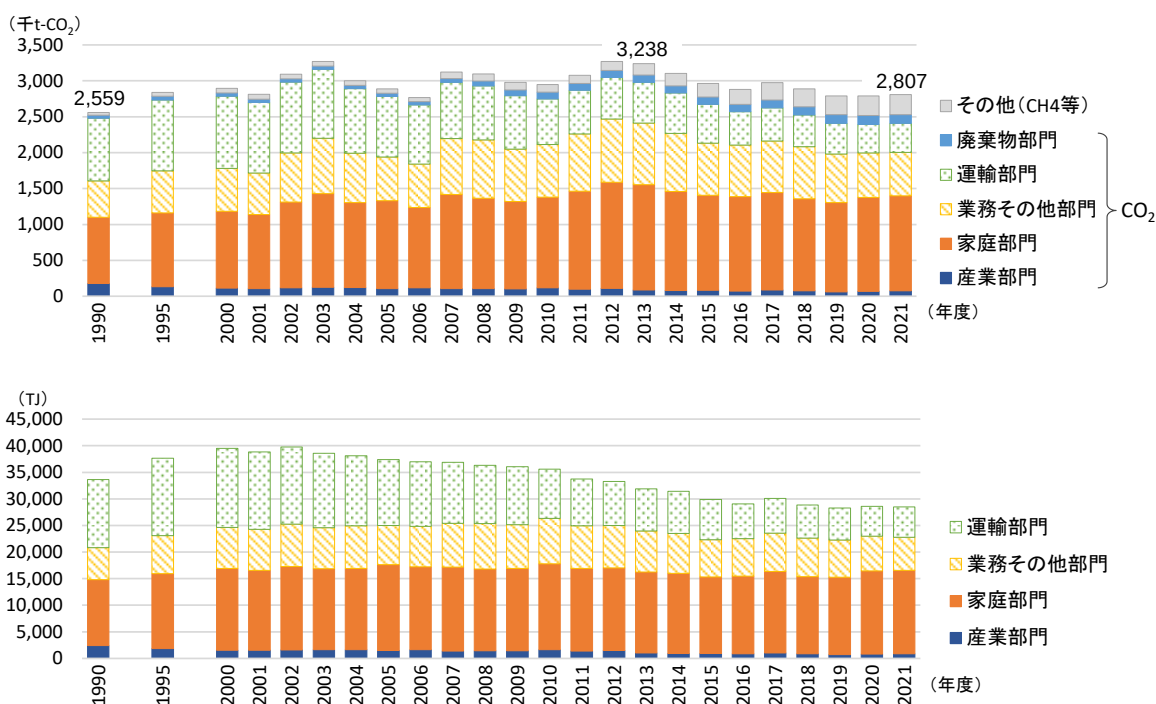
- ・ 温室効果ガス 2030 年度 57.1%削減（2013 年度比）、2050 年実質ゼロ
- ・ CO₂排出量は 2,529 千 t-CO₂（2021 年度）※¹で、温室効果ガス排出量の約 90%を占める。
- ・ CO₂排出の大部分は、家庭や事業所における電気、ガスの使用、自動車利用に伴うガソリン消費など、エネルギー消費に伴う排出
- ・ エネルギー消費量は 28,509TJ（2021 年度）※¹、家庭部門の割合が高い（55.0%）。人口増にもかかわらず、減少傾向（10 年前の 85%）
- ・ 再エネポテンシャルの大部分を占める太陽光発電設備の設置ポテンシャルは、都内最大（1,242,347Kw）※²だが、太陽光発電設備の既設置率は約 3.3%※³
- ・ 再生可能エネルギーをこれから利用したいと考える区民は、2018 年度から増加（2018 年度 40.2%、2023 年度 51.4%）※⁴

※¹ 「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

※² REPOS/環境省再生可能エネルギー情報提供システム（2021 年度）

※³ 経済産業省再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報ウェブサイト（2022 年 12 月末）

※⁴ 環境に関する区民意識・実態調査（2023 年 11 月）



エネルギー消費量の推移

「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）を基に作成

(3) 自然環境

①みどり

世田谷区では、2032年にみどり率33%達成をめざす「世田谷みどり33」を目標に掲げています。

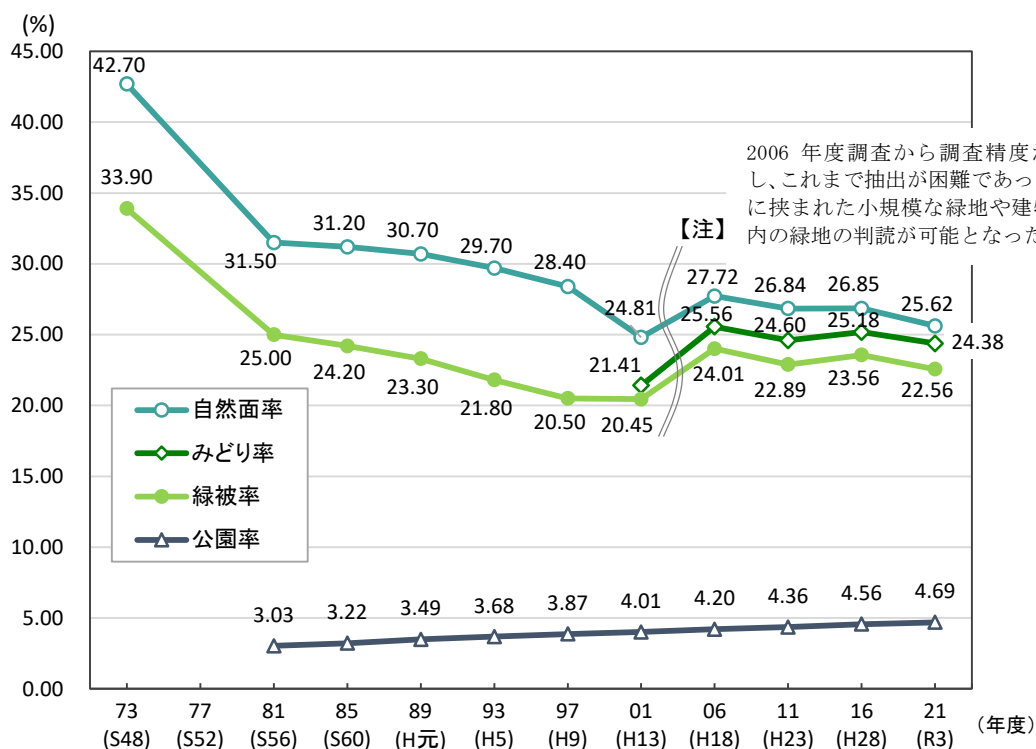
2021年度時点で緑被率は22.56%、みどり率は24.38%であり、過去5年間では減少していますが、公園面積や公園数は増加しています。

区の特徴

- ・「世田谷みどり33」（2032年にみどり率33%達成をめざす）
- ・緑被率22.56%※¹、みどり率24.38%※¹であり、過去5年間では減少
- ・みどりの内では、民有地のみどりが多い。
- ・国分寺崖線や都内唯一の渓谷（等々力渓谷）
- ・都市公園等の数は559箇所※¹
- ・公園面積2,669,074 m² ※¹
- ・一人当たりの公園面積は2.9 m² ※²
- ・農地面積約89ha ※¹ 減少傾向

※1 世田谷区の土地利用2021

※2 令和3年度世田谷区みどりの資源調査



自然面率…緑が地表を被う部分※に水面と裸地を加えた面積が地域全体に占める割合
 みどり率…緑が地表を被う部分※に水面と公園内の緑に被われていない部分を加えた面積が地域全体に占める割合
 緑被率 …緑が地表を被う部分の面積が地域全体に占める割合
 ※緑が地表を被う部分：樹木地（樹木・竹林）、草地、農地、屋上緑地を航空写真から判読

図 自然面率・みどり率・緑被率・公園率の推移

(4) 生活環境

①住みやすさ（環境面）

水質・大気などの基準値は概ね達成しています。また、人口 1,000 人当たりの公害苦情件数も 23 区内で 6 番目に少ない状況です。

世田谷区が住みやすいと感じている区民の割合は 8 割を超えています。

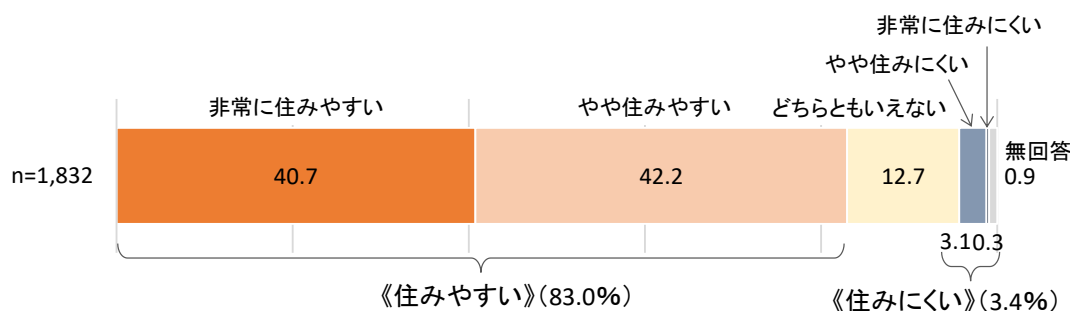
区の特徴

- ・工業に伴う公害や水質・大気などの基準値は概ね達成
- ・人口 1,000 人当たりの公害苦情件数 0.29 件^{※1}（23 区で 6 番目の少なさ）
- ・世田谷区を「住みやすいと感じている」区民の割合は 83.0%で、今後も住みたいと思う区民の割合は 83.0%^{※2}

※1 東京都環境局「公害苦情統計調査（令和3年度）」より算出

※2 世田谷区民意識調査 2023

●住みやすさ



●定住意向

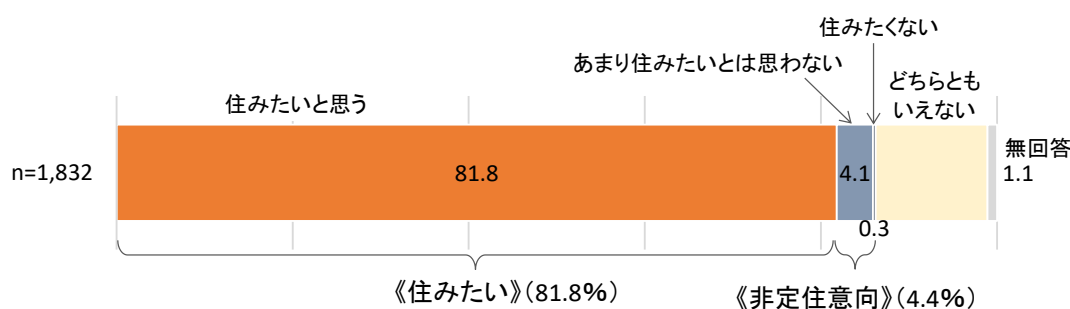


図 世田谷区の住みやすさと定住意向

出典：世田谷区民意識調査 2023

②廃棄物・資源

2022 年度における区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 518g/人・日であり、減少傾向にあります。また、リサイクル資源回収量は 23 区で最も多い年間約 4,900 万 t に上り、環境に配慮した行動として 8 割近くの区民が資源とごみの分別を徹底しています。

人口・世帯数の多さを背景に、食品ロスが家庭から発生する量が多くなっています。

区の特徴

- ・廃棄物事業は 23 区共同で実施
- ・一人あたりのごみ排出量は 518g/人・日^{※3}で減少傾向
- ・食品ロス量は 1 年間で家庭から 10,100t^{※4}（2014～2019 年度平均）、事業所から 17,200t^{※4}（2017 年度）発生
東京都の食品ロス量（家庭から 151,000t^{※5}、事業所から 294,000t^{※5}（2019 年））と比較すると、家庭からが多い。
- ・リサイクル資源回収量は年間約 4,895 万 t^{※6}（23 区で最多）
- ・買い物袋やマイバッグの持参、生ごみを出す前の水切り、資源とごみの分別の徹底をいつも行っている区民の割合はそれぞれ 72.1%、72.3%、78.4%^{※7}

※3 世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2023

※4 世田谷区食品ロス削減推進計画

※5 東京都環境局第 13 回東京都食品ロス削減パートナーシップ会議「食品ロスの発生状況及び東京都の取組」

※6 特別区清掃リサイクル主管課長会リサイクル分科会リサイクル統計作業・検討部会「清掃事業年報別冊令和 3 年度Ⅲ リサイクル編」

※7 環境に関する区民意識・実態調査（2023 年 11 月）

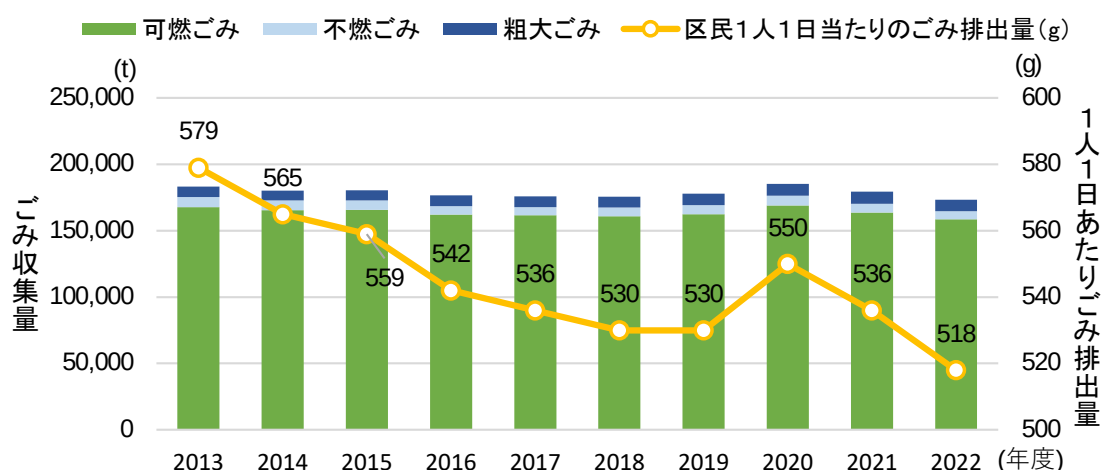


図 ごみ収集量、1 人 1 日あたりごみ排出量の推移

「世田谷区清掃・リサイクル事業概要 2023」等を基に作成

(5) その他

①土地利用

区内の土地利用の7割弱が住宅を主とした宅地であり、開発により宅地、道路などの都市的利用が今なお増加する傾向にあります。

区の特徴

- ・区の約67%が宅地であり、その割合は増加傾向※
- ・宅地の約7割が住宅としての土地利用であり、商業系・工業系は減少傾向※
- ・非宅地では、空地、農地の減少が進んでおり、開発により宅地や道路などの都市的土地利用への転換が進んでいる
- ・都心に近いほど住宅に特化した土地利用が多く、離れるほど用途が多様化する傾向

※ 世田谷の土地利用 2021

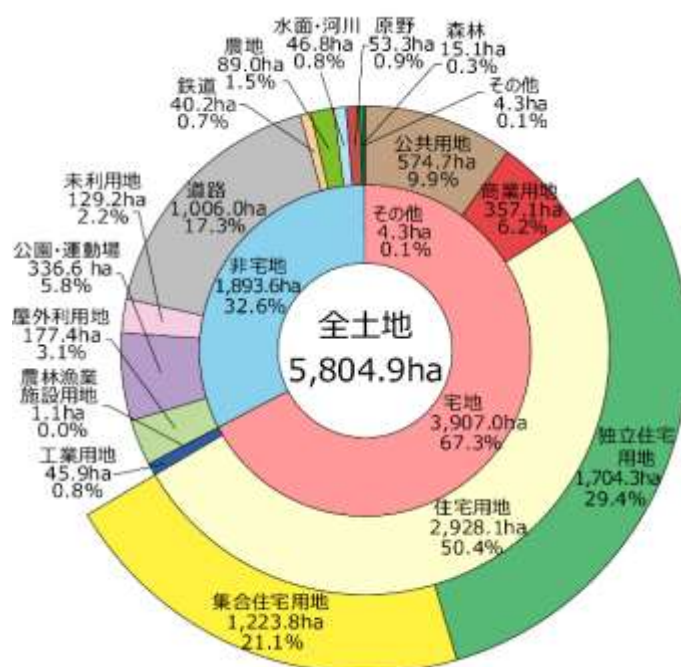


図 土地利用の構成比 (2021 年度)

世田谷の土地利用 2021 を基に作成

②都市・交通

地域の特性に応じた街づくりのルールを定める地区計画や、区独自の制度である地区街づくり計画を策定し、地域住民の合意形成の下に街づくりが進められています。

交通網については、東西方向に鉄道（京王線、小田急線、東急田園都市線・大井町線）が走り、南北方向を主にバス路線が結んでいます。また、区のコミュニティサイクル・レンタサイクルポートが区内7か所に設置されています。

区の特徴

- ・地区計画を策定している地区数 94（23 区で最多）
- ・鉄道は東西の輸送を中心に 8 路線が整備
- ・バスは 4 社・1 局が 83 路線を運行（2022 年 4 月現在）

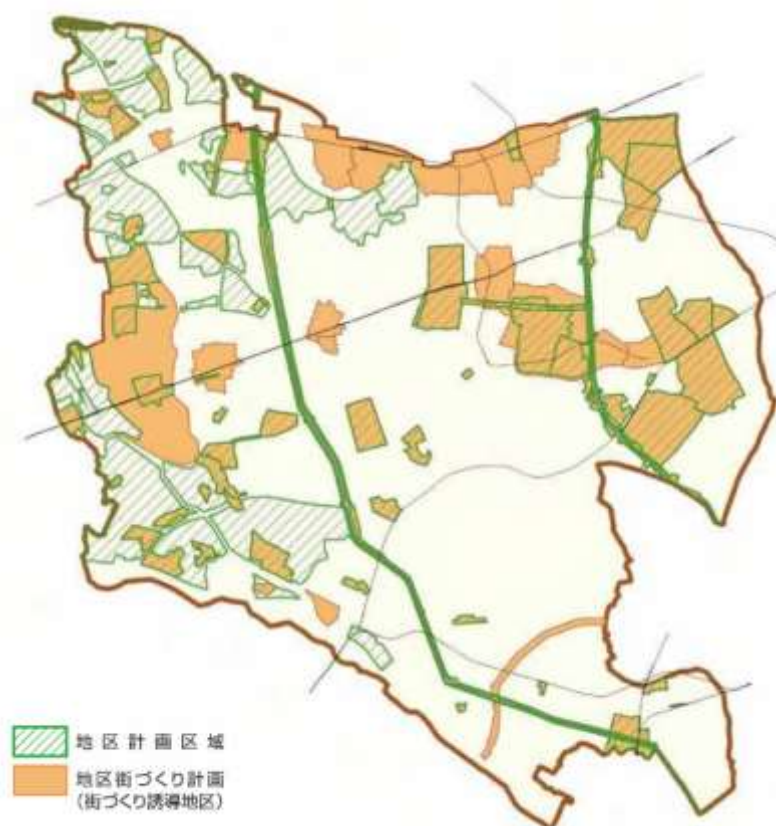


図 地区計画・地区街づくり計画の実績（2018 年度現在）

出典：パンフレット「世田谷の街づくり条例」

区の環境の特徴の要点

地球環境

- 多様なライフスタイルを送る区民の電気やガスの利用や移動などの行動により発生するエネルギーや資源は、人口規模に応じた大規模なものとなっている。
- 主要産業は、サービス業や飲食業など、区民の生活に密着する第三次産業である。
- 区民の行動変容によってもたらされる温室効果ガス排出量の削減効果は大きい。

自然環境

- 全域が市街化しており、みどりは人の手によって作られ保たれている。
- 住宅地における豊かなみどりは、100年に及ぶ市街化の過程において、区民一人ひとりが作り上げてきた。
- 等々力溪谷や成城みつ池緑地など、昔ながらの豊かなみどりが地域の努力で保全され、憩いの場となっている。
- 「世田谷みどり33」の目標に掲げているみどり率33%については、2021年度時点で24.38%であり、過去5年間で減少している。

生活環境

- 都市化の中で発生した水質や大気の汚染などは、今も続く人々の長年の努力により改善し、良好な状態が保たれている。
- 多くの人々の暮らしの中で、消費や廃棄などのモノの循環が活発に行われている。
- 街は、他人と隣り合いながら生活する場であるとともに、スポーツや食事などの余暇活動や仕事の間として、人々の多様な営みが行われている。

2 階層ごとの将来像

以上の要素を踏まえ、本計画における階層ごとの将来像を以下のとおり設定します。

(1) 地球環境

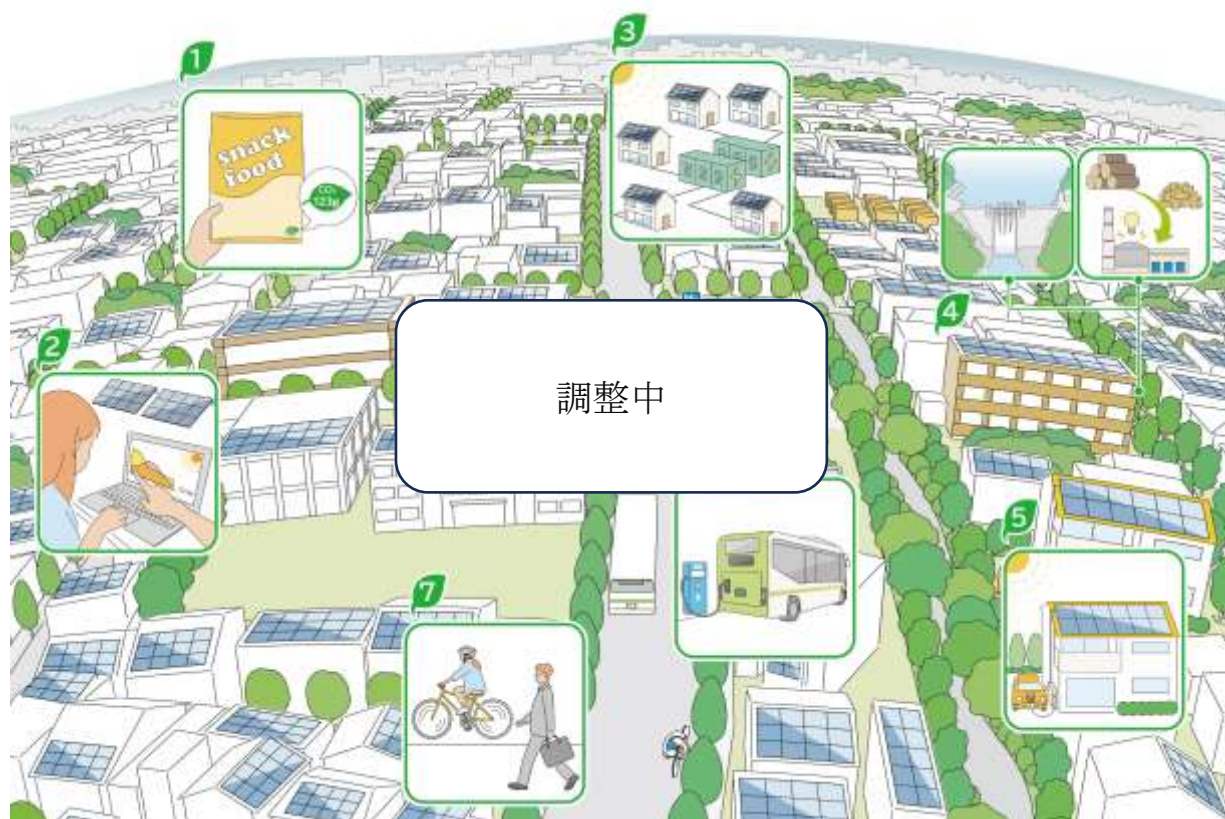
<2050 年の将来像>

地球温暖化などの地球環境全般に対して、一人ひとりの区民や事業者の行動が与える影響が広く認識されており、様々な場面で脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルが実践されています。また、住宅都市という特性を活かし、エネルギーを賢く利用し、持続可能な脱炭素型地域社会と、脱炭素な街づくりや移動システムの構築が実現しています。

具体的なイメージ

- 地域と国全体でカーボンニュートラルが達成されています。
- 既存建築物においては最大限、新築においては全てにおいて、安価でメンテナンスが容易な太陽光等の再生可能エネルギー設備導入が図られ、地域内には大規模な蓄電池や水素ステーションが設置され、それらの設備の地域内ネットワークにより創出した再エネの地域における効率的な活用（地産地消）が行われ、自立電源が保たれた持続可能な地域社会が実現しています。
- 地域内で創出できない分の電力需要については、再エネの供給地域との連携・共創により地域に裨益する再エネ電源から安定的な供給が行われ、電気の供給を通じた供給地域との様々な交流が図られています。
- 電気だけでなくガスの脱炭素化も進んでいます。
- 建築物の新築においてはZEH化が義務付けられており、既存の建築物においては低コストで設置が容易な省エネ設備による最大限の省エネが行われ、小エネルギーで快適な生活空間としての住宅が普及しています。
- 域内域外を問わず、再エネ電源について、区民一人ひとりが関わっており、エネルギーに対して高い意識を持っています。
- 脱炭素で人を中心に据えた街づくりが実現されています。
- CO₂の吸収源としても貢献する、みどりが保たれています。
- 脱炭素で利便性の高い移動システムが確立し、快適に移動できる環境が構築されています。
- 区民一人ひとりが地球環境について高い関心を持ち、地球環境と地域の持続性を主体的に認識するための学習の機会や情報が適切に提供されており、区民が脱炭素を意識した行動を常に行っています。
- 商店では、全ての商品で生産・物流過程におけるCO₂排出量やその他の環境負荷が明示されており、消費者が主体的に選択できる環境となっています。
- 学校では地球環境について学ぶ機会が多く提供されています。
- 環境に関わる事業者が活発に企業活動を行い、新たなイノベーションが次々に生まれ、世田谷の産業における柱となっています。

〈将来像のイメージ（地球環境）〉



🌱 せたがやライフスタイル

- | | | |
|--------------------------------|---------------------------|------------------|
| ① CO ₂ 排出量の少ない商品の選択 | ④ 使用する電力の 100%再生可能エネルギー実現 | ⑥ 電気自動車、EVバスの導入 |
| ② エネルギーに関する学習 | ⑤ 住宅のZEH化 | ⑦ 環境負荷の低い交通手段の利用 |
| ③ 地域が連携した自立電源の確保 | | |

(2) 自然環境

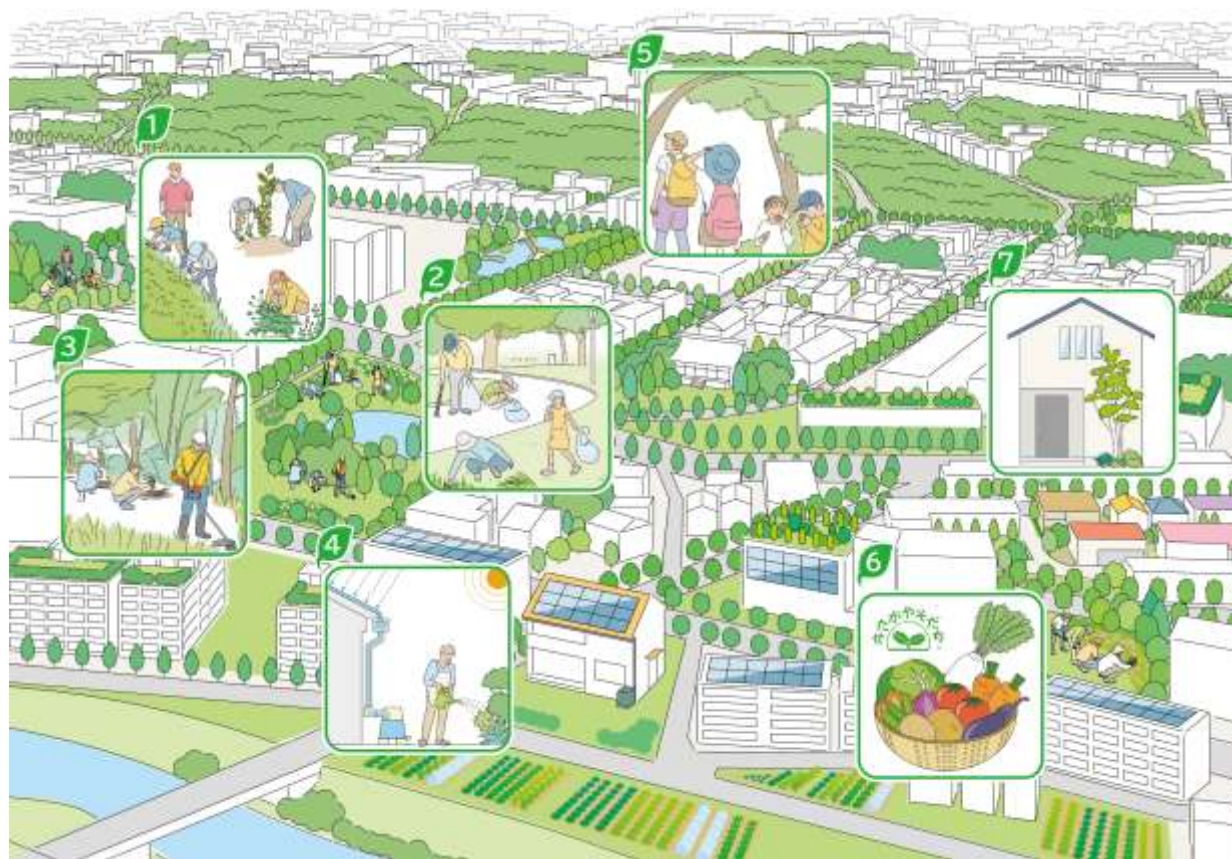
<2050 年の将来像>

区民や事業者が、自然との共生に向けた「手入れ」の取組みを通して、多様な生物に支えられた地球の生態系の健全性を保持する必要性を広く認識しています。都心に近く交通の利便な立地にありながら、人々がみどりや生きもの、農などから豊かな恵みを享受しながら守ることに努め、自然の持つ様々な機能に支えられて、日々の暮らしや活動を送っています。

具体的なイメージ

- 国分寺崖線を中心としたまとまりのあるみどりや多摩川水系を中心とした豊かな自然環境が充実しています。
- 公園や緑地、屋敷林などを拠点として区内全域でみどりのネットワークが形成されています。
- 個々の住宅や集合住宅のオープンスペース、街角など地域の身近なところに自然を感じられる場所があります。
- 生活の中で自然の機能を実感しています。
- 生物多様性の保全とその持続可能な利用を推進しています。
- 在来植物や生物が人のくらしと共存しています。
- 人々が農を身近に感じ、触れることができます。
- 景観形成や交流創出、防災など、農業・農地が有する多面的機能の理解が浸透しています。

〈将来像のイメージ（自然環境）〉



せたがやライフスタイル

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 民有地のみどりの保全活動への参加・協力 | ⑤ 身近な生きものの保全 |
| ② 公園の維持管理への参加・協力 | ⑥ 区内農産物の購入、農業の応援 |
| ③ 樹林地の保全活動への参加・協力 | ⑦ ひとつぼみどりなどの緑化 |
| ④ 雨水の浸透、雨水利用 | |

(3) 生活環境

<2050 年の将来像>

区民や事業者が安全かつ活発に社会・経済活動を行うための着実な基盤が築かれています。

そのうえで、一人ひとりがルールやマナーを守り、思いやりを持って生活を送ることで、やすらぎのある、暮らしやまちが創られています。また、限りある資源を有効に活用する循環型社会が構築されるとともに、人々と事業者は経済活動と消費生活を通じて、社会的課題の解決に向き合っています。

具体的なイメージ

- 安全な大気や水、土壌などが確保されています。
- 区民が日々の生活において、歩きたくなるまちが形成されています。
- 区民一人ひとりが他者のライフスタイルや立場を理解し、お互いに配慮しながら生活しています。
- 区民、事業者や行政などの各主体が、協力や連携をしながら、きれいな街並みを保っています。
- 空家・空地が可能な範囲でコミュニティ・スペースとして活用され、地域の交流の場となっています。
- 暮らしに身近な場所にみどりの空間が確保されており、そこで人々がみどりの持つ様々な機能を体感しています。
- 公共の場所におけるルールやマナーを区民一人ひとりが適切に理解し、守られています。
- プラスチック使用製品の合理化や再生利用等が普及し、区民・事業者・区が、プラスチックごみゼロの社会をめざして行動しています。
- 2Rや食品ロスへの理解が浸透し、循環型地域社会が区民の主体的な行動により実現されています。
- 事業者や区民は、人や社会、環境に配慮した商品やサービスの提供や調達を通じて、社会的課題の解決に向き合っています。

〈将来像のイメージ（生活環境）〉



🌿 せたがやライフスタイル

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① ごみと資源の分別 | ⑤ マイボトルを使った飲料購入 |
| ② 2 Rや食品ロスを意識した消費行動 | ⑥ 地域の清掃活動への参加 |
| ③ 環境負荷の小さい商品の選択 | ⑦⑧⑨ 生活騒音への配慮 |
| ④ マイバッグの持参 | ⑩ 公共空間への配慮 |

第5章 分野ごとの方向性

「環境」の総合的な計画として、第4章で定めた3つの環境の階層における将来像実現に向けて重要となる分野を「区の環境施策の柱となる分野」として8つ設定し、区民、事業者による環境の「手入れ」の後押しを含め、方向性を示します。

●脱炭素行動・エネルギー

「地球環境」における温室効果ガス排出量の削減という課題の解決に向けて、23区でもっとも人口の多い世田谷区では、区民や事業者、区などの様々な主体が、エネルギー利用の削減、エネルギー利用の転換など、脱炭素を意識した行動が求められています。

★関連する主な個別計画等

「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」

●建築・地区街づくり

人の生活の基礎となる住宅や生活の拠点となる街のハード面での整備は、「地球環境」「自然環境」「生活環境」の全ての階層における将来像実現のための取組みにつながります。

★関連する主な個別計画等

「世田谷区都市整備方針」

●交通・移動

「地球環境」におけるCO₂排出量の削減という課題の解決に向けて、区内の温室効果ガス排出量の約14%を占める運輸部門の取組みが求められており、中でも、CO₂排出量の少ない移動手段の利用促進や、交通環境の改善等は重要な課題です。

★関連する主な個別計画等

「世田谷区地域公共交通計画」

●みどり※1

「みどり」は「自然環境」そのものであり、区では2032年にみどり率33%達成をめざす「世田谷みどり33」に向けて取り組んでいます。また、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、都市においても生物多様性の確保は喫緊の課題となっています。

★関連する主な個別計画等

「世田谷区みどりの基本計画」「生きものつながる世田谷プラン」

●農※¹

「農」は、産業としての農業や、みどりのひとつとしての農地だけでなく、都市の多様性や食の観点から、「自然環境」だけでなく「地球環境」「生活環境」への波及的効果も期待できます。

★関連する主な個別計画等

「世田谷区農業振興計画」

●グリーンインフラ※¹

自然環境が有する多様な機能を活用する「グリーンインフラ」は、都市型水害の軽減など「地球環境」の気候変動適応策にもつながります。区では、「せたがやグリーンインフラガイドライン」を策定し、区の公共施設の整備や、区民や事業者が取組むための指針を示しています。

★関連する主な個別計画等

「せたがやグリーンインフラガイドライン」

●公害対策・美化

大気や水質などの従来型の公害は改善の傾向にありますが、生活騒音やたばこ問題など、密集化した都市部の「生活環境」において避けられない問題に対し、価値観の多様化を踏まえた対応が必要となります。

★関連する主な個別計画等

「世田谷区指定喫煙場所整備指針」

●消費と共創※²・資源循環

人々の生活が豊かになるにつれて、人々の消費行動が環境全般に与える影響は大きくなります。また、消費は「消費者による商品等の選択だけでなく、生産に関わる事業者と消費者等、様々な主体が環境に配慮した製品の生産やサービスなどを創っていくもの（共創）である」という考え方が重要です。

ごみを減らし、資源を有効活用する資源循環の取組みは、「地球環境」における温室効果ガス排出量の削減に大きく寄与します。

★関連する主な個別計画等

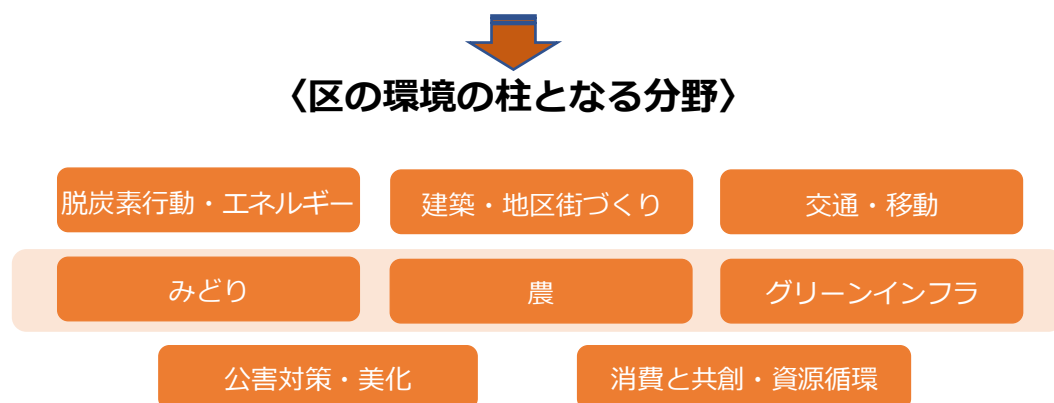
「世田谷区地域経済発展ビジョン」「世田谷区一般廃棄物処理基本計画」

※1 「みどり」「農」「グリーンインフラ」について

「世田谷区みどりの基本計画」における「みどり」は「樹木、樹林地、草地、水辺地、動物生息地、農地その他これらに類するもの及び地下水又は湧水とが一体となって構成された環境と、人の関わりによる文化や歴史的なみどり」を含めて定義していますが、本計画では、特に個別の課題を有している「農」「グリーンインフラ」を別項目として設定しています。

※2 「消費と共創」について

「環境」によりよい「消費」を促すためには、消費者の商品やサービスの選択に対して働きかけを行うとともに、企業や行政などによる生産や調達の段階も含めた供給における一連の流れを、様々な主体が一体となって創る（共創）必要があります。「共創」は「異なる立場や業種の人・団体が協力して新たな商品・サービスや価値観などをつくり出す」という意味であり、それぞれの分野に関わる考え方ですが、特に消費における「共創」を強調するため、本計画では、「消費と共創」という記載をしています。



区の環境の柱となる分野ごとに方向性を、以下のプロセスによって示します。

①現状（問題）

分野ごとの区民意識などの現状に関する、主要なポイントを示します。

②問題解決の視点

現状を基に、問題解決に当たって考慮すべき視点を示します。

③課題

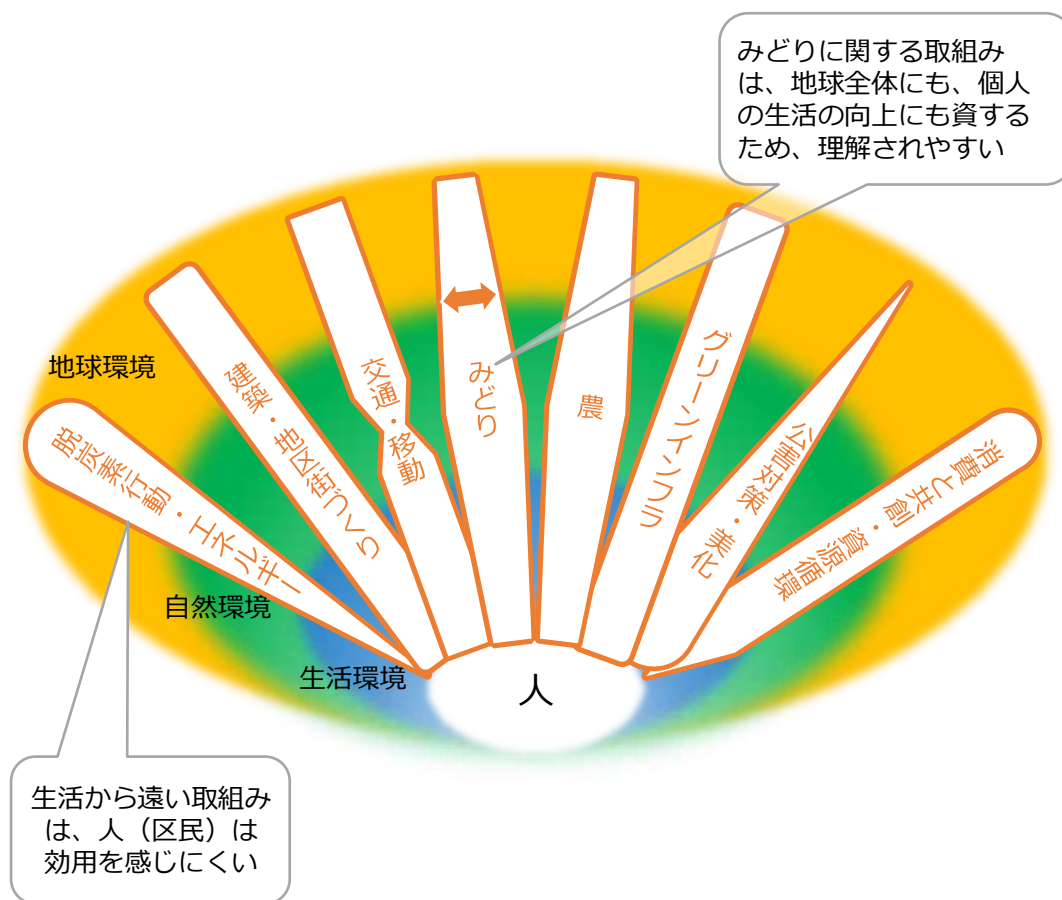
問題解決の視点を踏まえ、今後の改善を図るべき事項を示します。

④対応の方向性

階層ごとの 2050 年の将来像実現に向け、2030 年頃までを想定して、区が進めていく取り組みの方向性を示すものです。この方向性を踏まえ、分野ごとの個別計画で具体的な取り組みを定め、実行していきます。

なお、それぞれの分野やそれに連なる対策は、階層を超えて影響を及ぼし合います。例えば、みどりの保全・創出は、自然環境に関わるテーマですが、地球環境や生活環境にも影響します。

また、全ての環境対策は「人」に影響を及ぼします。例えば、住宅の断熱化は「健康」や「快適性」を増進し、グリーンインフラは「防災・減災」の強化につながります。



1 脱炭素行動・エネルギー

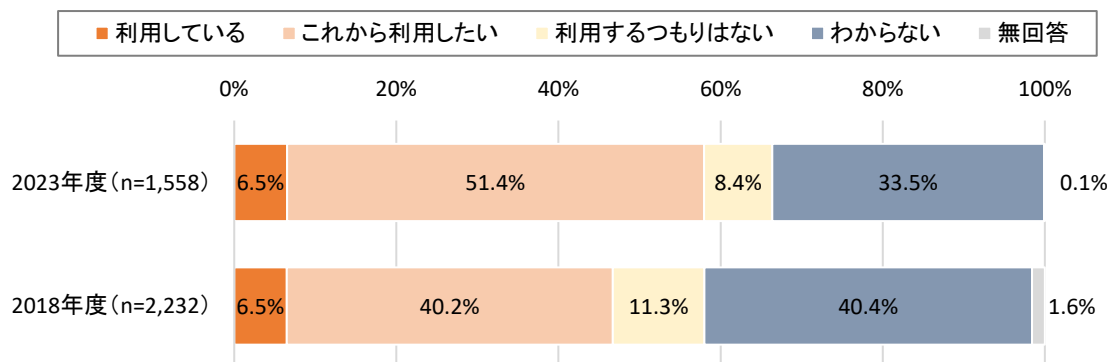
区が実施する施策の対象を「区民」「事業者」「区役所」に分け、「区民」「事業者」については、それぞれの行動を促進するための区の実施方針の方向性について、「区役所」については、区役所が事業者として実施する実施方針の方向性について記載しています。

(1) 区民

■ 現状（問題）

- 世田谷区における温室効果ガス排出量の大半はCO₂であり、そのほとんどは化石燃料の消費によるものです。
- 環境への関心は高まっていますが、再エネ電力の切替えなど行動変容を伴う新しいライフスタイルへの転換が進んでいません。
 - 省エネルギー行動に取り組んでいる区民の割合は、8割前後と旺盛ですが、再生可能エネルギーを利用する区民の割合は6.5%と横ばいに留まっています※。

●再生可能エネルギーの利用に関する意向



出典：環境に関する区民意識・実態調査（2023年）

- 環境配慮行動を「行っていない」「どちらかといえば行っていないと思う」を選択した理由について、半数以上が「生活上の不便・不自由・面倒などが生じるから」を選択しています※。
- 区内車両台数に占める次世代自動車の割合は約20%です（2023年3月時点）。
- 住宅への再エネや省エネ設備の導入が進んでいません。
 - 補助金等の支援策についての情報が区民に十分行き届いていません。
 - 「省エネ住宅の普及促進・支援」「再エネの活用に関する啓発や支援」の区の実施方針に対する評価について、「分からない」と回答した区民の割合が4割を超えています※。
 - 断熱化による健康や電気代低減の効果、再エネ設備や省エネ設備の機器に関しての理解が進んでいません。

問題解決に向けた視点

- ✓ 脱炭素行動を生活や行動の制約と捉えてしまうと理解が進まない恐れがあります。
- ✓ 住宅の省エネ化や再エネ活用と、補助金等による支援策についての情報を区民に届けるために広報の工夫が必要です。
- ✓ 国内における再エネ電源の整備により、将来的な電気の排出係数の低減が見込まれますが、系統上の様々な課題や都市部の責任として、地産地消に取り組んでいくことも必要です。

課題

- ✓ 生活の利便性や快適性も高まる、区民にとって魅力的で意義ある脱炭素型ライフスタイルを提示していく必要があります。
- ✓ 生活スタイルに応じてコスト低減の検討ができるような環境整備を図る必要があります。
- ✓ 支援策について、区民が内容を理解し、使いやすいものとしていく必要があります。
- ✓ 脱炭素の取組みによる、様々な相乗効果を理解してもらい、普及促進につなげていく必要があります。
- ✓ 個々の住宅における事情に応じた適切な脱炭素に関する取組みをわかりやすく提示できるような環境整備が必要です。



対応の方向性

＊将来像（2050年頃を想定）の実現に向け、進めていく取組みの方向性（2030年頃までを想定）

- ◆ 区民にとって脱炭素行動を実践する（あるいは実践しない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 区民にとって魅力的で訴求力のある脱炭素型のライフスタイルモデルを提案します。
- ◆ 脱炭素型ライフスタイルモデルによるCO₂削減効果、社会的意義、経済的メリットなどを見える化し、発信します。
- ◆ 区民への発信は、SNSなどを通じた啓発動画の配信などにより広く行うとともに、参加者の知見を深める参加型・体験型イベントなどを併せて実施することで、自分ごと化を一層進めます。
- ◆ 脱炭素型ライフスタイル転換の支援策は、多種多様かつ、分かりやすく、使いやすいメニューとします。また、利用者の立場に立って、時勢を捉えた内容・手続きとなるよう、適宜更新します。
- ◆ 支援策については、実証的な取組みを繰り返して仮説を検証していくことで（トライアンドエラーにより）、取組みの精度を上げて、実効性を高めていきます。

(2) 事業者

■ 現状（問題）

- 2021年度の区内温室効果ガス排出量のうち、「業務その他部門」は22%を占めています※¹。
- 脱炭素経営に関するメリットや取り組まないリスクなどの経営上の重要性に関する理解が進んでいません。
 - 「脱炭素」は、経営上の課題として見えづらく、短期的な効果もわかりづらいためと考えられます。
 - 区内の事業者が多い卸売業や小売業、医療・福祉などの業種は、脱炭素経営のメリットが生じづらいためと考えられます。
- 脱炭素経営の取り組み手法や補助金等の支援策に関する理解が進んでいません。
 - 中小事業所では、様々な手法や支援策を比較検討するための時間及び人的リソースが不足しています。
- 脱炭素の課題解決を促すサービス等を提供する事業者が少ないです。
 - 環境産業の規模が小さく、事業者との接点も少ないです。
- 事業活動において「環境」を重要な事項だと位置づける事業者は多くありません。
 - 環境経営に関心を持っている事業所は77.5%になっていますが、事業活動における環境の位置付けに重要性を感じる事業所は24.9%に留まります※²。

※1 「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2021年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

※2 世田谷区産業基礎調査アンケート（2023年度）

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 事業に伴うCO₂排出が見えづらいため、経営上の課題として意識されにくいと考えられます。
- ✓ 事業者に対しては、行政からのアプローチだけでは、限界があります。
- ✓ 脱炭素を単に制約的な要素としてだけで捉えず、成長の機会として考えていくよう促していく必要があります。

■ 課題

- ✓ 脱炭素経営のメリットや取り組まない将来的なリスクについての理解を広げていく必要があります。
- ✓ メリットが生じづらい事業者に対しても、取組みの相対的な優位性をメリットとして顕在化させていく必要があります。
- ✓ 補助金などの支援策について、普及啓発と利用の利便性を高める必要があります。
- ✓ 個々の事業者の事業特性や事情に応じたコンサルティングが行える環境整備を図っていく必要があります。
- ✓ 環境産業を区の新しい成長産業として育成していく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 事業者のニーズや脱炭素型の経営を行う（あるいは行わない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 区内の多数を占める中小の小売業や生活関連産業などにおける脱炭素経営を促進するため、認証や表彰などによるブランディングなど、取り組むことのメリットを創出します。
- ◆ 事業者が脱炭素経営を進める重要性やメリット、取り組まないことによるリスクを理解・認識・習得するため、SNS などのあらゆる媒体を活用した幅広い情報発信や具体的な講座の開催、金融機関などと連携した業種に合わせたきめ細かい周知など、幅広く普及啓発を進めます。
- ◆ 脱炭素をはじめとする環境産業の課題解決に資する事業者の創出・育成のための環境整備を行います。

(3) 区役所

■ 現状（問題）

- 2023 年度のエネルギー使用量は、2013 年度比で 11.6%削減となっています。
 - 世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第 6 期計画）においては、温室効果ガス総排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 57.1%削減することを目標としています。
 - 温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するため、省エネルギーとエネルギーの脱炭素化を進める必要があります。
 - 省エネルギーの観点から、エネルギー消費量の目標を 2030 年度に 2013 年度比で 1.0%削減にとどめる(2022年度比 8.0%削減をめざす)、エネルギーの脱炭素化の観点から、炭素集約度の目標を 2030 年度に 2013 年度比で 57.4%削減をめざすと設定しています。

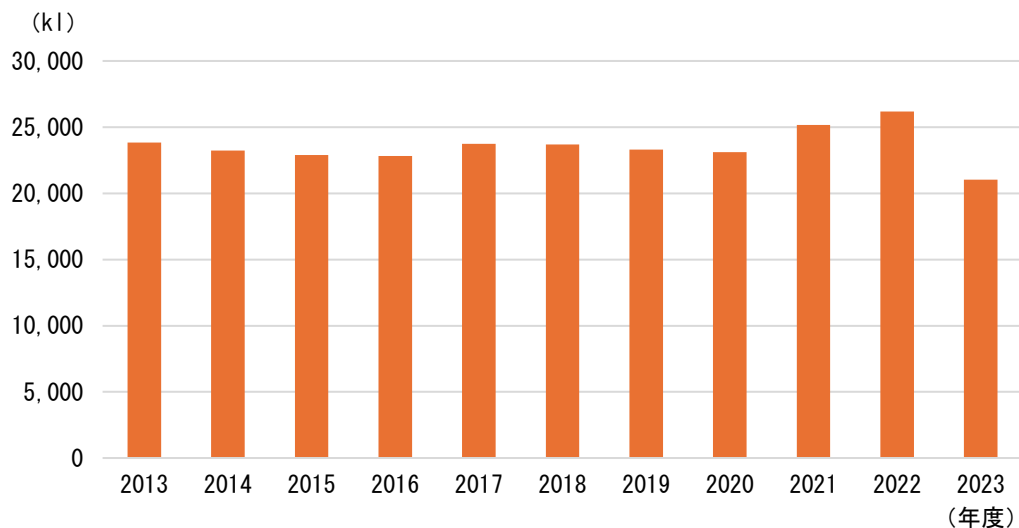


図 区役所における総エネルギー使用量の推移

- 改築や建て替えによる ZEB 化の全体的な進捗に時間がかかり、省エネ改修も進んでいません。
 - 公共施設全体の改修・整備予算が不足する中で、部分的な省エネ改修等に対する予算が不足しています。
- 事業からの温室効果ガス排出量の削減が進んでいません。
 - 組織の規模や公務の特性などから、業務における紙利用の削減やイベントの脱炭素化、公用車の EV 化などの加速が難しい。
- 区の政策形成において、脱炭素の主流化が進んでいません。
 - 政策形成や行政評価においては、主にコストと各施策の成果を指標としており、様々な行政課題のある中で、脱炭素が優先されにくい現状がある。

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 温室効果ガス排出量削減に関するコストを必要不可欠な行政コストとして考えていく必要があります。
- ✓ 国における支援制度が拡充しており、また、省エネに関する様々な手法も提案されています。
- ✓ 多様な行政課題の中で脱炭素の優先順位をどのように捉えるのか庁内議論が必要です。
- ✓ ハード面での施設整備による「公共施設の ZEB 化・省エネルギー化」とソフト面での全庁的な運用による「公共施設における適切なエネルギー利用の徹底」により、ソフト・ハード両面での省エネルギー化を推進し、「再生可能エネルギー電力の調達」により、エネルギーの脱炭素化を推進する必要があります。

■ 課題

- ✓ 温室効果ガス排出量削減を公共施設整備や区の事業等における基礎的なコストとして政策に実装していく必要があります。
- ✓ 財源と体制を確保し、計画的に「公共施設の ZEB 化・省エネルギー化」等の施設整備や「再生可能エネルギー電力の調達」等の運営の脱炭素化を進めていく必要があります。
- ✓ 自治体間連携の推進を図り、再エネ電気の導入の施策の相乗効果を高めることで導入を図りやすい環境づくりを行う必要があります。

対応の方向性

- ◆ 区の脱炭素を進めるための考え方やあり方を整理し、ハード（公共施設整備等）ソフト（事業運営・実施等）の両面において、温室効果ガス排出量削減を、区の事務事業を行う上での基礎的な考え方として定着させます。
- ◆ 「世田谷区役所地球温暖化対策実行計画（第6期計画）」に基づく「再生可能エネルギー電力の調達」等をはじめとしたハード・ソフト両面における温室効果ガス排出量削減等を推進し、「世田谷区公共建築物 ZEB 指針」「公共施設省エネ・再エネ指針」に基づく公共建築物の ZEB 化、省エネ化を推進します。
- ◆ 事務事業、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れて、事業を構築、実施します。また、事業評価においても、脱炭素の観点を含めた評価を行います。
- ◆ 自治体間連携においては、再エネ電気に限らない、連携による多分野での付加価値を高めることで、再エネ導入を図りやすい環境づくりを行います。

2 建築・地区街づくり

Ⅰ 現状（問題）

- 2021 年度の区内の温室効果ガス排出量のうち、「家庭部門」は約 47%を占めており※¹、住宅のCO₂排出量のうち、冷暖房が約 2 割を占めています※²。
 - 冷暖房のCO₂排出量削減などは、建築物自体の断熱化などが効果的ですが、改修を伴います。
 - 給湯のCO₂排出量の削減のためには、大規模な設備導入が必要となる場合があります。

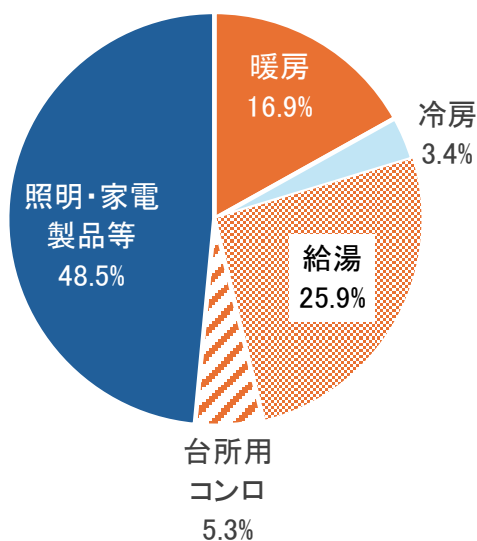


図 関東甲信地方の世帯当たり年間用途別CO₂排出量構成比

環境省「家庭部門のCO₂排出実態統計調査（令和2年度確報値）」を基に作成

- 新築の建築物については脱炭素化が進んでいく事が見込まれるが、既存建築物については対応が進んでいません。
 - 規制手段が確保されている新築と比較して、建物所有者の意向次第となる既存建築物は法規制の面からの対応が限られます。
- 自動車中心の道路環境となっています。
 - 歩いて楽しいまちを目標に掲げて取り組んでいますが、インフラ更新は時間がかかるほか、交通管理者など多様なステークホルダーが関わることから成果を出すのに時間がかかります。

※1 「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

※2 環境省「家庭部門のCO₂排出実態統計調査（令和2年度確報値）」に基づく、「地方別世帯当たり年間用途別CO₂排出量構成比」の関東甲信地方の割合

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 暮らしの基盤となる住宅に求める性能や必要なことは人によって様々です。そのため、個人の財産となる住宅への規制は、区民の十分な理解が必要となります。
- ✓ 建築費が高騰しており、安易な規制は区民負担を増大させるものとなる恐れがあります。
- ✓ 所有者の高齢化のため既存建築物の改修のモチベーションを得にくいことが考えられます。
- ✓ 道路環境の大幅な改善には時間がかかることから、ソフト的な対応が必要です。
- ✓ 自動車の通行規制は、区民生活や事業環境に大きな影響を与えるため、地域の合意形成が容易ではありません。

■ 課題

- ✓ 国の動きを踏まえながら、東京都などと連携し、既存建築物の改修がしやすい建築規制や誘導策の導入が必要です。
- ✓ 脱炭素を地域の課題として、持続的な街づくりに関する住民の理解を得ていくための取組みが必要です。
- ✓ 歩行者中心の街づくりに関する住民の理解を広め、少しずつ実績を積み上げていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 既存建築物の改修がしやすい環境をつくるため、国の動向を踏まえ、都と連携し、エコ住宅補助金をはじめとする助成制度などの、支援策の充実を図ります。
- ◆ 地区街づくり等においては、脱炭素などの環境に関するルール整備に取り組みます。
- ◆ ウォーカブルな街づくりの効果を地域住民に発信するため、道路管理者等と連携し、公共空間を活用した社会実験などに取り組み、ハード面での取組みを推進していきます。

【コラム】ウォーカブルなまちなかの形成

世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組みが進められています。これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっています。

まちなかをウォーカブルな人中心の空間へ転換し、高齢者や障害者を含めた、あらゆる人に優しく、憩いの空間となるような「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成することは、環境への「手入れ」の取組みであり、これにより、まちに関わる多様な人々の出会いや交流を通じたイノベーションの創出、人間中心の豊かな生活を実現する都市が構築され、それによって地域への愛着が高まり、一人ひとりの環境への「手入れ」がさらに活発になります。

世田谷区では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指すウォーカブル推進都市に賛同し、ウォーカブルな街づくりを目指しています。

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」イメージ図



国土交通省資料

3 交通・移動

Ⅰ 現状（問題）

- 2021 年度の区内の温室効果ガス排出量のうち「運輸部門」は約 14%を占めています※。
 - 区内の自動車登録台数や交通量は全体として減少していますが、CO₂排出量は依然として大きい状況です。
- 公共交通機関のネットワークが充実していない地域があります。
 - 都市計画道路などの整備状況が低い地域では、バス路線の密度が低い状況です。
- エネルギー効率に優れた次世代自動車の普及は進んでおり、2023 年 3 月時点で、区における、次世代自動車の全車両台数に占める割合は約 20%です。一方で、次世代自動車のうち、走行時に CO₂等のガスを出さない ZEV の占める割合は約 2%に留まっています。
 - 充電場所などが少なく、区民が日常的に利用できる環境が整っていません。

※ 「特別区の温室効果ガス排出量（1990 年度～2021 年度）」（オール東京 62 市区町村共同事業）

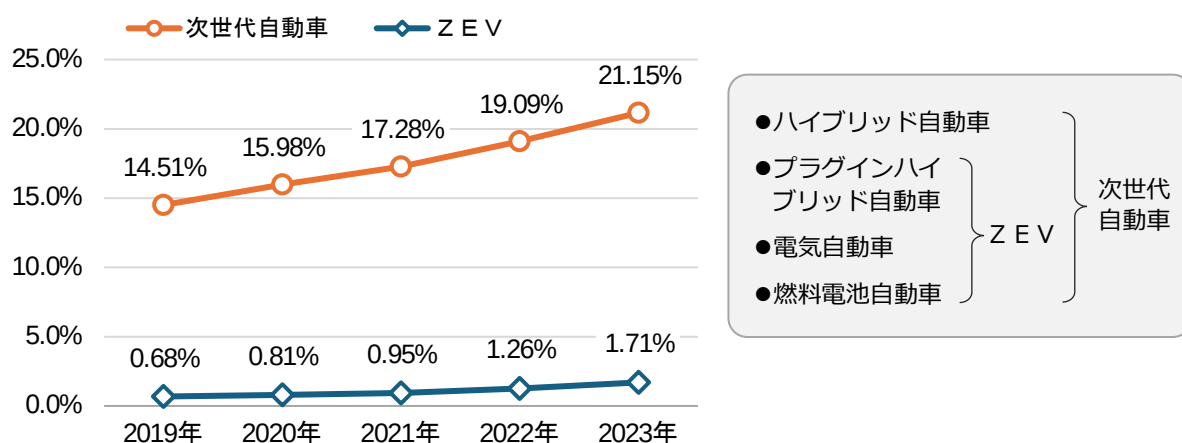


図 区における次世代自動車と ZEV の全車両台数に占める割合の推移（各年 3 月末時点）

一般財団法人自動車検査登録情報協会提供データを基に作成

Ⅱ 問題解決に向けた視点

- ✓ 都市計画道路の整備率が低いものの、短期的改善は難しいため、都市計画道路等の整備状況を踏まえ、バス交通の拡充に向け、都及び区施行の事業進捗を把握し、対応を進めていくことが必要です。
- ✓ シェアサイクルや小型モビリティの普及促進、公共交通の更なる充実により、自家用車からの転換をめざしています。
- ✓ ZEV は、自動車業界全体の変革によって近い将来に普及期を迎えることが予想されます。
- ✓ 行政としては、ZEV に対する区民の理解増進と合わせて、まちでの利用環境の整備に取り組むことも必要です。

■ 課題

- ✓ 自動車の走行環境や道路の交通環境を改善し、渋滞損失や道路に起因する環境負荷の低減、自動車などの交通の円滑化を図る必要があります。
- ✓ バスなど既存公共交通機関のCO₂排出量の低減と利便性の向上を図っていく必要があります。
- ✓ 地域の特性を踏まえ、CO₂排出量の少ない移動手段の利用促進や利用しやすい環境整備を図る必要があります。
- ✓ ZEVを含めた次世代自動車の普及のため、利用環境を整備していく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 道路と鉄道の立体交差化など、交通渋滞の緩和に取り組み、自動車等の交通の円滑化を進めていきます。
- ◆ 徒歩や自転車、公共交通機関による地域の移動、公共交通機関における省エネ車両等の導入を推進していくことにより、移動の脱炭素化の促進を図ります。
- ◆ 小型モビリティ等の普及を促進するとともに、時代の動きをとらえた移動手法を組み合わせ、移動しやすい環境整備と移動時の環境負荷低減を推進していきます。
- ◆ ZEVの普及のため、国や都、事業者と連携して、EV充電設備の拡大を図るなど、区民ニーズを的確に捉えた普及策を進めていきます。

4 みどり

(1) 民有地

■ 現状（問題）

- 区内のみどり率は 24.38%（2021 年度）となり、過去 5 年では減少、15 年程度では概ね横ばいとなっています※。
- 減少の主な要因として、相続等を契機とした敷地の細分化、農地の減少等が挙げられます。
- 区内の緑被面積のうち民有地が 64%を占めています。

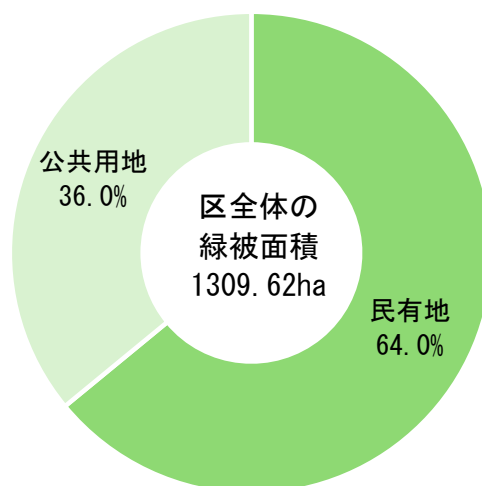


図 公民別「緑被」面積割合

令和3年度世田谷区みどりの資源調査を基に作成

- 全国的にも厳しい緑化規制（緑化地域制度による緑化基準など）により、みどりの減少に歯止めをかけています。
- 集合住宅の緑被は増加しており、緑化基準により設けられた植物の成長などが要因と考えられます。
- 市民緑地制度など諸制度の適用、保存樹木への維持管理支援によるみどりの保全、緑化助成制度など支援策の積極的な展開やひとつぼみどりの普及促進などによるみどりの創出に取り組んでいますが、みどり率の向上には至っていません。
- 国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030 年までに達成すべき短期目標として、「2030 年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げており、区でもそれに向けた取組みが求められています。
- 国分寺崖線などには、貴重な民有樹林地が残っています。

※ 世田谷区の土地利用 2021

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 社会経済活動の中で土地利用が変化することから、行政として抜本的な対応は難しく、緑化のインセンティブとなる施策を多面的に展開しなければなりません。
- ✓ 緑化助成制度や市民緑地制度など、支援策は比較的揃っているが認知度も十分ではなく、効果的には活用されていません。
- ✓ 樹木の維持管理上の負担が樹木所有者の重荷になっている場合があり、地域や行政からの支援を求める声は多い状況です。
- ✓ 区民のみどりに関する意識を高め、自らの手でみどりを守り育てているという、主体的な価値観を共有化することも大切です。

■ 課題

- ✓ 各種支援策の新設拡充や啓発活動の充実により、区民等によるみどりの保全・創出を広めていく必要があります。
- ✓ みどりの量や質を維持するために、維持管理や活用にも目を向けた施策を構築していく必要があります。
- ✓ みどりの効果が見える化する等、区民全体にみどりを守り育む意識や生物多様性の認識を十分に浸透させていく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区民のみどりに関する意識や行動を分析し、重点化すべき対策を進めていきます。
- ◆ 緑化に係る各種助成制度について、対象範囲の拡大、助成メニューの拡充などにより、普及啓発を図ります。
- ◆ 暮らしの中で自然の豊かな恵みを実感できるよう、身近な自然に触れ、手を入れたり育てたりする場や機会を増やすことで、区民のみどりや生物多様性に関する意識を高め、自らの手でみどりを守り育てているという主体的な価値観を共有化します。
- ◆ みどりの持つ多種多様な効果の見える化など、その機能を分かりやすく発信することで、みどりや生物多様性に関する認識の浸透を図ります。
- ◆ 緑化基準の継続的な運用を図るとともに、検証を加え、建築に伴うみどりの保全・創出、生物多様性に配慮した緑化を推進します。
- ◆ 骨格的なみどりの軸である国分寺崖線上の樹林、農地の保全を進めます。

【コラム】世田谷ひとつぼみどりのススメ

区では1坪(約3.3㎡)程度の小さなみどりの空間を「ひとつぼみどり」と名づけ、身近な場所でみどりを増やしていただく活動を、「世田谷区みどりの基本計画」等に基づき推進しています。

1本の木を植える、生きものが集まる水鉢を置く、色とりどりの草花が華やかさを生むハンギングバスケットを置く、日差しをさえぎる緑のカーテンを育てるなど、小さな空間にちょっとしたみどりをつくる取組みを全ての家で実行できれば、砧公園1個分(約39ha)のみどりが生まれます。これは、一人ひとりの環境への「手入れ」が地域へ広がるという、本計画の理念に沿った重要な取り組みです。

また、まちにみどりが増えることで、気温上昇や騒音がやわらぐ、土壌が雨を貯留・浸透することで地下水の涵養や都市型水害の緩和につながる、生きものの生息場所や移動経路が広がる、地震発生時のブロック塀の倒壊被害軽減や延焼防止に貢献するなど、安心で豊かな暮らしにもつながっていきます。



「世田谷ひとつぼみどりのススメ」リーフレット

(2) 公共用地（公園・緑地等）

■ 現状（問題）

○ 公園・緑地面積は年々増加しており、みどり率に寄与しています。

➤ 都市公園等は、この40年間で178haから266haと面積で1.5倍、個所数も218箇所から559箇所と倍以上に増加しています※¹。

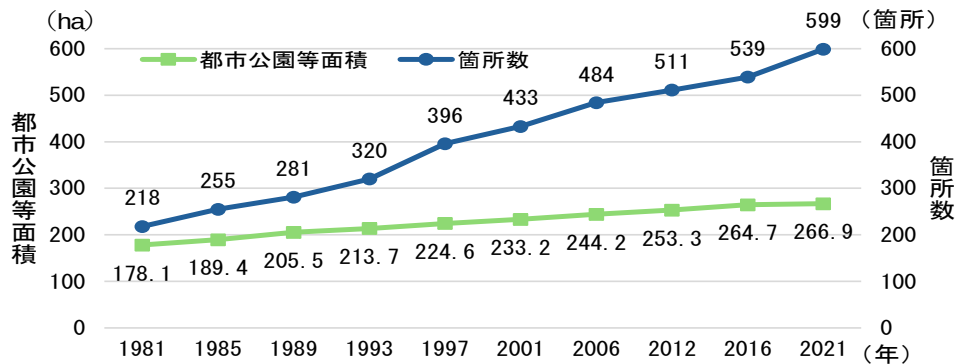


図 都市公園等の推移

世田谷区の土地利用 2021 を基に作成

○ 人口増加により一人当たり公園・緑地面積は伸び悩んでいます。

➤ 一人当たり公園等面積は、2011年の3.03㎡から2021年の2.90㎡と伸び悩んでいます※²。

○ 区内には公園が不足している地域が多くあります。また、箇所・規模・配置ともに偏りがあります。

○ 国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、2030年までに達成すべき短期目標として、「2030年までのネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を掲げており、区でもそれに向けた取組みが求められています。（再掲）

※1 世田谷区の土地利用 2021

※2 令和3年度世田谷区みどりの資源調査

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 公園・緑地が不足している地域では、機会を適切に捉えて区が土地を取得し、公園・緑地の整備を計画的に進めていきます。
- ✓ 大規模な公園・緑地がない場合は、小規模公園のネットワークにより補完することが大切です。
- ✓ 道路や学校を含めた区内の公共公益施設を公園緑地と同様に、地域のみどりの拠点やネットワークの資源として活用する視点が必要です。
- ✓ 公園・緑地には、レクリエーションや防災上の機能など、都市の中の貴重なオープンスペースとしての役割のほか、地球温暖化防止や生物多様性の維持に貢献しているという認識が必要です。
- ✓ 地域の生物多様性ネットワークを維持していくためには大規模な公園などやまとまりのあるみどり（みどりの拠点）の他、中小規模の公園や宅地のみどり（まちなかのみどり）を確保し、それらがつながっていくことが必要です。

Ⅰ 課題

- ✓ 公園・緑地における用地取得や整備等については、財政計画との整合や財源の確保を図る必要があります。
- ✓ 国分寺崖線上の大規模樹林地や生産緑地等は、区が必要に応じて取得することも検討する必要があります。
- ✓ 公園・緑地内の樹木については、適切な維持管理や更新が必要です。
- ✓ 公園・緑地をはじめ、みどりが果たしている機能やその必要性などについて、区民の理解を深めていく必要があります。
- ✓ 道路や学校を含めた公共公益施設を地域のみどり及び生物多様性の拠点とするために、積極的な緑化を推進する必要があります。



対応の方向性

- ◆ 地域の特性や区民のニーズに応じた公園整備を進めます。
- ◆ 特に公園・緑地が少ない地域や防災面で公園が必要とされている地域、国分寺崖線保全重点地区等の位置付けがある地域などにおいて、土地の取得を計画的に進めます。また、土地の取得にあたっては、国や都からの特定財源の確保に努めます。
- ◆ 官民連携手法による公園緑地の整備・管理運営や地域住民との協働による樹林地等の保全・管理等の検討を進めます。
- ◆ 公園・緑地が生きものの生育環境の確保・向上につながる拠点として、水辺や草地の創出、時期や頻度を変えた草刈などの整備・管理を進めます。また、区民が生物多様性について体験・学習する場や機会を設け、主体的に取り組む人材を育て、その輪を広げていきます。
- ◆ 公園・緑地をはじめ、みどりが果たしている機能やその必要性などについて、区民の理解を深めていくため、SNSなどの様々な情報媒体を複合的に用いて、普及啓発を進めます。
- ◆ 道路や学校を含めた公共公益施設の緑化を推進し、地域のみどり及び生物多様性の拠点やネットワークの資源として活用します。

5 農

Ⅰ 現状（問題）

- 経営農地は、宅地化の進行により減少傾向にあり、2019 年度（84ha）から 2023 年度（76ha）の 5 年間では 8ha 減少しています※。
- 区では、あらかじめ農業公園として都市計画決定を行った生産緑地を取得しています。
 - 区が農地保全方針に基づき都市計画決定した農業公園は約 7ha です。
- 農業従事者は年々減少しており、高齢化も進んでいます。
 - 農地所有者の多くは農地を残したいという意向が見られますが、相続税の負担や高齢化、後継者不在などの理由により、相続のタイミングで農地を手放さざるを得ないという問題があります。
- 近年、気候変動によりこれまで行ってきた農産物の栽培に影響が生じています。
 - 気候変動により従来の栽培時期や栽培方法では生育が難しくなっています。
- 農産物、加工品、原材料など食料の輸入・流通に伴う環境負荷（フード・マイレージ）や、食品ロス及びこれに関連する CO₂ 排出も社会問題になっています。
- 区が行っている区民が農に触れる事業は、区民等の関心が高く、特にふれあい農園事業や区民農園は申込み者数も多く、区民農園は待機者が多数生じる状況となっています。
- 国の都市農業振興基本計画において、都市農地は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」として、位置づけを大きく転換しています。

※ 令和 4（2022）年農家基本調査集計表

Ⅰ 問題解決に向けた視点

- ✓ 農業や農地は、産業としての農業やみどりの一つとしての農地というだけではなく、都市の多様性や食の観点など様々な相乗・波及効果が見込まれます。
- ✓ 食料自給率や地産地消の観点から、農業の重要性は高まっています。
- ✓ 身近な場所での農業体験は申込者も多く、区民の農業に対する関心は高いと考えられます。
- ✓ 貸借制度の改定などにより農地の活用方法の幅が広がっています。



課題

- ✓ 都市農業における農業経営の強化を図り、農業の産業としての持続性を高めていく必要があります。
- ✓ 地域における農地や農業の意義や重要性について区民の理解を深めていく必要があります。
- ✓ 貸借制度等をさらに活用し、農業振興・農地保全につなげていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 農家への様々な事業や制度の周知を進め、事業や制度を活用する農家を増やし、農業経営の支援を進めます。
- ◆ ふれあい農園事業など、区民が「農」に触れ合える機会の創出、地域における農地や農業の意義や重要性の効果的な発信、フードドライブやフードバンクの取組と連携した規格外の農産物・余剰農産物の有効活用などにより、農業の振興と農地保全を後押しする機運を高めます。
- ◆ 世田谷で生産された野菜や果実などの農作物「せたがやそだち」のブランド価値向上により、地元で採れた作物を地元で消費する「地産地消」を推進することで、区内の農業振興に加えて、食料の輸入・流通に伴う環境負荷（フードマイレージ）を軽減します。
- ◆ 化学合成農薬と化学肥料を都が定めた一般的な使用基準から減らして栽培され「東京都エコ農産物認証制度」の認証を受けた農産物のリーフレットを作成するとともに、農薬の適正な使用のさらなる注意喚起に努めます。
- ◆ 農家自身での営農が難しくなるような場合について、都市農地貸借制度の活用などの検討を進め、事業者や住民が営農や農地の手入に携わることで、農地保全につなげていきます。
- ◆ 農業振興拠点として活用できる農地及び屋敷林をあらかじめ農業公園として都市計画決定し、所有者が農地を手放さざるを得なくなった場合は、区が取得して農業公園として整備することで、農地を長期的に保全していきます。

6 グリーンインフラ

■ 現状（問題）

- グリーンインフラは、区の施策にも取り入れている概念であり、国や地域における事情や考え方に応じた取り組みが行われています。
- 区では、世田谷区豪雨対策行動計画（改定）や世田谷区みどりの基本計画等において、グリーンインフラの推進・促進の考え方を取り入れ、公共施設等でのグリーンインフラの取り組みや、区民等への促進支援策を実施しています。
- 世田谷区グリーンインフラ庁内連携プラットフォームを設置し、横断的にグリーンインフラの推進・促進に取り組んでいます。
- 公共施設や民間施設では、グリーンインフラと同様の取り組みが以前から行われていましたが、更なる広がりが必要です。
- グリーンインフラやグリーンインフラに係る助成制度に関する区民や事業者の認知度が低い状況です。
 - グリーンインフラの概念は幅が広く、理解しにくいことが要因の一つであると考えられます。



北沢タウンホール5F 屋上庭園



道路植栽帯を活用した雨水貯留浸透施設
（区画街路7号線）



区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）
の段状緑化



区立シモキタ雨庭広場

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ グリーンインフラは、雨水流出を抑制する機能以外に、様々な効果が見込まれる取組みです。
- ✓ グリーンインフラは、グレーインフラと対立するものではなく、双方の特性を踏まえ、適切な組み合わせが必要です。
- ✓ 地域で広く取り組まれることで効果を発揮する取組みです。
- ✓ 近年は国や東京都などの施策においても注目されています。

■ 課題

- ✓ 相乗効果が見込まれる他分野と連携の可能性を検討しながら、総合的に取組みを進めていく必要があります。
- ✓ グリーンインフラの概念や効果などを区として取りまとめ、区民や事業者等にわかりやすく示し理解してもらい、行動変容を促していく必要があります。
- ✓ 国や東京都などと連携して取組みを進めていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 国や都などと連携して公共施設整備等において取組みを進めるとともに、民有地におけるグリーンインフラの取組みについて支援を進めていきます。
- ◆ 広く個人や事業者等、様々な主体がそれぞれに実行可能な方法で取組み、生活様式や地域コミュニティに活用されるよう、普及啓発及び支援を進めていきます。
- ◆ 「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方」であるグリーンインフラをまとめたガイドラインにより、取組みや効果をわかりやすく提示します。

【コラム】グリーンインフラ

世田谷区では、「世田谷区みどりの基本計画」、「世田谷区豪雨対策行動計画」などにグリーンインフラの取組みを盛り込み、みどりの保全や豪雨対策を推進してきました。

2024年3月には、区のそれぞれの分野において既に取り入れている取組みや考え方を整理し、区の関係する所管、区民や事業者等が取組みを進めるための指針として、「せたがやグリーンインフラガイドライン」を策定しました。

この中で、区の各行政計画におけるグリーンインフラを踏まえ、グリーンインフラを次のように定義しました。

「自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。」

また、自然環境の機能を活用したインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の範囲を、「自然的」なものから「自然的+人工的」までと定め、下図のように例示しています。

グリーンインフラの取組みには、都市型水害の軽減、ヒートアイランド現象の緩和、CO₂の吸収、生物多様性の保全、やすらぎ・憩いの空間の形成、良好な風景の形成等、様々な効果が期待されています。

区の関係する所管、区民や事業者等一人ひとりが、これらの効果を理解し、自ら行動・実践に移し、グリーンインフラを通じて環境を「手入れ」していくことによって、区内にグリーンインフラの取組みが浸透し、これにより災害に強く持続可能で魅力あるまちの創出に寄与することが期待されています。



図 グリーンインフラの範囲と施設例

せたがやグリーンインフラガイドラインを基に作成

7 公害対策・美化

■ 現状（問題）

- 大気や水質などの環境基準の達成率は、近年、100%となっており、従来型の公害については改善が進んでいます。
- 一方で生活騒音やにおいなど、生活の中で相互に影響する事象において、区への通報が増えており、電磁波など新たな項目での意見も寄せられています。
 - 住宅の密集化や暮らし方、価値観の多様化などが要因と考えられます。
- 公共空間においても、個人マナーに起因する問題についての意見が寄せられています。
- 特に喫煙マナーについては、指定喫煙場所を増やすとともに、様々なマナー向上のための普及啓発を行っていますが、依然としてたばこマナーに関する区民満足度は5割以下で、区への苦情も多い状況です※。

※ 世田谷区民意識調査 2022

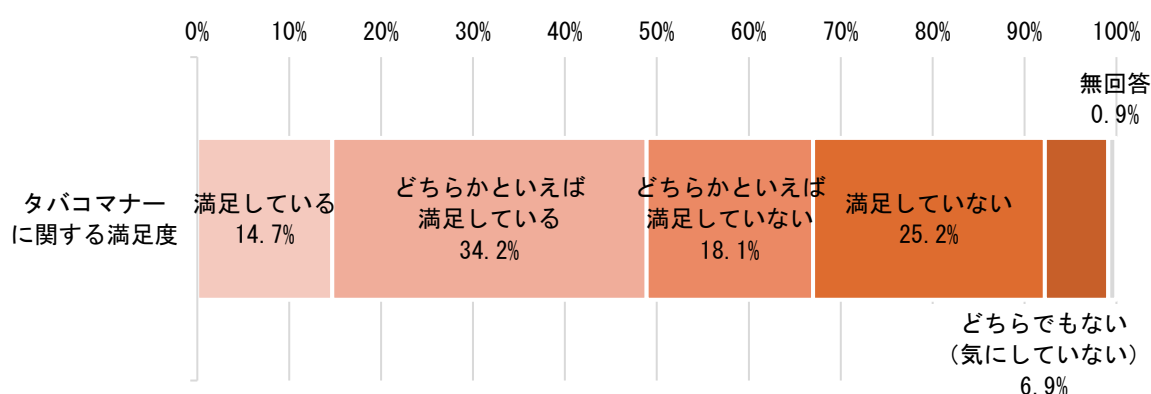


図 たばこマナーに関する満足度

世田谷区民意識調査 2022 を基に作成

■ 問題解決に向けた視点

- ✓ 密集化した都市部においては避けられない問題であり、区民の理解を得ながら全体の生活マナーを高めていくことが基本となります。
- ✓ 個人の価値観が多様化している現状を踏まえた対応が必要です。
- ✓ 地域コミュニティの衰退や世帯人数の減少など、地域生活において他者への許容度が下がっている可能性があります。
- ✓ 喫煙問題は、喫煙者のマナー向上を図ることが最も重要です。

■ 課題

- ✓ 区民の生活に影響を及ぼす新たな事象について、気候や社会・経済、価値観の変化などを踏まえ、区民への情報発信などを行っていく必要があります。
- ✓ 公共という概念に対する区民の理解を深めていくことが必要です。
- ✓ 喫煙マナーは、喫煙に対する知識やルールなどについて喫煙者の理解を広めていく必要があります。
- ✓ 社会認識の変化に応じて公共空間における喫煙のあり方を検討しつつ、喫煙マナーの向上を図るための環境整備を進めていく必要があります。



対応の方向性

- ◆ 区民や事業者が公害対策や環境美化を実践する（あるいは実践しない）理由や事柄を分析し、そこから導き出される仮説を基に、対策を進めていきます。
- ◆ 低周波問題や PFAS などの近年顕在化している問題に対しては、問題ごとに実態把握、要因分析を行い、科学的・客観的なエビデンスを蓄積するとともに、国や都、関係機関とも連携し、対策に努めます。
- ◆ 都市型生活や生活様式の変容による暮らしの中の様々な問題に対しては、相互の話し合いによる解決、関係機関との連携による支援に取り組みます。
- ◆ 個人の価値観が多様化する中で、それぞれが暮らしやすい公共空間を保つために求められるマナーやルールを、イベントや SNS など複合的な手段を通じて、周知啓発していきます。その上で、住民一人ひとりが生活環境を手入れしていくことができるよう、住民参加型の取組みなどを通じて自分ごと化する取組みを進めます
- ◆ 区及び民間による指定喫煙場所の整備拡充、周知啓発や巡回指導の強化により、非喫煙者の受動喫煙防止に努めます。

8 消費と共創・資源循環

Ⅰ 現状（問題）

- 国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄による一方通行型の経済活動から、資源投入量・消費量を抑え、ストックを有効活用して付加価値を生み出す「循環型経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を目指しています。地域での再生可能資源を可能な限り循環させ、活用し、生産から廃棄までのライフサイクルの各段階において、資源循環を徹底することで、廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減を図り、持続可能な地域社会づくりを推進します。
- 2022年度の一人一日当たりのごみ収集量は518tと、前年度と比較して約3.4%減となっています。
 - 新型コロナウイルス感染症などの影響によりごみの量が増加したが、前年度からはその影響が落ち着き、減少しています。
- 2022年度の資源回収量は46,877tと、前年度と比較して約4.0%減となっています。
 - 新型コロナウイルス感染症などの影響により資源回収量が増えましたが、前年度からは減少しています。
- ICT化の進展など社会経済情勢の変化や区民のライフスタイルの変化への対応が必要となっています。
 - スマートフォン・タブレットなど二次電池を利用した商品の普及やICT化の進展、区民のライフスタイルの変化に伴う新聞・雑誌購読数の減少、町会・自治会の加入率低下や高齢化などによる集団回収の減少などにより資源回収量の減少が進んでいます。
- エシカル[※]消費に関する区民の認知度が低い一方で、関心があっても消費行動の変容に結びついていません。

※ 「倫理的な」「道徳的な」という意味。

Ⅱ 問題解決に向けた視点

- ✓ エシカル消費の多様な概念は、具体的な環境課題と結びつけて考えていくことでわかりやすく伝える工夫が必要です。
- ✓ スマートフォン・タブレットの普及やICT化の進展など、社会経済情勢や区民のライフスタイルの変化を踏まえた対応が必要です。
- ✓ ごみ減量への関心が低い若年層に対して、フリマアプリや古着店の利用など若年層が取り入れやすいリユース行動の普及啓発を進めていくことが必要です。
- ✓ ごみと資源の分別や食品ロス削減について、より多様な普及啓発や情報発信が求められています。

■ 課題

- ✓ エシカル消費に関して学習機会の創出などにより理解を広めるとともに、消費現場において消費者が選択できる環境づくりが必要です。
- ✓ ごみ量としては減少傾向にあるが、区の将来的な人口・世帯構成の変化等を踏まえると、さらなるごみ減量に向けては、関心が低い若年層や転入者、大規模集合住宅などの居住形態に応じたごみ減量の取組みが課題となります。
- ✓ S D G s の達成や食品ロス削減、海洋プラスチック問題への対応などをさらに推進し、資源を浪費せずに循環的に使うなど、区民の日常生活での行動変容を促す取組みを進めていく必要があります。

対応の方向性

- ◆ 生産・流通・販売に関わる事業者、商店街、消費者団体等による、環境に配慮した製品、サービスの共創や、エシカル消費を実践できる環境整備等による消費行動の変容、事業者におけるエシカル意識の醸成、シェアリングエコノミーの普及などを図ります。
- ◆ 子どもや若年層への普及・啓発による将来世代への意識醸成とともに、その効果を家族等の現役世代へ波及させ、エシカル関心層の増加を図ります。
- ◆ プラスチックの分別収集の検討やそれに先立つプラスチック発生抑制などを強化し、資源循環型社会の実現に向けた取組みを進めます。
- ◆ 民間事業者と連携して衣類などの資源循環に関する実証などに取組み、地域内での資源循環を促進していきます。
- ◆ 区民のリユースを促進し、ごみの減量に取り組めます。
- ◆ 気候変動対策等と連携し、組織横断的な相乗効果の高い資源循環の啓発事業を展開します。
- ◆ S N Sやデジタルサイネージなど新たな技術を活用し、ターゲット層に対して資源循環を見える化しつつ、より効果的にごみ減量に繋がる普及啓発を行います。
- ◆ 多言語対応・プッシュ通知機能のあるスマートフォン向け資源・ごみ分別アプリなどをより効果的に活用し、必要な方に必要なタイミングで情報が届くよう取組みを強化します。
- ◆ 有料ごみ処理のキャッシュレス決済などについて導入を検討し、デジタル技術を活用した区民の利便性の向上や効率的・安定的な収集体制の構築に努めます。

【コラム】エシカル消費

倫理的、道徳的といった意味を持つ「エシカル」消費は、地域の活性化や雇用などを含む、人、社会、地域、環境に配慮した消費行動です。一人ひとりが環境への「手入れ」として「安心・安全」、「品質」、「価格」に加え、社会の様々な課題解決に向けて商品・サービスを選択する視点を持ち、エシカル消費の取組みを広げていくことは、本計画の理念にも通じた重要な取組みです。

●エシカル消費の例

環境に配慮した商品を選ぶ

認証ラベルのある商品を選ぶ

フェアトレード商品を選ぶ

寄付付き商品を選ぶ

障害がある人の支援につながる商品を選ぶ

地元の産品や被災地の産品を買う

第6章 分野横断の取組み

1 考え方

第2章 3「計画策定のねらい」で示したとおり、環境分野は対象とする範囲が広く、問題が複合化しているとともに、取り巻く状況の変化が速いという特徴があります。そのため、環境問題が持つ複合性に対する的確に施策を講じるとともに、環境・経済・社会の諸課題の同時解決を図っていくため、個別分野の共通性や関連性に着目し、相乗効果を生む分野横断的な取組みを実施します。



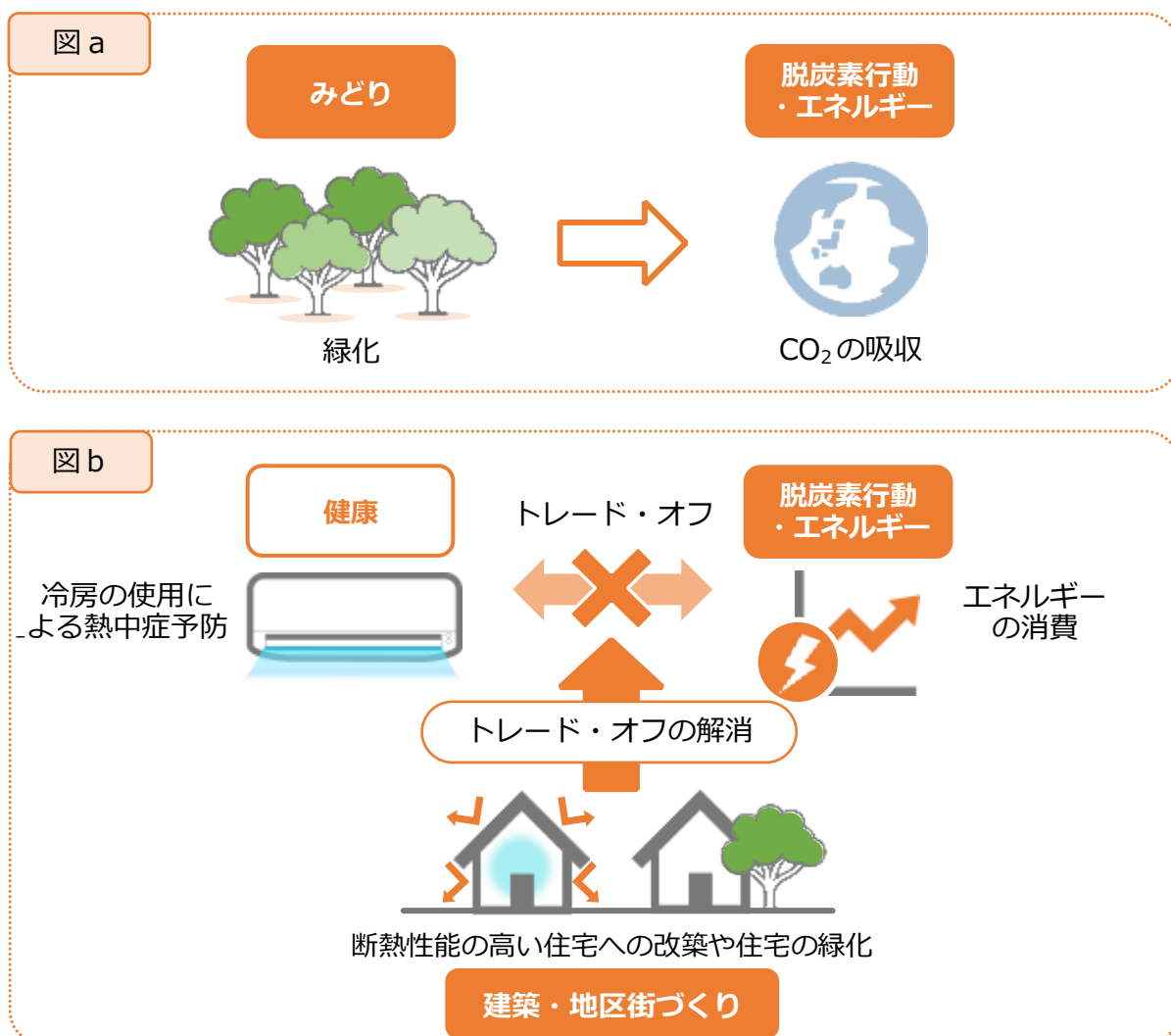
2 分野横断によるねらい

(1) 課題の統合的解決

分野を横断することで、複数分野の課題の統合的解決（マルチベネフィット）につながる取組みを見出すことができます。例えば「脱炭素行動・エネルギー」分野と「みどり」分野に着目すると、緑化は、みどりを増やすという点で「みどり」分野に貢献しますが、加えて、CO₂の吸収量の増加（「脱炭素行動・エネルギー」分野）につながります。（図 a）

一方で、ある分野の課題解決のための取組みが別の分野の課題解決の障壁となる「トレード・オフ」の関係が生じるものもありますが、別の分野からのアプローチによって、その関係を解消することができます。例えば、「健康」分野における熱中症予防のための冷房の使用は、「脱炭素行動・エネルギー」分野にとっては、エネルギー消費量の削減という課題解決のための取組みの障壁となってしまいます。この「トレード・オフ」の関係は、断熱性能の高い住宅への改築や住宅の緑化など、別の分野からのアプローチによって、解消することができます。（図 b）

このように、分野を横断することで、複数分野の課題の統合的解決（マルチベネフィット）を実現することができます。

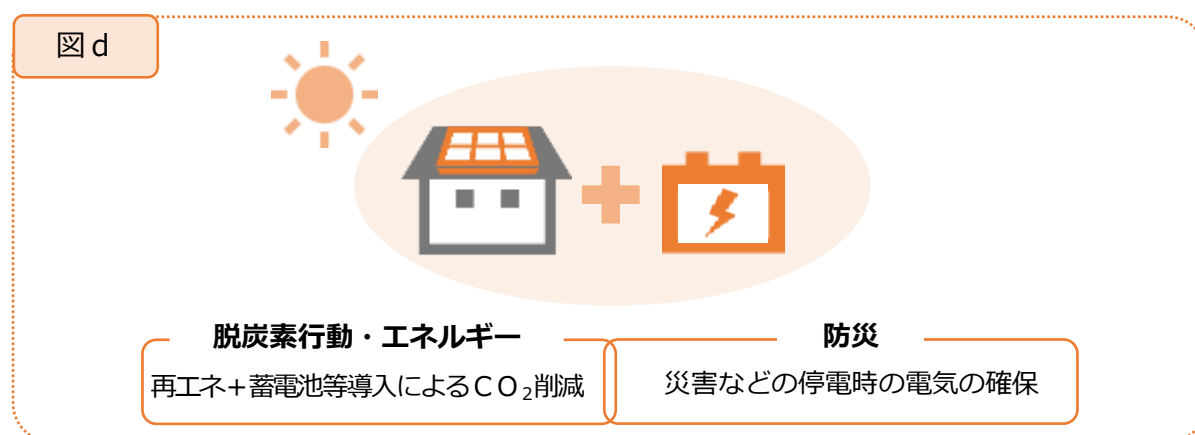


(2) 多面的なアプローチによる行動促進

日常における暮らしの中での行動が、良好な環境を保つことにつながる場合や、環境のための行動が、日々の暮らしをより良くすることにつながる場合があります。そのような相乗効果に注目し、人々が身近に感じやすい分野や関心のある分野からアプローチすることで、「人」の「環境」に対する行動変容を促します。

例えば、徒歩や自転車利用による健康増進といった「健康」分野からの働きかけにより、「脱炭素行動・エネルギー」分野である運輸部門のCO₂排出量削減を促進します（図c）。

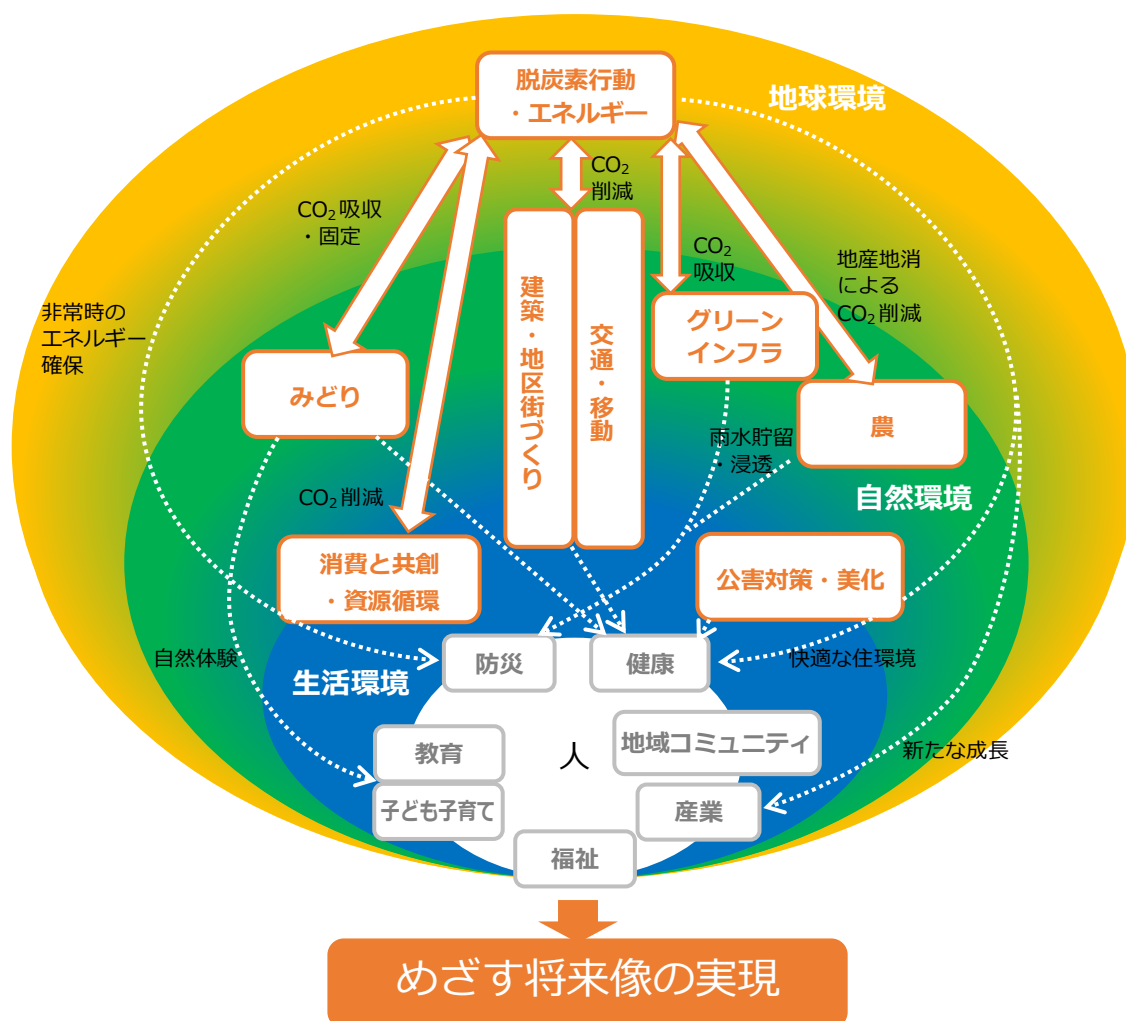
また、「脱炭素行動・エネルギー」分野の自宅の利用エネルギーを再生可能エネルギーに変える取組みは、蓄電池や家庭用燃料電池（エネファーム）などと組み合わせることで、停電時の電源確保につながるなど、「防災」分野にも貢献します（図d）。



(3) 効果の増進

今後、人口減少による税収減や職員確保難等が想定される中で、分野を横断した取組みにより、限られた人員・予算などのリソースを最大限に活用し、より大きな効果を発揮することが期待されます。

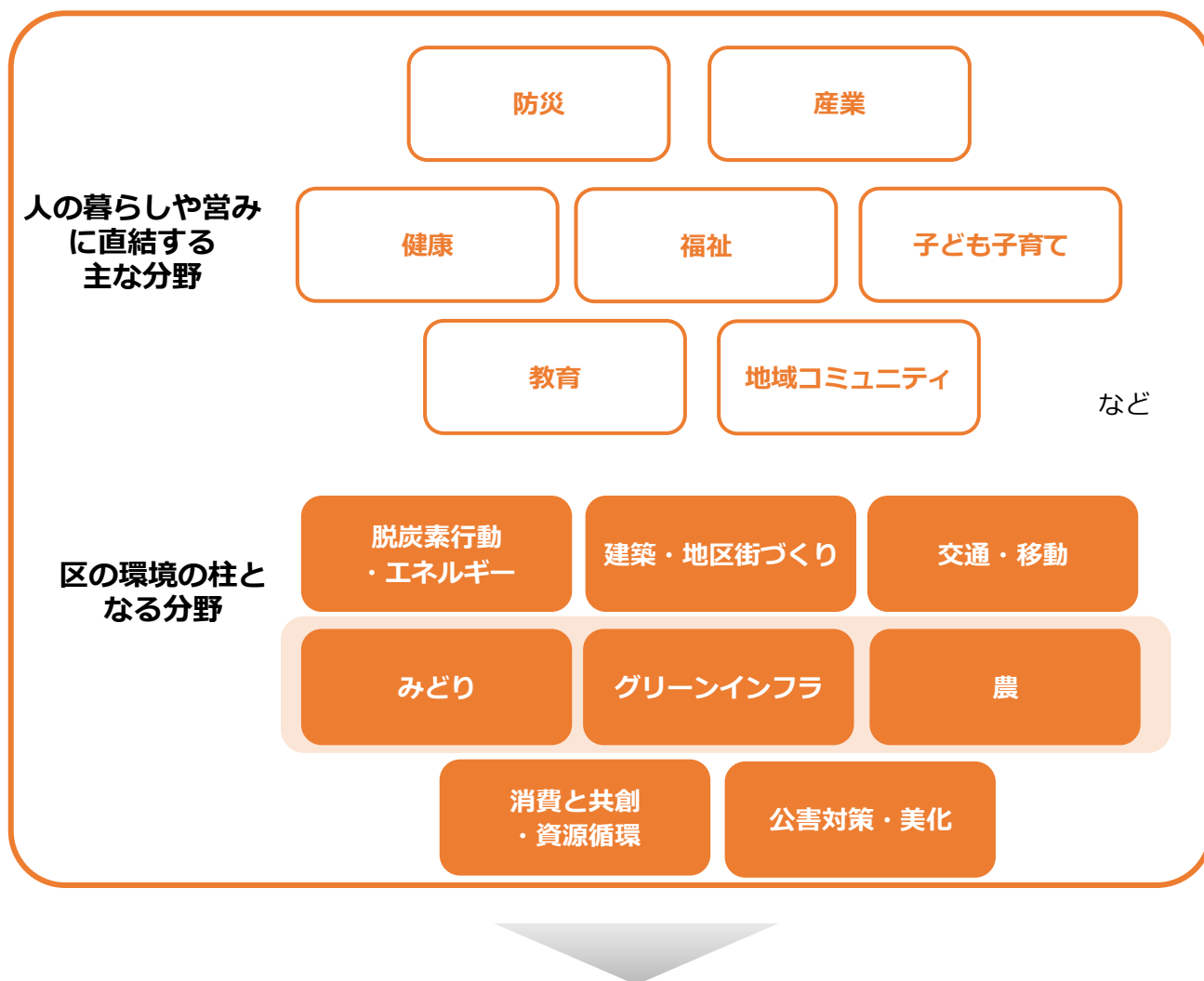
相乗効果が各階層にもたらす影響



3 対象とする分野

第5章分野ごとの方向性で設定した「区環境の柱となる分野」に加え、「人の暮らしや営みに直結する分野」とのつながりにも着目していきます。

なお、「人」は、他者との関係の中で存在する社会的な存在であることに着目し、ここでは「人」を「個人及び集団（人の集まり）」として捉えます。



「建築・地区街づくり」や「交通・移動」分野における歩きやすいまちづくりの取組みが、CO2排出量削減の効果とともに、「健康」分野への相乗効果をもたらすように、環境のための様々な取組みは、人の暮らしや営みをより良くする効果があります。

4 分野ごとの分析

環境の柱となる分野について、相乗効果の得やすいテーマ、施策の方向性は次のとおりです。

脱炭素行動・エネルギー

エネルギーの使用を伴うあらゆる活動に関連する分野であることから、他の施策分野との接点を見出しやすい分野です。

例として、建築やごみ・資源循環等の「環境の柱となる分野」はもとより、「人の暮らしや営みに直結する分野」においても、非常時のエネルギー確保につながる防災分野や区民の日常の行動と密接に関わる健康分野、さらに産業分野や教育分野などとも高い親和性が見込めます。

建築・地区街づくり

建築・地区街づくりは、都市の生活において人々が活動する基盤を構築するものであるため、他の多くの分野と接点を見出しやすい分野です。

例として、住宅における再エネ導入による自立電源の確保は防災分野と親和性が高く、住宅の断熱改修等によるヒートショックの予防は健康な暮らしにつながります。

また、歩きたくなる街づくりの推進は、まちなかの商店街の活性化に繋がるなど、産業分野とも親和性があります。

交通・移動

多くの移動にはエネルギーを必要とすることから、脱炭素行動・エネルギー分野などと接点を見出しやすい分野です。

例として、公共交通の利用促進や自動車の脱炭素化などが、運輸部門のCO₂排出量削減につながります。また、移動手段を自動車から自転車や徒歩に代えることは、CO₂の排出量の削減だけでなく、運動にもなることから健康分野とも高い親和性が見込めます。

みどり

みどりを含む自然環境が持つ機能を活用するグリーンインフラ、みどりの一部を構成する都市農地に関わる農の分野との親和性が非常に高く、一体的な取組みが求められます。

また、みどりが有する多様な機能を活かすことで、そのほか幅広い様々な分野との相乗効果が見込めます。

例として、ヒートアイランド現象の緩和やCO₂の吸収・固定による脱炭素行動・エネルギー分野と高い親和性が見込めます。また、みどりを介したウォーキングやレクリエーション、自然体験は、健康や教育、子ども子育て分野とも高い親和性が見込めます。

グリーンインフラ

グリーンインフラは、自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方であり、みどり、農の分野との親和性が非常に高く、一体的な取組みが求められます。

また、課題と活用する機能に応じて幅広い分野と様々な相乗効果を見込めます。

例として、グリーンインフラの有するヒートアイランド現象の緩和やCO₂吸収、雨水の貯留浸透機能などの効果は、脱炭素・エネルギー分野や防災分野へ貢献します。また、地域風景の形成による街の魅力の向上にもつながり、地区街づくり分野とも高い親和性が見込めます。

農

農は、都市農地が構成要素の一部となるみどりや、グリーンインフラの分野との親和性が非常に高く、一体的な取組みが求められます。

また、農地の多様な機能を活かすことで、その他の様々な分野との相乗効果が見込めます。

例として、地産地消の促進は、移動に伴うエネルギーの低減につながるため、脱炭素行動・エネルギー分野と高い親和性があります。また、農地が有する多様な機能を活かす取組みは、防災や教育など様々な分野との相乗効果を見込めます。

公害対策・美化

人々の暮らしと密接にかかわる分野であり、健康、自然環境に関連する分野と親和性があります。

例として、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害は、疾病、ストレスにつながる恐れがあることから、健康（衛生）分野と親和性があります。

消費と共創・資源循環

暮らしや活動に使われる「もの」（食料、日用品、衣類、家具等）に関連する分野であることから、他の施策分野との接点を見出しやすい分野です。

例として、ごみの発生抑制や資源循環によるCO₂排出量削減は脱炭素・エネルギー分野に貢献します。また、フードドライブによる食料の支援事業は、福祉や子ども子育て分野と高い関連性があります。

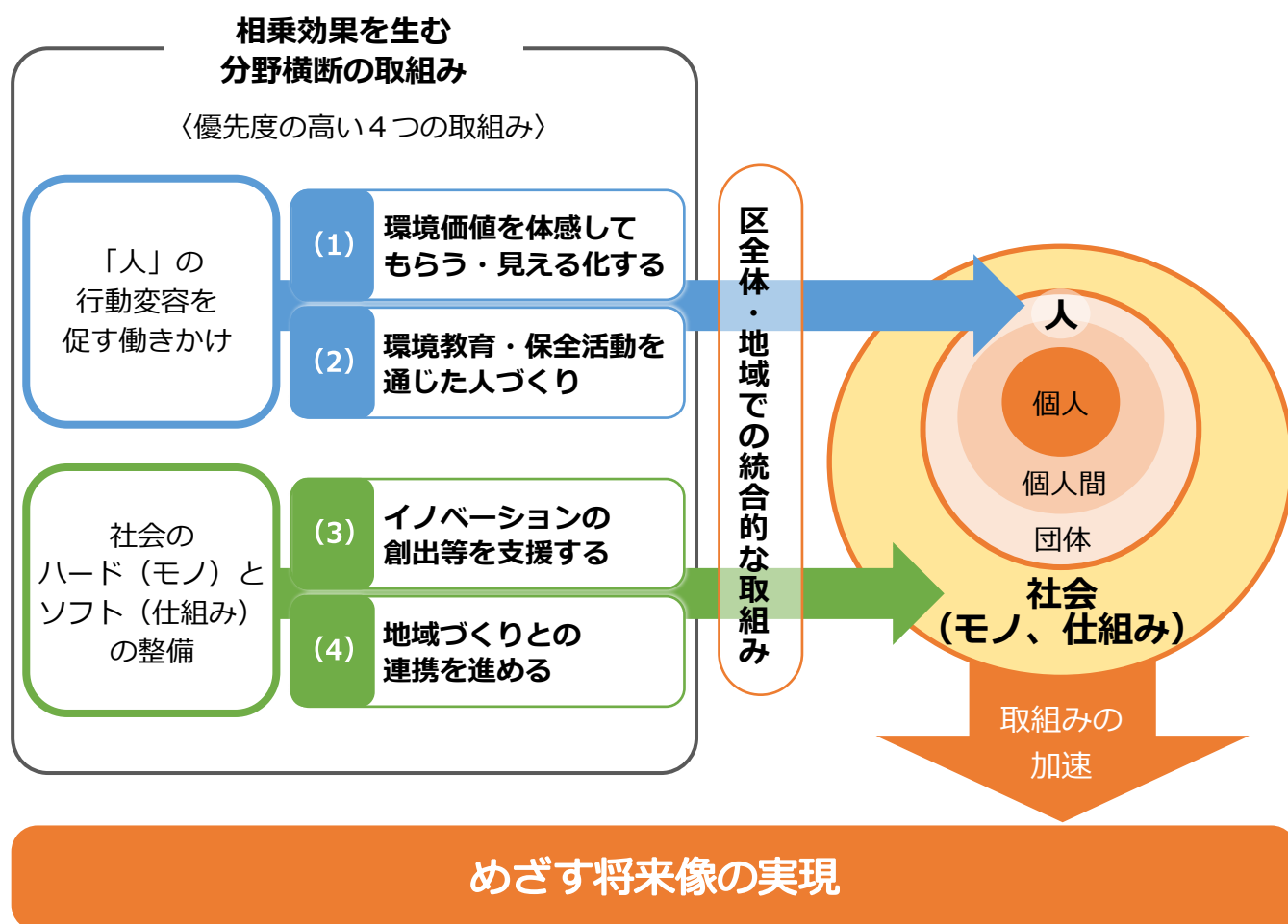
5 相乗効果を生む取組み

第5章では「分野ごとの方向性」について示しましたが、めざす将来像の実現に向け、一人ひとりの行動変容を促していくことは、それぞれの分野を横断する共通の課題です。

行動変容を促していくためには、一人ひとりの環境に対する意識を醸成し、自分ごと化していく（当事者意識を育む）こと、その上で意識を行動につなげていくことが必要です。そのためのアプローチとして、個々の人に直接働きかけ、意識醸成と行動を促していくとともに、人々が環境に配慮したより良い選択を後押しする社会を築いていくことが重要です。

このような観点から、分野横断の取組みは、取組みを担う人（個人や団体（事業者を含む））の行動変容を促す働きかけと、人（個人や団体（事業者を含む））の活動の場である社会のハード（モノ）とソフト（仕組み）の整備に着目します。その内、特に相乗効果が期待できる優先度の高い取組みとして、前者においては「環境価値を体感してもらう・見える化する」「環境教育・保全活動を通じた人づくり」を軸に、後者においては「イノベーションの創出等を支援する」「地域づくりとの連携を進める」を軸に取組みを進めていきます。それぞれの取組みについては本計画に記載する「具体的な取組み」にとどまらず、下図のモデルに基づき、関係所管と連携して推進していきます。

また、これらの取組みは、取組みの内容に応じて、区全体だけでなく、地域や地区など、適切な単位で取り組んでいきます。



(1) 環境価値を体感してもらう・見える化する

概要

環境価値は、目に見えにくく、価値を図ることが困難ですが、それを実体化することで、環境自体がもたらす効果や個人の行動が環境に与える影響の理解を深め、行動促進につなげます。

① 環境価値を体感してもらう

実際に「環境」がもたらす効果を体感する場を設けることで、環境価値の理解につなげていきます。例えば、樹木は、蒸散作用によって空気の低温化をもたらしますが、都市の中に樹木が集まる場を設ける等により、人々が実際に樹木の効果を体感することで、よりその価値の理解が深まります。

■ 具体的な取り組み例

● 健康村里山自然学校

教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり × 農

縁組協定を結んでいる群馬県利根郡川場村の環境を、区民・村民が相互に協力し、都市と農山村の交流事業の一環として守り・育てることを基本とし、森林に「学び」「遊び」「憩う」活動を通じ、里山の魅力を楽しみながら、環境について学ぶ。

● 体験型農業事業の実施

教育 × みどり × 農

区民農園や体験農園など、区民が農とふれあう場づくりの拡充を推進し、貴重な都市における農業と環境の保全に取り組む。



体験農園の様子

● みどりの公共・公益施設づくり

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり

公共・公益施設において、街路樹や敷地接道部の緑化や街かどの小広場の確保、外周部などにおけるシンボルツリーの整備や花壇づくり、屋上緑化・壁面緑化、みどりのカーテンづくりなどを行うことで、みどりを体感できる施設づくりを進める。

● 区民がふれあえる河川・水辺の維持管理

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり

河川を含めた水のネットワークを保全し、公共施設などにおけるビオトープや湧水等を活かした水辺のある緑地の維持管理を進める。

● 民有地のみどりづくり

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり

生垣・シンボルツリー・屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化などの助成制度や花いっぱい協定制度、市民緑地制度などについて、区民や事業者の取り組みを支援する制度により、みどりを体感できる機会を創出する。

● 川場移動教室

子ども子育て × 教育 × 脱炭素行動・エネルギー × みどり

区立小学校5年生を対象に実施している川場移動教室において「自然体験プログラム」等を行うことで、環境への理解を深めるとともに、主体的・体験的な活動を通じて、豊かな人間性を養う。

② 環境価値を見える化する

「環境」がもたらす効果や人々の行動が「環境」に与える影響を、数値などで見える化することで、情報としてわかりやすく発信します。例えば、個人が行う省エネ行動がCO₂の削減にどのくらい寄与しているのか、電気代の節約にどのくらいつながっているのかなどを数値で示すことで、その行動のもたらす影響をわかりやすく示すことができます。

■ 具体的な取り組み例

● エコ住宅における多面的な効果の見える化

防災 × 健康 × 脱炭素行動・エネルギー

断熱効果による健康面のメリットや蓄電池システムによる防災面での備え等、エコ住宅による多面的な効果を分かりやすく伝えることで、エコ住宅を普及・啓発する。

● 環境共生住宅

健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり × みどり × グリーンインフラ

地球環境を保全するという観点から、エネルギー資源への配慮や、周辺環境との調和を考え、さらに住む人が健康で快適に暮らせるように工夫された環境共生住宅を維持管理するとともに、見学の受け入れ等を実施し、民間住宅等への啓発や普及を促進する。



深沢環境共生住宅



深沢環境共生住宅 3号棟の壁面緑化

● 生物多様性の見える化

教育 × みどり

区民参加の生きものしらべや、区民ボランティアによる生物調査など世田谷の生きものの生息・生育状況の情報を集約し、発信する。



せたがや夏の生きものクエスト



三宿の森緑地 虫のすみかづくり

● みどりの見える化

教育 × みどり

樹木などみどりが持つ環境価値や周辺に与える影響を様々な視点から見える化することで、環境行動を促す。

● グリーンインフラ施設の効果の見える化

防災 × みどり × グリーンインフラ

せたがやグリーンインフラガイドラインにおいて、グリーンインフラの効果のうち、雨水貯留浸透機能を数値化し、都市型水害の軽減効果を見える化することで、グリーンインフラを推進・促進する。

【コラム】みどりの価値・機能の見える化

みどりは、環境の改善、水環境の保全、生きものの生息・生育環境、防災・減災、レクリエーション・遊びの場、健康増進、教育など、多面的な機能を持っています。

近年、みどりが持つ様々な機能を定量的に、分かりやすく示すことで、みどりへの理解を醸成し、取組みを促進する試みが進んでいます。

例えば、街路樹などの都市の緑が持つ炭素固定、大気浄化、雨水流出抑制、省エネなどの効果を定量化して貨幣価値に換算評価する、アメリカ発祥の「i-Tree」という評価システムを日本の気候・自然条件に合わせて改良し、試算する研究が複数の研究機関で行われています。

また、街路樹、日陰などの環境データを可視化・シミュレーションすること等で快適なまち歩きを提案するWEBサービス「TOKYO OASIS」といったツールも開発されています。



TOKYO OASIS
の提供サービス例
出典：TOKYO OASIS
ホームページ

(2) 環境教育・保全活動を通じた人づくり

Ⅰ 概要

環境をより良くしていくためには、個人が行う環境行動に加え、課題解決に向けて地域の中で積極的に行動する「手入れ」の担い手を増やしていく必要があります。担い手となる人々には、環境に興味・関心を持ち、環境をより良くするために果たすべき人々の責任と役割を理解した上で、行動として実践していくことが求められます。そのために、環境教育を進めていく必要がありますが、第2章で示したように「環境」は対象とする範囲が広く、様々なレベルの課題が重層的に関連しており、複数の分野を横断する視点を持って学び、考え、体験する場をつくっていくことが必要です。

このため、様々な分野を対象とする環境教育や保全活動を総合的な視点で捉えるとともに、教育委員会との連携による環境出前講座の拡充等、関係する部局や主体が連携して学びの場、実践・体験の場を設けていくことで、重層的に関連する環境課題の解決につなげていきます。

Ⅱ 具体的な取組み例

● 気候危機を担う次世代の人材育成

教育 × 脱炭素行動・エネルギー

大学生等、ボランティアを募集及び登録し、環境サポーターとして育成を行ったうえで、環境サポーターによる、環境出前授業や啓発イベントを実施するとともに、環境出前講座については、教育委員会と連携し、民間企業との共同実施や、省エネ行動を誘発するためのプログラムを取り入れる等の拡充を図る。



環境出前授業



若者環境フォーラム（令和5年度）

● ごみに関する環境教育・環境学習の実施

教育 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

ライフステージや立場に応じた環境教育・環境学習を実施する。特に、子どもたちへの環境教育については、資源循環やごみに関するクイズや実技、体験学習用ごみ収集車「カティ」を活用した体験型の環境学習等により、次世代の循環型社会を担う人材育成に繋げる。



「カティ」を使った体験学習の様子



小学校での出前講座

● みどり・生物多様性保全に関わる人材育成

教育

× 地域コミュニティ

× みどり

生物多様性に関する講座や緑化講習会等を開催し、生きもの・みどりの保全活動に取り組む人材を育て、参加の輪を広げる。

● みどり・生物多様性に関わる体験・学習機会の拡充

教育

× 子ども子育て

× 地域コミュニティ

× みどり

身近な自然や生きものに触れる自然観察会等を実施するとともに、講習会や講座等を開催し、幅広い世代が自然とふれあえる場づくり等を推進することで、理解を促す。

● グリーンインフラ実践者の育成

防災

× 教育

× みどり

× グリーンインフラ

グリーンインフラについて学び、雨庭づくりを体験する「世田谷グリーンインフラ学校」を開催し、雨庭づくりの魅力や意義を地域の中で広めていく実践者の育成に繋げる。

【コラム】川場村と世田谷区の“縁組協定”から広がった環境への取り組み

世田谷区は区民の「第二のふるさと」づくりとして、群馬県川場村と共に、豊かな自然の恵みに触れながら、都市と山村の交流を深め、それぞれの地域社会を発展させるため、1981年に相互協力協定（縁組協定）締結しました。

縁組協定10周年を記念してスタートした「友好の森事業」は、森林に「学び」「遊び」「憩う」活動から環境問題の新しい取り組みのあり方を追求することを目的に、村民の指導のもと区民が植林、下草刈り、枝落とし、間伐などの活動を体験する場として、多くの区民に自然を守り・育てる体験の機会を提供してきました。その意思を受け継いで始まった「健康村里山自然学校」では、森林環境税の一部を用いて、川場村の里山を活用した自然体験、交流を進めています。

川場村との連携は、さらに「自然エネルギーを通じた連携」、「川場村産木材の活用」など、都市と農山村の特徴を活かして環境分野の政策課題の解決に向けた事業に発展しています。



友好の森や村内をフィールドにした体験学習



木質バイオマス発電の材料となる木材工場の見学

(3) イノベーションの創出等を支援する

■ 概要

第2章で示したように変化の激しい環境においては、新しい技術やサービスなどが次々と生まれています。また、環境に限らず、社会・経済の変化に対して、様々な企業・大学・研究機関などが新しい事業や研究開発に取り組んでいます。このような企業・大学・研究機関における活動を、区が支援し広げるとともに、消費者と企業等が新しい技術やサービスを「共創」することで、環境課題の解決のみならず、様々な社会課題の解決や地域経済の活性化に結び付けていくことができます。また、行政と企業等との連携によって課題解決のみならず新たなサービスなどの創出につながっていくことも考えられます。

このため、関係する部局が連携して、企業等の活動の支援と連携、協働、共創を進め、環境課題のみならず地域課題全般の解決と地域の経済活性化、産業振興につなげていくことで、新たな状況に対応した地域社会への変革を目指します。

■ 具体的な取組み例

● 環境分野における産業の育成推進

産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

産業分野における環境に関する普及啓発を行うことで、事業者の環境意識の向上を図り、脱炭素に取り組む事業者の後押しや課題解決に資する事業者の創出・育成のための環境整備を行う。

● 「脱炭素地域づくり」における実証事業

産業 × 地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり

「脱炭素地域づくり」事業の一環として、住宅向けフレキシブルソーラーや逆潮流対応蓄電池等、次世代再エネ設備の活用や、個人間電力売買プラットフォームの構築といった実証事業を行う。

● スタートアップやベンチャーの支援

産業 × 脱炭素行動・エネルギー × 消費と共創・資源循環

スタートアップ企業や大学等の研究機関、NPO 団体などが環境に関する幅広い分野における課題の解決を目的として実施する先進的・画期的な技術やサービス、システムなどの社会実装に向けた実証事業の実現を資金調達等の面から支援する。

【コラム】産業の活性化と脱炭素

脱炭素社会の実現に向け、近年、GX（グリーン・トランスフォーメーション）が注目を集めています。GXは、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革（内閣官房 GX実行会議より）を目指すものです。

この流れを受けて、脱炭素化に寄与する新しい技術や斬新なサービスによって社会課題を成長のエンジンに転換して、加速度的に事業拡大をめざすスタートアップ企業への支援が各地で行われています。

新しい技術やサービスによって人々の暮らしや活動の脱炭素化を進めながら、同時に産業も活性化する、そのような取組みが広がりを見せています。

〔取組例 1〕

脱炭素を目指す企業の共創支援 （港区産業振興センター）

港区産業振興センターでは、区内事業者を支援する活動の一環として、様々なセミナーを行っています。

その一つとして、「クリーンテック×オープンイノベーション」と題したイベントを 2024 年 2 月に開催。脱炭素につながる共創を模索する企業、カーボンニュートラル系の事業を担うスタートアップ企業、GX に取り組む企業などをターゲットに、カーボンニュートラル、特に環境にやさしいエネルギーの活用をテーマとした情報共有、交流の場をつくり、共創を促進しています。

〔取組例 2〕

新製品・新技術開発支援事業 （北区）

北区では、新規市場開拓等に向けて、新製品や新技術を開発する区内の中小事業者に、研究開発費の支援として、最大 300 万円（助成対象経費の 4 分の 3）の助成を行っています（2024 年度時点）。

脱炭素社会の実現に貢献する事業に対しては助成率を 5 分の 4 とし、技術開発を支援しています。

（脱炭素化事業の例）

- ・ CO₂ の削減に効果を発揮する新製品開発
- ・ エネルギー分野に関わる新製品
- ・ 製造プロセスにおける CO₂ 排出量を削減する新技術 など

（４）地域づくりとの連携を進める

Ⅰ 概要

環境課題は、様々な分野が重層的に関連しており、課題解決のためには、複数の分野からのアプローチが必要となります。また、「４．分野ごとの分析」に示したように、環境課題に取り組むことは環境以外の分野の課題解決につながる可能性があります。環境以外の分野の課題解決に取り組むことが環境課題の解決につながる可能性もあります。これらを総合的な視点で捉え、地域のまちづくり・街づくりを通じて課題解決に取り組むことは、環境課題も含む様々な地域課題の同時解決につながっていくと考えられます。

このため、地域住民や事業者、それぞれの分野の課題解決に取り組む活動主体をはじめとする地域の様々なステークホルダーと連携・協働を進め、それぞれの取組みを結び付けていくことで、環境課題と地域課題の同時解決、地域の魅力向上につなげていきます。

Ⅱ 具体的な取組み例

● 脱炭素地域づくり

地域コミュニティ × 脱炭素行動・エネルギー × 建築・地区街づくり

住宅や店舗などの地域の特性に応じた、効果的な脱炭素化へのアプローチを調査、分析し、モデルを構築していく。取組みにおいては、まちづくりと一体で地域脱炭素に取り組むことで、地域課題解決と地域脱炭素の双方において相乗効果を高め、地域における脱炭素を加速させる。

● 区内一斉清掃活動「せたがやクリーンアップ作戦」

地域コミュニティ × 公害対策・美化

世田谷区内全域のうち、道路や駅前広場、河川敷など公共スペースの中から参加団体が指定した場所での清掃活動に対し、トング、ビブス、ゴミ袋等の物品の貸与及び支給を行い、より住みやすく歩いて楽しいまちづくりを図る。



令和６年度せたがやクリーンアップ作戦の活動風景

● ウォーカブルなまちづくり

健康 × 脱炭素行動・エネルギー × 交通・移動 × 建築・地区街づくり

国の提唱するウォーカブル推進都市に賛同し、誰もが安全で快適に移動できるまちとするため、安全で歩きやすい道路環境の整備や自転車利用環境の整備、ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備を進める。

既存バスネットワークの維持・確保やシェアサイクルの利用促進等に努め、歩行者・自転車が安心して移動できるまちづくりを進める。

【コラム】祖師谷地区「子ども用品交換会」・砧地区「子ども服リサイクルマーケット」

祖師谷地区では、祖師谷地区ごみ減量・リサイクル推進委員会や祖師谷地区社会福祉協議会主催の「子ども用品交換会」を長年にわたり開催しています。子ども用品交換会は、子どもの成長によって使わなくなった子ども服やおもちゃ、本、新品文具などを持ち寄り、必要な用品と交換する取り組みです。

祖師谷地区の取り組みを参考に、2016年には砧地区において子育て支援事業「子ども服リサイクルマーケット」が立ち上がりました。

子育て家庭の助け合いが、資源循環につながり、その輪が広がっています。



祖師谷地区「子ども用品交換会」

出典：祖師谷地区通信 令和4年12月号



砧地区「子ども服リサイクルマーケット」

写真提供：きぬた地区社会福祉協議会

第7章 計画の推進

1 実現に向けて

本計画の理念や将来像の実現に向け、区は、環境に関する自らの取組みを加速するとともに、区民や事業者などの各主体が「手入れ」を意識した行動を実践することを後押しするため、区民等の地域の環境に対する意識変革を促す「(1) 区民等と環境との関係性の再構築」と、区民等の活動を区として支援していくための「(2) 区民等をバックアップする区の推進体制」に取り組みます。

なお、本章は、区として全庁的に取り組む必要がありますが、本計画の理念や将来像の実現のための取組みは、環境政策部が中心となって推進します。

(1) 区民等と環境との関係性の再構築

本計画では「環境」を「人の周囲を取り巻く状態や状況」「人と相互に関係し合って、影響を与え合う外界」と定義し、良好な環境を維持するためには、人の「手入れ」が必要であるとししました。この「手入れ」を行っていくためには、「人」が周囲の「環境」を意識し、主体的な行動を生み、環境が向上し、そのことを意識することでさらなる行動につながっていくという好循環を生み出していく必要があります。

■ 課題

- ✓ 個人の地域に対する関心や帰属意識、愛着を高め、より身近な地域をよくするための行動を促すこと、そのために地域と個人のつながりを再構築することが必要です。
- ✓ 地域によって様々な特性や異なる要素を持つ世田谷区において、地域特性に応じた地域づくりに取り組むことで、効果的に地域の課題の解決や魅力向上にアプローチすることが必要です。
- ✓ 様々な主体の活動を活性化させるため、これまで連携してきた活動団体だけでなく、これまで連携していなかった活動団体へのアプローチや、新たな方法での連携・協働を進めていくことが必要です。
- ✓ 様々な情報を容易に入手できる情報社会の中で、区民等が「環境」に関心を持ち、主体的に行動するよう働きかけるために、区民等のニーズに合った情報や正確な情報を、対象に応じた方法で発信するなど、普及啓発を効果的に行うことが必要です。

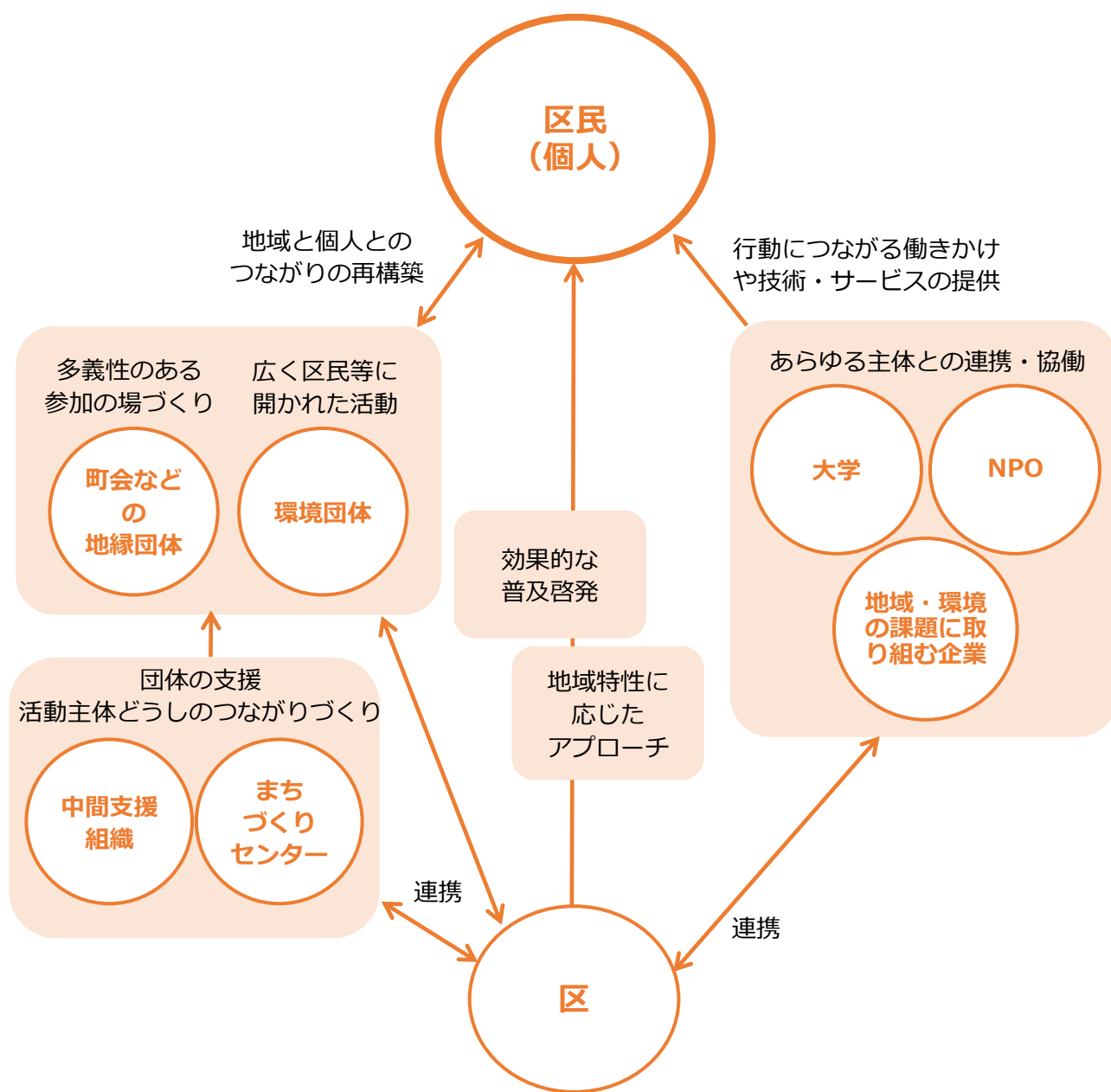


図 「区民と環境との関係の再構築」に向けた連携

①地域と個人のつながりの構築

- ◆ **地域の情報を知る機会や地域を意識する機会を創出し、区民の地域への愛着や帰属意識の向上につなげます。**

人は、その物事に詳しくなることで愛着を持ちますし、繰り返し目にすることで親しみを覚えます。例えば地域で大事にされている樹木の由来や歴史、生態など、解像度の高い情報を得ることで、「よく知っている樹」「地域の皆が大切にしてきた樹」と、見方が変わっていくでしょう。また、通勤、通学途上で繰り返し目にする身近な生き物や、毎月必ず駅前で見かけるイベントは、同じく「自分が知っている物ごと」として、記憶に残るでしょう。この二つを組み合わせ、人々が地域や環境資源に関心や愛着を持つ機会を創出します。

- ◆ **時間がない場合や、様々な事情があっても参加できる方法、活動への入口の明確化、既存の地域活動を活かした多義性のある参加の場づくりなどにより、区民の地域活動への参加のハードルの解消を図ります。**

人は、「以前からのメンバーがいる集団」に、後から参加することには気おくれしますし、自分の生活サイクルに合わない時間帯に行われたり、参加の仕方がよくわからなかったりする活動や団体には入りづらく、イベントのホストとゲスト、という関係性も継続的な参加にはつながりません。また、様々な事情により、環境に興味はあるが、暮らしの中で環境行動に目を向ける余裕がない人などがいます。そのため、参加経験の長短に関係なく、様々な状況においても誰もがフラットに、短時間でも、自分の役割が果たせる活動の場を工夫します。併せて、より多くの人から関心を得るため、例えばウォーキングのイベントが、健康の増進とともに自動車利用に伴うCO₂排出の削減につながるといった、地域活動の場に多義性を持たせます。

- ◆ **地域で活動を行う団体が、広く区民等に関かれた活動をするように、団体への支援を検討します。**

地域の活動団体側にも、多くの新たな参加者を得られるような工夫を行うための支援が必要です。活動の魅力を伝えるための情報提供や共有のあり方、参加者が負担感や疎外感を感じないための参加方法、団体の担い手づくりや活動の場づくりなどにおけるノウハウの共有や中間支援団体との連携などにより、持続可能な団体運営の支援を検討します。

【コラム】気候市民会議

「気候市民会議」は、無作為抽出などによって社会の縮図となるように選出された市民が、数カ月かけて気候変動対策について話し合い、提言をまとめる会議のことです。2019年から2020年にフランスと英国で100人超の市民を集めて実施され、その後、世界各地の国や地方自治体で実施されています。日本でも「気候市民会議さっぽろ」や「脱炭素かわさき市民会議」などの取り組みが行われています。

この取り組みでは、市民が専門家からのバランスの取れた情報提供を受け、気候変動問題について熟議することによって、広く受け入れられかつ効果の大きい気候変動対策の提言につながることを期待されています。また、自らで考えた提言が行政の施策につながっていくことにより、社会や行政への参加意識を向上し、社会を変える実感を得る機会にもつながります。

【コラム】地域への関心を高め地域活動への参加につなげていくために

2023年度に実施した「環境に関する区民意識・実態調査」では、多くの回答者が気候変動、省資源や再利用・再生利用、みどりや生きものの保全・創出など、環境に関する取り組みに関心を持っているものの、清掃などの環境美化、花づくり活動などの地域活動には参加していないという実態が明らかとなりました。

東京都が実施したボランティア活動等に関する実態調査（2022年度）によると、参加のきっかけとして多かったのは、「家族・親戚・知人・友人の話」、「通っている学校での授業や活動、行事」、「自治会や子供会など地域の活動」でした。

こうした点から、関心を持つ人々を地域の活動につないでいくためには、活動の情報を知ること、活動を体験する場や機会に出会うことが大切であることがわかります。

活動を知る機会、小さな体験機会をつくる工夫として、例えば、千葉県では、公園のごみ拾いや困っている人の手助けなど、身近なことでできるちょっとしたボランティア活動に取り組んでみた体験をSNSなどで投稿してもらい、共有する「＃ちょいぼらキャンペーン」を展開し、活動のきっかけづくりを進めています。

また、大阪府枚方市社協では「ちょいぼら体験」として、市内のボランティアグループや福祉施設などと市社協が協力していろいろな種類の体験プログラムを提供する取り組みを行っています。

そのほかにも、世田谷区では、区民が家庭で使い終わった天ぷら油などの廃食用油を直接回収拠点へ持ち込み、せっけん等に再利用しています。世田谷区のほか、杉並区でも、回収された廃食用油をせっけんや肥料、バイオディーゼル燃料等にリサイクルする取り組みを行っています。

このように、地域活動の発信と参加のハードルを下げる試みが、各地で広がっています。

【コラム】自然資本

「自然資本」は、自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとして捉える考え方です。自然資本は、森林、土壌、水、大気、動物、植物などによって形成されます。

近年、経済社会活動は自然資本（環境）の基盤の上に成立しており、自然資本を損なうことが経済社会活動に悪影響を及ぼすとの認識が世界的に定着しつつあり、自然資本を維持、回復、充実させていくことが経済成長の源泉になるという考え方に基づく政策の導入が各国で進んでいます。

日本においても、2024年に閣議決定された「第六次環境基本計画」において、自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤と位置付けました。そして、環境負荷の総量を抑えて自然資本のこれ以上の毀損を防止し、気候変動、生物多様性の損失及び汚染の危機を回避するとともに、自然資本を充実させ良好な環境を創出し、持続可能な形で利用することによって「ウェルビーイング／高い生活の質」に結び付けていくことを基本的な考え方として示しています。

②地域特性に応じたアプローチ

◆ 環境に関連する地域特性や地域資源を把握し、区の施策に活かします。

世田谷区は23区の中でも面積が広く、地域によって異なる特徴を持っているため、区全体だけでなく地域単位で実施することでより効果があげられる施策もあります。地域単位での施策の実施のために、地域の持つ特徴や地域資源を把握する必要がありますが、「環境」に関わる分野は多岐に渡るため、特性や資源を把握するためには、庁内の様々な所管の取組みと連携する必要があります。例えば、「世田谷区みどりの基本計画」では、「エリア別の取組み」として、地域の特性を生かした個性あるみどりの街づくりを進めていますし、世田谷区都市整備方針の第二部では、「地域整備方針」として、地域のまちの姿や特性を活かした身近な街づくりの方針を示しています。これらの各所管の地域資源等の情報を横断的に収集し、網羅的に把握することで、地域ごとの課題解決に活かします。

◆ 環境に関わる地域の課題を共有し、方針にテーマとして「環境」を入れ込むなど、地区街づくりと環境との融合を図ります。

環境に密接に関係する街づくりの個別計画は、「地区計画」や「地区街づくり計画」など、多岐に渡ります。そのため、それらを立案する際の検討の場に環境政策部が参加し、状況の変化が著しい環境の課題を共有していくことで、地区街づくりに環境の視点を盛り込み、環境の課題に対し、即応性・柔軟性を持った施策を展開していきます。

【コラム】脱炭素地域づくり

国では、2050年カーボンニュートラルの実現のためには、自治体・地域企業・市民など地域の関係者が主役となって、地域課題の解決と地域の脱炭素化を合わせて図る地域脱炭素の取組みを進めています。

住宅都市である世田谷区において脱炭素を実現するには、より地域の住民や事業者の理解と協働・共創が不可欠です。そのため、国の考え方をふまえ、世田谷区では、地域の特性や資源の活用、地域の課題解決などの地域づくりと脱炭素を一体で進めることで、持続的な地域社会を目指していく「脱炭素地域づくり」の取組みを成城地区で進めています。この取組みでは、地域の理解を得ながら、様々な事業を展開、効果を検証しながら、全区に普及するモデルの構築を目指します。

③あらゆる主体との連携・協働

- ◆ 町会などの地縁団体や環境団体など、これまで連携をしてきた団体と行政が双方にとって有益な関係となる連携・協働に取り組みます。

区は、様々なイベントや会議体などで、多くの団体と連携しています。そういった団体との関わりが硬直化してしまわないように、日頃の関わり合いの中で、改めて各団体の活動目的や活動内容を確認し合い、お互いにとって有益となるような連携・協働の接点を広げていきます。

- ◆ 大学、地域・環境の課題に取り組む企業、NPO、その他様々な主体との連携・協働を進めます。

区は様々な団体と連携・協働を進めていますが、まだ連携できていない団体も多くあります。そのため、例えば、民間企業等への官民連携の提案募集や、環境に関する先進的・画期的な技術やサービスなどを行う団体への実証事業の支援等を行うことで、これまで連携することのなかった様々な主体と連携・協働していきます。

- ◆ 区と地域の間にとって様々な活動を支援するまちづくりセンター、区の外郭団体等の中間支援組織と連携・協力し、団体をはじめとした様々は主体同士のつながりを図ります。

区と活動団体との連携だけでなく、活動主体同士の連携を推進することも必要です。そのため、まちづくりセンターなどの庁内所管との連携を深めるとともに、中間支援組織等の協力を得て、活動主体同士が対話できる場をつくり、意見交換を通じて、団体間に共通した課題や目的を見出し、接点を広げていくことで、活動主体同士の連携・協力を強化していきます。

【コラム】 中間支援組織

環境をはじめ、まちづくり、福祉、災害時の被災地支援など、様々なボランティアや協働の場において、「中間支援組織」の存在が注目されています。

中間支援組織とは、地域と行政の仲介役として、社会の変化やニーズを把握し、地域における様々な地域活動を行う団体を中立的な立場で支援する組織です。

世田谷区においても、公益財団法人 せたがや文化財団 生活工房、一般財団法人 世田谷トラストまちづくり、社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会、社会福祉法人 世田谷ボランティア協会、社会福祉法人 共生会 SHOWA(世田谷区立男女共同参画センターらぷらす)、特定非営利活動法人 国際ボランティア学生協会の6つの組織が、中間支援組織として、活動の場となる施設の運営や助成金の提供、団体相互の交流促進など、様々な支援を行っています。また、「世田谷市民活動支援会議」という場を設け、ネットワークを構築しています。

④効果的な普及啓発

- ◆ 区民等の関心、活動ニーズを捉えた情報発信、PRに取り組みます。

年齢や生活状況、環境への関心の程度などによって、効果的な普及啓発の方法は様々です。そのため、マーケティング手法を活用し、ターゲットに合わせた適切な普及啓発の方法を分析するとともに、自分にとってより良い選択を自発的に行うための手助けをする「ナッジ」の手法を活用し、より効果的な広報・普及啓発を行います。

- ◆ 多様性に配慮し、様々な媒体や手法の活用を進めます。

人によって、目にする広報媒体、活用する情報ツールや言語は様々です。そのため、広報紙・広報板・ホームページ・SNS等、様々な媒体や手法を活用するなど、より多くの人に情報が届くよう取り組み、多様性に配慮した普及啓発を行います。

- ◆ 区民等の取り組み、活動の成果を可視化し、発信していきます。

取り組みの成果や活動の成果を可視化することは、その人自身の取り組みだけでなく、別の人の取り組みの促進にもつながります。例えば、これから地域の活動に参加してみようと思っている人にとって、区内にどのような団体があり、その団体がどのような活動を行っているかを知ることは、活動のハードルの解消につながります。また、活動の成果を公表することは、活動団体のモチベーションの向上にもつながります。そのため、個人単位での取り組みや活動だけでなく区内で活動を行っている団体の情報を区のホームページ等で公表するなど、取り組みや活動の可視化を行うことで、様々な主体の取り組みを推進します。

【コラム】「ナッジ」を活用した環境配慮行動の促進

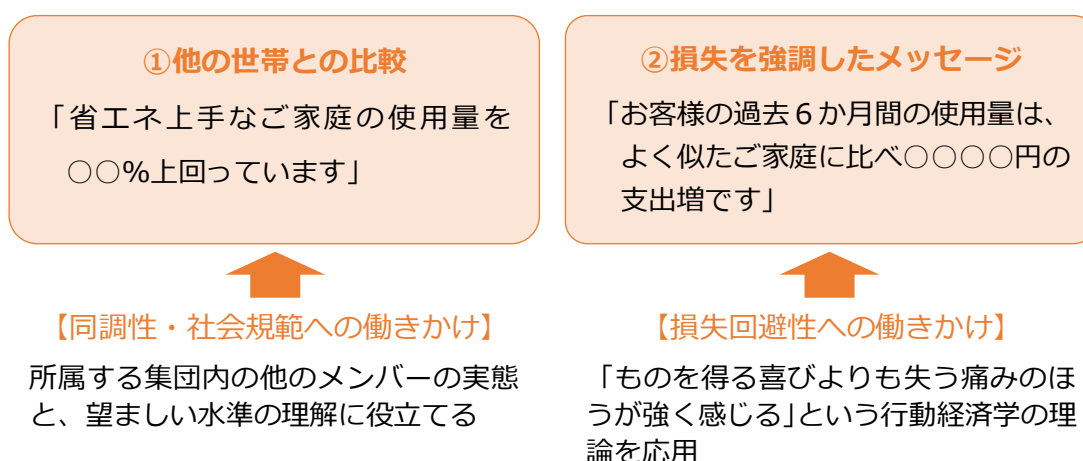
ナッジ (nudge) とは、「そっと後押しする」という意味の英語です。

行動科学の知見を活用して「人々が自分にとってより良い選択を自発的に手助けする手法」として、近年、環境を含む様々な政策の領域で着目されています。

情報提供の工夫などによって、「人々が選択し、意思決定する際の“環境”をデザインし、それにより行動をもデザインする」もので、一例に、省エネルギー行動を促す「省エネナッジ」があります。

環境省が実施した「省エネナッジ」の事業では、対象世帯に送付する省エネレポートの情報提供に際し、ご家庭のエネルギー使用量について「他世帯との比較」と「損失を強調したメッセージ」を含めました。これにより、同調性や損失の回避といった心理に働きかけ、自発的な行動を促す（後押しする）ことをねらいとしたものです。

事業の結果、省エネレポートを配布した約 30 万世帯において、平均 2 % の省エネ・省 CO₂ 効果が確認されています。



参考資料：「低炭素型の行動変容を促す情報発信（ナッジ）等による家庭等の自発的対策推進事業（生活者・事業者・地域社会の「三方良し」を実現する日本版ナッジモデルの構築）」（環境省）

(2) 区民等をバックアップする区の推進体制の構築

環境施策の推進にあたっては、区が組織として有している人員や財源、情報などのリソースについて、区政運営全般の中で割り当てられた分を適切に活用して進めてきています。今後、人口減少による税収減や職員確保難などが想定される中で、本計画の将来像の実現を図るための潤沢なリソースを確保していくことは難しいことから、区政全般における課題や人員・財源、取り巻く状況の変化等を踏まえ、より一層リソースを最大限に活用していくとともに、区民や事業者などの外部とも連携をしながらバックアップし、取組みの検証を行っていくことで、「環境」における施策効果の最大化を目指していく必要があります。

■ 課題

- ✓ 公共施設整備や区の事業等において、環境価値を確保するとともに、環境施策の効果を高めていく必要があります。
- ✓ 業務の効率化や施策の実効性を高めていく必要があります。
- ✓ 適切なリソース配分と状況変化に対応する柔軟な組織・事業運営を図る必要があります。
- ✓ 施策推進において、大学や環境分野の事業者など、専門的かつ先進的な知見を有する外部機関との連携により効果向上を目指す必要があります。



対応の方向性

①環境施策への庁内の理解醸成

- ◆ 環境施策全般について庁内全体の理解を得るため、環境政策部から庁内に向けた情報発信・PRを推進します。
- ◆ 事務事業の実施において、環境コストを基礎的な事業コストとして認識し、環境に関する取組みを実装していくように促します。

②デジタル化・情報技術の活用による業務の効率化

- ◆ 政策形成における様々なツールの導入・活用促進など、DX化のさらなる推進に努めます。
- ◆ 施策の検討や評価における分析ツールの導入・活用促進などを通じ、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）につながる様々な「情報」のさらなる活用に努めます。

③柔軟な組織・事業運営

- ◆ 各部署がそれぞれ責任を持って業務に取り組む一方で、課題や施策テーマごとの柔軟なプロジェクトチームの組成などにより、「縦割り」の弊害のない、柔軟に連携する体制構築を進めます。
- ◆ 環境政策に関心のある職員を庁内で募集し、人材活用を進めます。
- ◆ 様々なプロジェクトの組成と試行錯誤（実証・スモールスタート・検証・反映・修正・トライアンドエラーなど）に取り組めます。

④先進的な知見を有する外部機関との連携

- ◆ 区が保有する情報のオープンデータ化を進めます。
- ◆ 外部機関との連携による相乗効果を高めていくため、大学や事業者等が区のリソースを活用できる仕組みの構築、行政手続きの迅速化を進めます。
- ◆ 行政課題や社会的課題について積極的に発信し、外部機関の提案を募ります。
- ◆ 専門的知見を有する人材や地域人材等の副業採用など、外部の専門人材の活用を進めます。
- ◆ 専門的知見の習得につながる講習や地域活動への参加など、区職員の積極的な外部との交流を勧奨します。

2 施策への実装と評価

「第2章 計画策定の視点」の「3 計画策定のねらい」に示したように、本計画は「環境」の総合計画として策定するものであり、具体的な施策・事業及び進行管理は分野ごとの個別計画において進めていきますが、本計画において示した理念や分野ごとの方向性などを、以下の通り分野ごとの計画や施策へ反映し、それらの結果を踏まえたうえで、本計画の評価を行います。

分野ごとの個別計画への反映

STEP 01

- ・本計画の理念や方向性と整合性を図りつつ、環境に関連する各分野の計画を策定する。
- ・環境政策部において、個別分野の計画の策定における検討の段階で、本計画の理念や方向性との整合性を図るよう働きかけを行い、その状況を把握する。

施策への 実装と評価

STEP 02

施策への反映

- ・気候危機対策会議等の庁内会議における施策の報告を通じて、本計画の方向性の実装状況を庁内で共有する。
- ・特に環境と関連が深い分野については、毎年行っている環境分野の主な事務事業のまとめにおいて施策の実施状況を確認し、本計画の方向性の施策への反映をより推進する。
- ・分野横断の取組みについて、環境政策部と所管課が連携し、本計画に記載の趣旨を踏まえた事業展開を推進する。

STEP 03

評価

- ・分野ごとの方向性の実施状況や横断的取組み等の確認を毎年行う。
- ・本計画の期間最終期において、上記の毎年の確認を踏まえ、全体評価を行う。

●環境審議会

- ・本計画に関連する分野の施策の実施状況等を適宜「環境審議会」に報告し、意見や提案に対して、施策への反映を検討します。
- ・環境政策部において評価した本計画を「環境審議会」へ報告し、次期計画策定に向けて審議します。

●庁内プラットフォーム

- ・本計画において示した理念や方向性などを分野ごとの計画や施策へ反映するとともに、分野横断の取組みを推進するため、関係所管により構成される庁内連携プラットフォームを構築します。

第8章 環境行動指針

環境行動指針は、世田谷区環境基本条例第8条に基づき、環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を定めるものです。

区民、事業者、行政が、それぞれの立場で、あるいは集合的に、環境の「手入れ」を行い、将来にわたって良好な環境を保つ地域社会を目指すという本計画の基本理念に沿って、環境行動に取り組み、ともに将来像の実現をめざしましょう。

1 区民

- 日々の暮らしが「環境」の恩恵に支えられていること、自らの行動が環境に様々な影響を及ぼしていることを認識し、環境配慮行動に取り組みましょう。
- 日常生活の全ての面にわたって、環境への負荷の低減に努めましょう。
 - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みましょう。
 - ・移動の際は環境負荷の低い交通手段やZEVを含む次世代自動車を利用しましょう。
 - ・生きものも立ち寄れるみどりの創出、雨水の貯留・浸透に取り組みましょう。
 - ・農地の保全と地産地消に協力しましょう。
 - ・緑化・みどりの保全に取り組み、まちの美観維持に協力しましょう。
 - ・生活騒音に配慮しましょう。
 - ・フードロスの削減、ごみの発生抑制、資源の有効利用に取り組みましょう。
 - ・CO₂排出量をはじめとする環境負荷を考慮して製品・サービスを選択しましょう。
- 環境への「手入れ」につながる地域の活動に積極的に参加、協力しましょう。
 - ・環境について学ぶ機会に積極的に参加しましょう。
 - ・地域のまちづくり、公園やみどりの維持管理、資源回収、地域清掃などの活動に参加、協力しましょう。

2 事業者

- 事業活動が「環境」の恩恵に支えられていること、また事業活動が環境に様々な影響を及ぼしていることを認識し、事業活動のあらゆる場面において、豊かな環境を保全し、創出に努めましょう。
- 環境法令を遵守し、地域住民の健康と安全を守りましょう。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めましょう。
 - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みましょう。
 - ・自動車使用の抑制・効率化、ZEVを含む次世代自動車の利用・導入に努めましょう。
 - ・敷地内の緑化、みどりの保全、雨水の貯留・浸透に努めましょう。
 - ・まちの美観維持に協力しましょう。
 - ・騒音、振動、悪臭等の発生抑制に努めましょう。
 - ・ごみの発生抑制と資源の有効利用に取り組みましょう。
 - ・CO₂排出量をはじめとする環境負荷が小さい製品・サービスの提供に努めましょう。
 - ・従業員への環境教育、環境意識の啓発に努めましょう。
- 環境への「手入れ」につながる地域の活動に参加、協力しましょう。

3 区

- 全職員が、主体的に環境配慮行動に取り組みます。
- 環境法令を遵守し、区民の健康と生活環境を守ります。
- 環境問題への対応には行政組織の横断的取組が不可欠であることを認識し、業務の執行に努めます。
- 事業活動の全てにわたって、環境負荷の低減に努めます。
 - ・省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みます。
 - ・事業構築、計画策定において、脱炭素の視点を取り入れ、実施します。
 - ・自然環境や良好な景観の保全と創出
 - ・自動車使用の抑制・効率化、公用車への電動車の導入に努めます。
 - ・ごみの発生抑制と資源の有効利用に取り組みます。
 - ・「グリーン購入」を推進します。
 - ・区民・事業者等の環境保全活動等の支援と環境教育を推進します。
- 環境方針や取組みの成果等を広く内外に公表します。
- 各職場で、具体的かつ実効性のある環境目的及び目標を定め、定期的に見直しを図るとともに、継続的な改善に努めます。

資料編

【1】世田谷区環境基本条例

世田谷区環境基本条例

平成 6 年 9 月 21 日
条例第 35 号

改正 平成 7 年 11 月 15 日条例第 62 号
平成 11 年 12 月 10 日条例第 52 号
平成 12 年 10 月 2 日条例第 94 号
平成 15 年 6 月 24 日条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全等に関する施策の推進（第 7 条—第 10 条）

第 3 章 開発事業等に係る環境への配慮（第 11 条—第 15 条）

第 4 章 環境の保全等に関する施策等（第 16 条—第 20 条）

第 5 章 雑則（第 21 条）

附則

私たちのまち世田谷は、水と緑に恵まれた住宅都市として発展してきた。

このかけがえのない私たちのまち世田谷の環境を、より豊かに将来の世代に引き継いでいくことは、現在に生きる私たちの責務である。

しかし、私たちが享受してきた物質的に豊かで便利な生活は、一方で都市・生活型公害を発生させ、更に地球的規模での環境破壊をもたらしている。

今、私たちは、環境の恵みを認識するとともに、身近な環境を大切にすることが、ひいては、地球環境を守ることになることを理解し、環境への負荷の少ない都市づくり、暮らし、事業活動のあり方を考え、行動に移さなければならない。

そのためには、区、区民及び事業者は、それぞれの責務を果たし、協働して環境を守り育てていかなければならない。

ここに、「環境と共生する都市世田谷」を目指して、その基本となる考え方と進め方を示し、現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「保全等」という。）について、基本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項

を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の区民の健康で文化的な生活を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、現在の世代の享受するものであるとともに将来の世代に引き継がれるべきものであることを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない、環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組により行われなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行われなければならない。

（区の責務）

第 4 条 区は、環境の保全等を図るに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- （1） 公害の防止
- （2） 水、緑、生き物等からなる自然環境の保全等
- （3） 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- （4） 人と自然との豊かな触れ合いの確保、良好な景観の保全等及び歴史的文化的遺産の保全
- （5） 安全で暮らしやすい都市環境の整備
- （6） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量
- （7） 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全
- （8） 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること等

2 区は、環境の保全等を図る上で区民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策にこれらの者の意見を反映するよう必要な措置を講じなければならない。

（区民の責務）

第 5 条 区民は、環境の保全等について関心を持つとともに、環境の保全等に関する必要な知識を持つ

よう努めるものとする。

2 区民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、区民は、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全し、及び回復するため、その責任において必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全及び回復に自ら努めるとともに、区と協働して環境の保全等に努めるものとする。

第2章 環境の保全等に関する施策の推進

（世田谷区環境基本計画）

第7条 区長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、世田谷区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全等に関する目標

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する重要事項

3 区長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ世田谷区環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（世田谷区環境行動指針）

第8条 区長は、前条第2項第1号に掲げる環境の保全等に関する目標の実現のため、区、区民及び事業者が環境の保全等に関して配慮すべき事項を、世田谷区環境行動指針（以下「環境行動指針」という。）として策定しなければならない。

2 区長は、環境行動指針を策定するに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、環境行動指針を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての義務）

第9条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画及び環境行動指針との整合を図るものとする。

2 区は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（世田谷区環境審議会）

第10条 区の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

（1）環境基本計画に関すること。

（2）次章に定める開発事業等に係る環境への配慮に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員16人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成7年条例62号、11年52号・12年94号・15年45号〕

第3章 開発事業等に係る環境への配慮

（開発事業者等に対する要請）

第11条 区長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業で規則で定めるもの（以下「開発事業等」という。）については、当該開発事業等を実施しようとする者（以下「開発事業者等」という。）に対し、当該開発事業等を実施する際の環境へ配慮する事項についてあらかじめ協議するよう要請することができる。

2 区長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

3 区長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方

策について当該開発事業等に関係する区民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

第12条 区長は、前条第3項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

2 区長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第13条 前2条に定めるもののほか、区長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

（勧告及び公表）

第14条 区長は、開発事業者等が前3条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

2 区長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上で、その旨及び勧告の内容を公表することができる。

（委任）

第15条 この章に定めるもののほか、開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全等に関する施策等

（施策の評価）

第16条 区は、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、当該施策を定期的に評価するものとする。

2 区は、前項の規定による評価をするに当たっては、区民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 区は、第1項の規定による評価をしたときは、その結果を公表するものとする。

（調査及び研究の充実）

第17条 区は、環境の保全等に関する施策を科学的知見に基づき実施するために、環境の保全等に関する情報の収集及び分析並びに他の研究機関との交流及び連携を行うことにより、必要な調査及び研究の充実に努めるものとする。

（環境学習の推進）

第18条 区は、区民及び事業者が環境の保全等につ

いての理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な支援に努めることにより、環境の保全等に関する学習の推進を図るものとする。

（区民等の活動の促進）

第19条 区は、前条に定めるもののほか、区民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体による自発的な環境の保全等に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（国、東京都等との協力）

第20条 区は、環境の保全等を図るために広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。ただし、環境基本計画の策定に係る部分（審議会の設置に係る部分を含む。）は、同年1月1日から施行する。

附 則（平成7年11月15日条例第62号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月10日条例第52号抄）
（施行期日）

第1条 この条例は、平成12年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成12年10月2日条例第94号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

【2】世田谷区環境基本計画策定の経緯

（1）世田谷区環境審議会 委員名簿

役職等	氏 名	所 属
会長	森本 英香	早稲田大学法学学術院 法学部 教授
副会長	阿部 伸太	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科 准教授
学識経験者	朝吹 香菜子	国士舘大学 理工学部 理工学科 准教授
	甲斐 徹郎	株式会社チームネット 代表取締役
	佐藤 真久	東京都市大学 環境学部 環境経営システム学科 教授
	瀬沼 頼子	昭和女子大学 人間社会学部 現代教養学科 特任教授
	村山 顕人	東京大学 大学院工学系研究科 教授
団体推薦	飯島 祥夫	世田谷区商店街振興組合連合会 常任理事
	岩波 佳三	世田谷区町会総連合会 副会長
	田中 敏文	公益社団法人 世田谷工業振興協会 理事
	田中 真規子	いであ株式会社 執行役員
区民委員	井上 明紀	公募区民委員
	菅井 毅	公募区民委員
	堅山 雅紹	公募区民委員

※ 2024年11月現在（役職等毎の五十音順、敬称略）

(2) 検討の経緯

時期		会議名称	検討内容
2023 年	4 月 18 日	環境基本計画推進幹事会	・新たな世田谷区環境基本計画の策定について
	6 月 9 日	気候危機対策会議	
	6 月 29 日	環境審議会	・新たな世田谷区環境基本計画の策定について 【諮問】
	7 月 24 日	環境基本計画推進幹事会	・計画策定に向けた今後の方向性について
	10 月 3 日	環境基本計画推進幹事会	・世田谷区環境基本計画骨子たたき台
	11 月 7 日	環境審議会	
	12 月 13 日	環境基本計画推進幹事会	・世田谷区環境基本計画骨子案
2024 年	1 月 10 日	気候危機対策会議	
	1 月 30 日	環境審議会	・世田谷区環境基本計画素案たたき台について
	4 月 23 日	環境審議会	
	6 月 5 日	気候危機対策会議	・世田谷区環境基本計画素案について
	7 月 4 日	環境審議会	
	10 月 23 日	環境基本計画推進幹事会	・世田谷区環境基本計画案について
		気候危機対策会議	
	11 月 12 日	環境審議会	
	12 月 17 日	環境審議会	・新たな世田谷区環境基本計画の策定について 【答申】

(3) 区民意見の聴取等

①「世田谷区環境基本計画」の見直しに関するシンポジウム

●概要

日時	2024年9月7日（土）午後1時30分～午後3時30分
場所	世田谷区立教育総合センター
参加者数	45名

●プログラム

- ◇ 環境基本計画素案の概要説明（環境計画課長）
- ◇ 基調講演 「環境への『手入れ』を広げるために」
講演者：森本 英香 氏（早稲田大学法学部教授・世田谷区環境審議会会長）
- ◇ パネルディスカッション 「関心から行動へ」
〔コーディネーター〕
森本 英香 氏
〔パネリスト〕
浅輪 剛博 氏（NPO 法人 世田谷みんなのエネルギー 理事長）
関橋 知己 氏（一般社団法人 シモキタ園藝部 代表理事）
村上 優 氏（Pollinators 代表）
保坂 展人（世田谷区長）

●内容

◇ 基調講演 「環境への『手入れ』を広げるために」

森本 英香 氏（早稲田大学法学部教授・世田谷区環境審議会会長）

環境事務次官などの要職の歴任経験がある世田谷区環境審議会会長 森本 英香氏をお招きし、近年の環境政策の動向をご紹介いただいた上で、本計画の理念である環境への「手入れ」がなぜ必要か、「手入れ」とはどのようなことかについて、事例を交えながらお話しいただきました。

◇ パネルディスカッション 「関心から行動へ」

エネルギー、みどり、まちづくりに関わる活動に携わる3名をお招きし、それぞれのご経験を基に活動を立ち上げたきっかけ、活動を軌道に乗せ継続していく際の苦労や工夫などをお話しいただきました。



②「世田谷区環境基本計画（素案）」に対するパブリックコメント

●概要

日時	2024年9月15日（日）～10月7日（月）
意見提出人数	50名
（内訳）	ホームページ33名、封書13名、持参2名、ファクシミリ1名、はがき1名
意見総数	171件

●意見の内訳

項目	件数	
計画全般	13件	
第1章 計画策定の基本事項	1件	
第2章 計画策定の視点	7件	
第3章 基本方針	14件	
第4章 めざす将来像	10件	
第5章 分野ごとの方向性	102件	
（内訳） 全般		5件
脱炭素行動・エネルギー		9件
建築・地区街づくり		19件
交通・移動		11件
みどり		28件
農		5件
グリーンインフラ		1件
公害対策・美化		8件
消費と共創・資源循環		16件
第6章 分野横断の取組み	7件	
第7章 計画の推進	9件	
第8章 環境行動指針	3件	
その他ご意見・ご要望	5件	
合計	171件	

●主な意見

◇理念など、計画そのものに関する意見

- ・本計画の理念である、「各主体が環境をよくするために行動する（「手入れ」を行う）ことで、良好な環境が保たれる社会をめざす」という考えは大事だと思うが、区が行政として、ルールや制度によって行動変容を促すことも必要なのでは。
- ・「分野横断的な視点の強化」は重要で、多くの人を巻き込む力がある。行政が縦割りではなく、環境政策部が様々な主体を巻き込んで、区民の行動変容を促す仕組みを強化してほしい。
- ・環境政策部は分野ごとの方向性の実施状況や横断的な取り組み等を確認するだけでなく、進捗状況を毎年評価したうえで遅れている部局に対しては対策・改善を求めるべき。
- ・第5章分野ごとの方向性の「環境の核となる分野」という記載について、わかりにくいので「環境対策八つの柱」としたらどうか。
- ・事業者の「環境行動指針」に「環境への配慮に努めましょう」とあるが、この表現では従来の方針を超えていない。

◇各分野の施策（第5章分野ごとの方向性）に関する意見

- ・比較的難易度が低い既存住宅への内窓設置について、補助金を拡充させる。特に民間賃貸住宅や公営住宅への設置を推進してほしい。
- ・自動車ではなく電車、バス、自転車での移動を推進してほしい。
- ・みどりを増やす取り組みは大事だが、民有地の緑が適切に管理されていない箇所が多いので、区で何らかの取り組みをしてほしい。
- ・プラスチックの分別回収に取り組んでほしい。

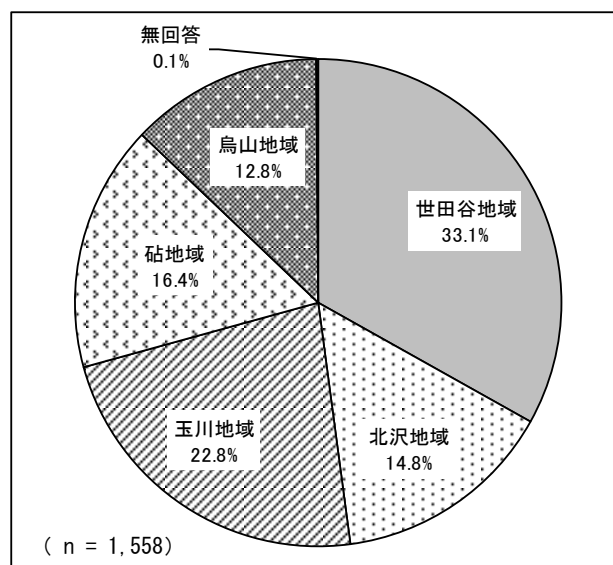
【3】環境に関する区民意識・実態調査

（1）調査概要

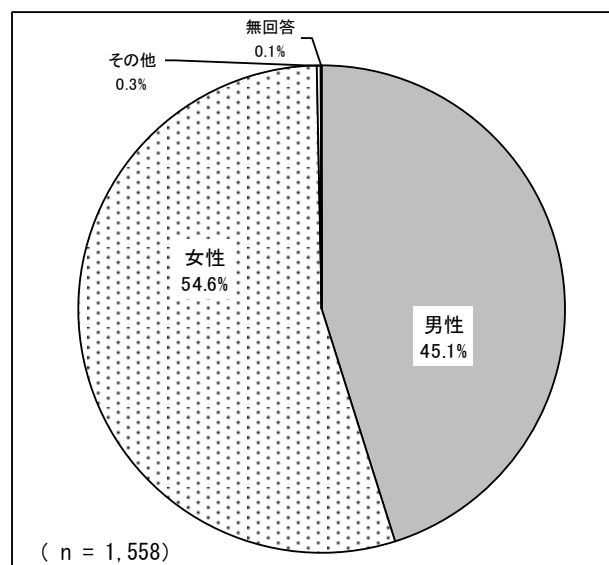
調査目的	世田谷区民の環境に配慮した行動の実施状況などの実態を把握し、区が策定している世田谷区環境基本計画の改定の基礎資料とするために実施した。
調査項目	① 区民の皆さんの環境への意識について ② 区民の皆さんの環境に配慮した行動について ③ 区民の皆さんの電気の購入等について ④ 世田谷区が取り組んでいる環境施策について ⑤ 世田谷の環境に期待することについて ⑥ 世田谷区からの案内や情報について ⑦ 世田谷区の環境についての意見、要望
調査対象	満 18 歳以上の世田谷区内在住者 4,000 人 (住民情報システムの住民記録データを抽出フレームとした無作為抽出)
調査方法	郵送配布・原則インターネット回収
調査期間	2023 年 8 月 2 日 (水) ～ 2023 年 8 月 23 日 (水)
有効回収数	1,558 人
有効回収率	39.0%

(2) 回答者の属性

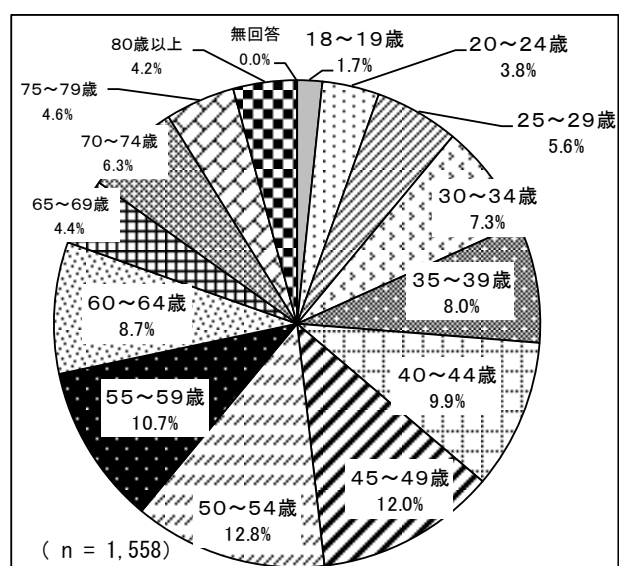
①居住地



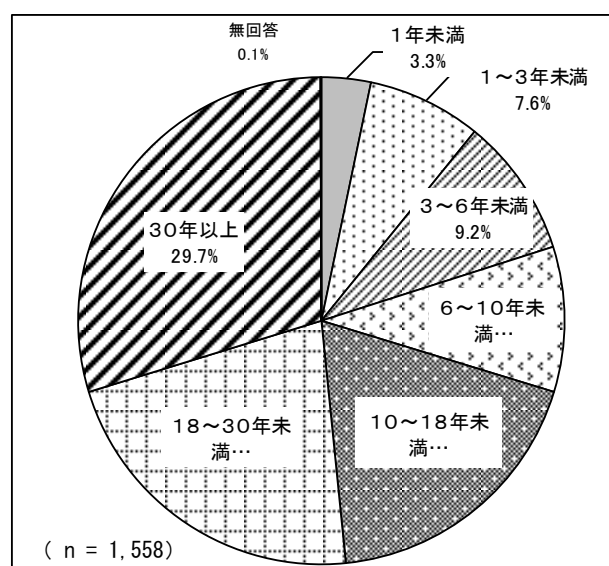
②性別



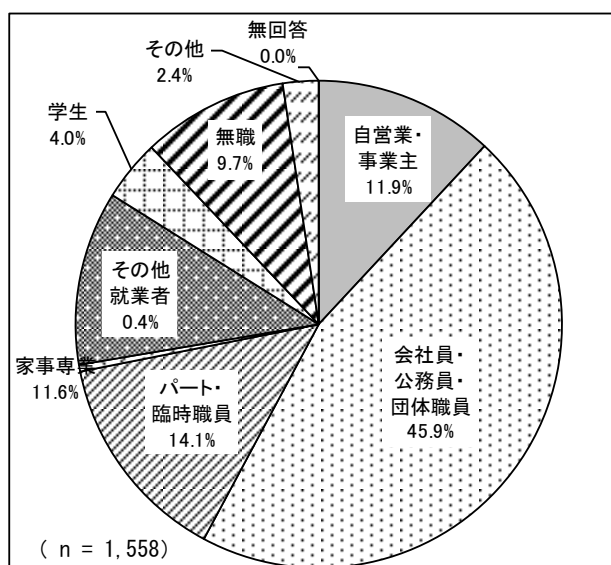
③年齢



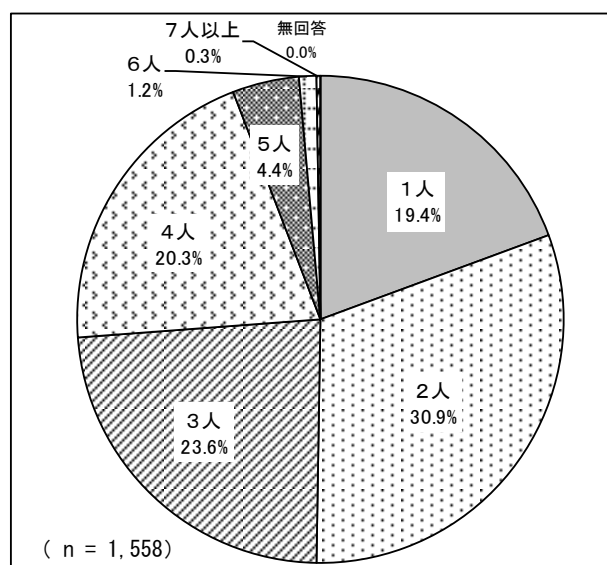
④世田谷区在住年数



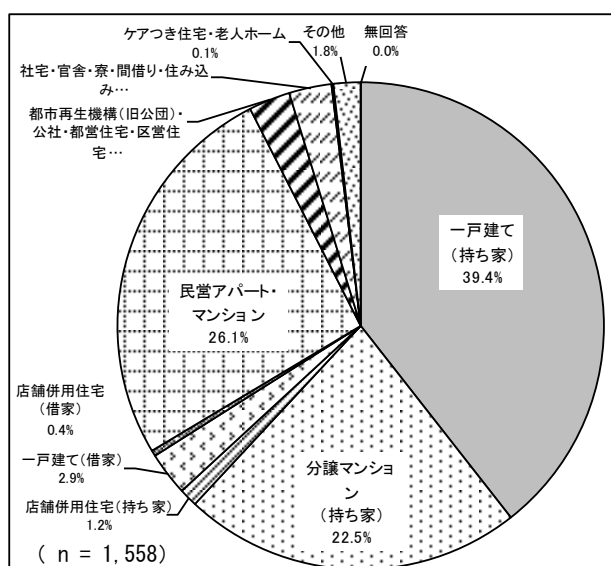
⑤職業



⑥世帯人数



⑦居住形態



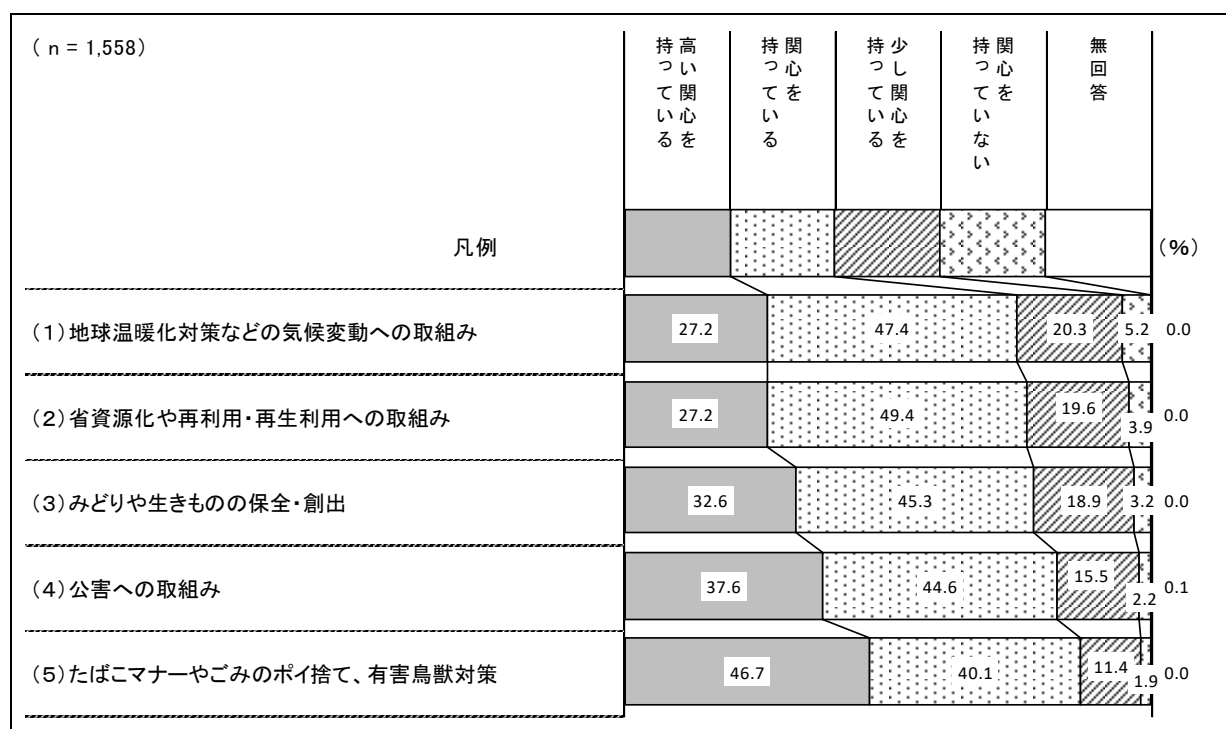
(3) 調査結果

①区民の皆さんの環境への意識について

ア 「環境」分野の関心

5項目の「環境」分野の関心について、「高い関心を持っている」は、『(5) たばこマナーやごみのポイ捨て、有害鳥獣対策』が46.7%で最も高く、次いで『(4) 公害への取組み』が37.6%であり、身近な問題で関心が高い傾向がみられます。その他の3項目については、おおむね3割前後となっています。

「高い関心を持っている」と「関心を持っている」を合わせると、すべての項目で7割以上が《関心を持っている》と回答しています。これに「少し関心を持っている」を合わせると9割を超えており、「関心を持っていない」は『(1) 地球温暖化対策などの気候変動への取組み』で5%を超えやや高いものの、それ以外の項目は5%以下にとどまっています。

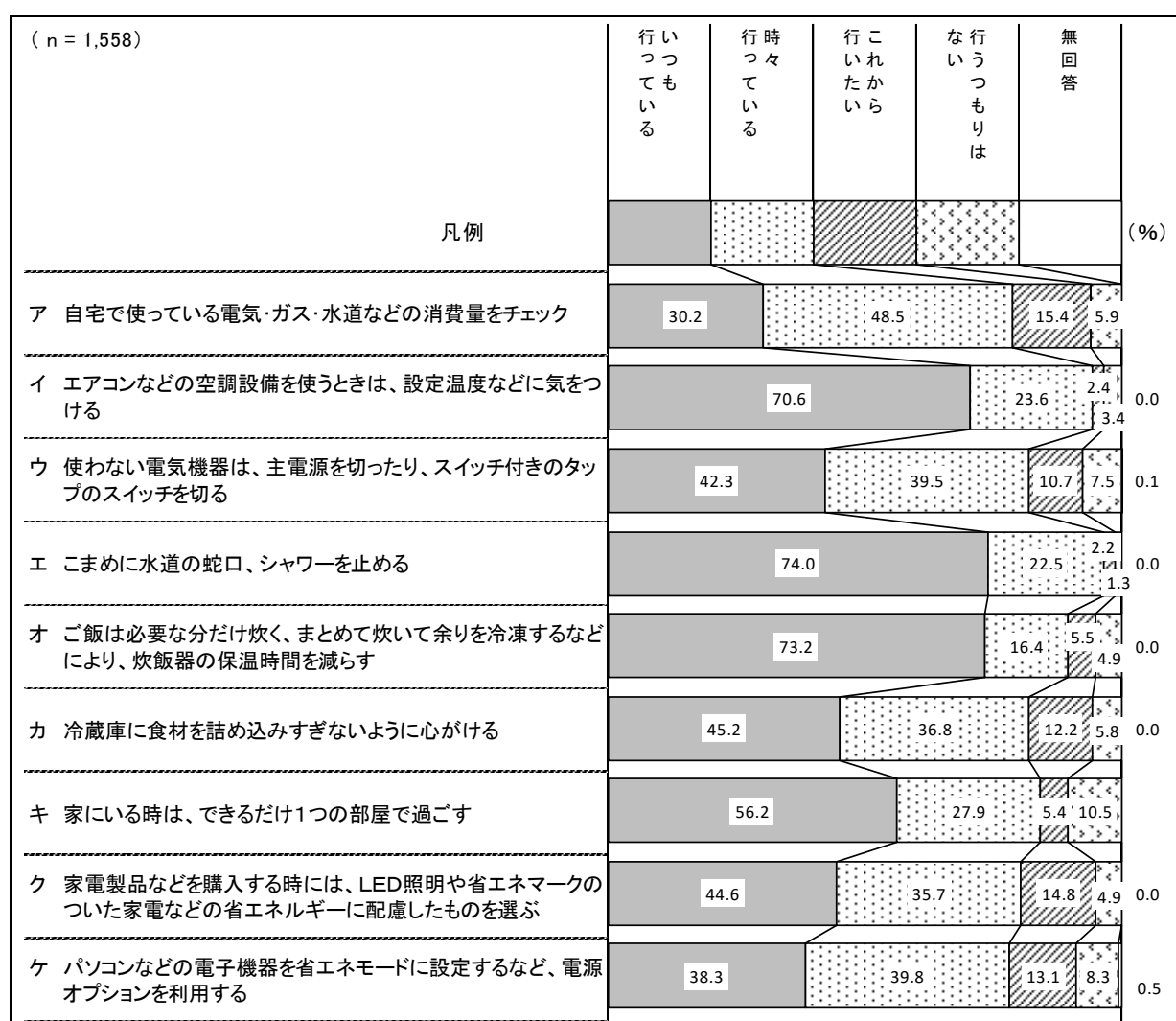


②区民の皆さんの環境に配慮した行動について

ア 省エネ行動について

9項目の省エネ行動について、「いつも行っている」は、『エ コまめに水道の蛇口、シャワーを止める』において74.0%と最も高くなっています。

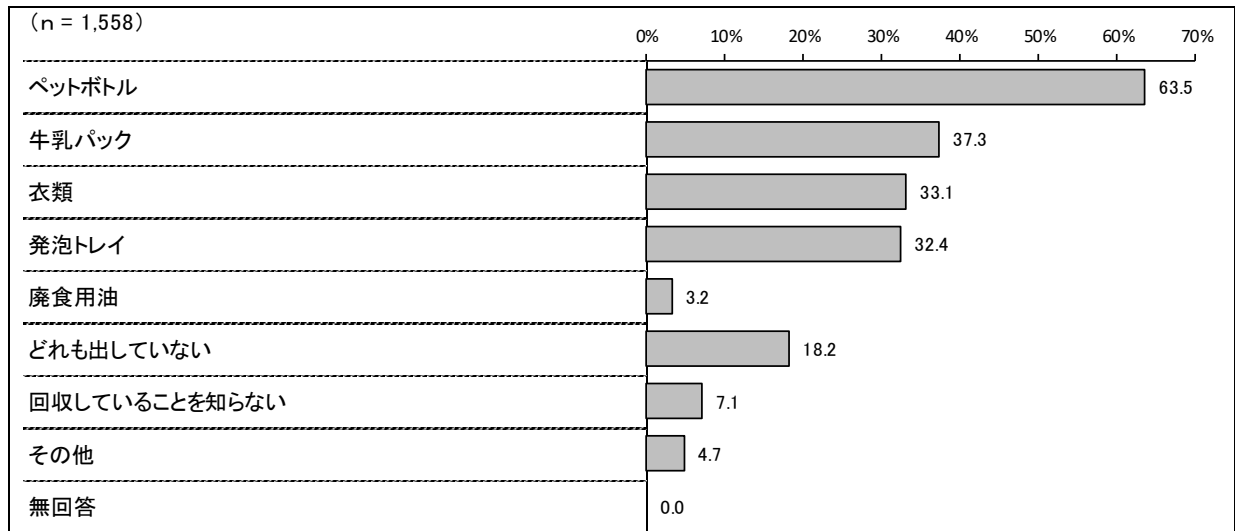
「いつも行っている」は『エ こまめに水道の蛇口、シャワーを止める』(74.0%)、『オ ご飯は必要な分だけ炊く、まとめて炊いて余りを冷凍するなどにより、炊飯器の保温時間を減らす』(73.2%)、『イ エアコンなどの空調設備を使うときは、設定温度などに気をつける』(70.6%) の3項目で高く、7割以上となっています。また、『キ 家にいる時はなるべく1つの部屋で過ごす』(56.2%) までの4項目で5割以上となっています。



イ 資源回収に出している資源

資源回収に出している資源は、「ペットボトル」が63.5%と最も高く、次いで「牛乳パック」(37.3%)、「衣類」(33.1%)、「発泡トレイ」(32.4%)となっています。

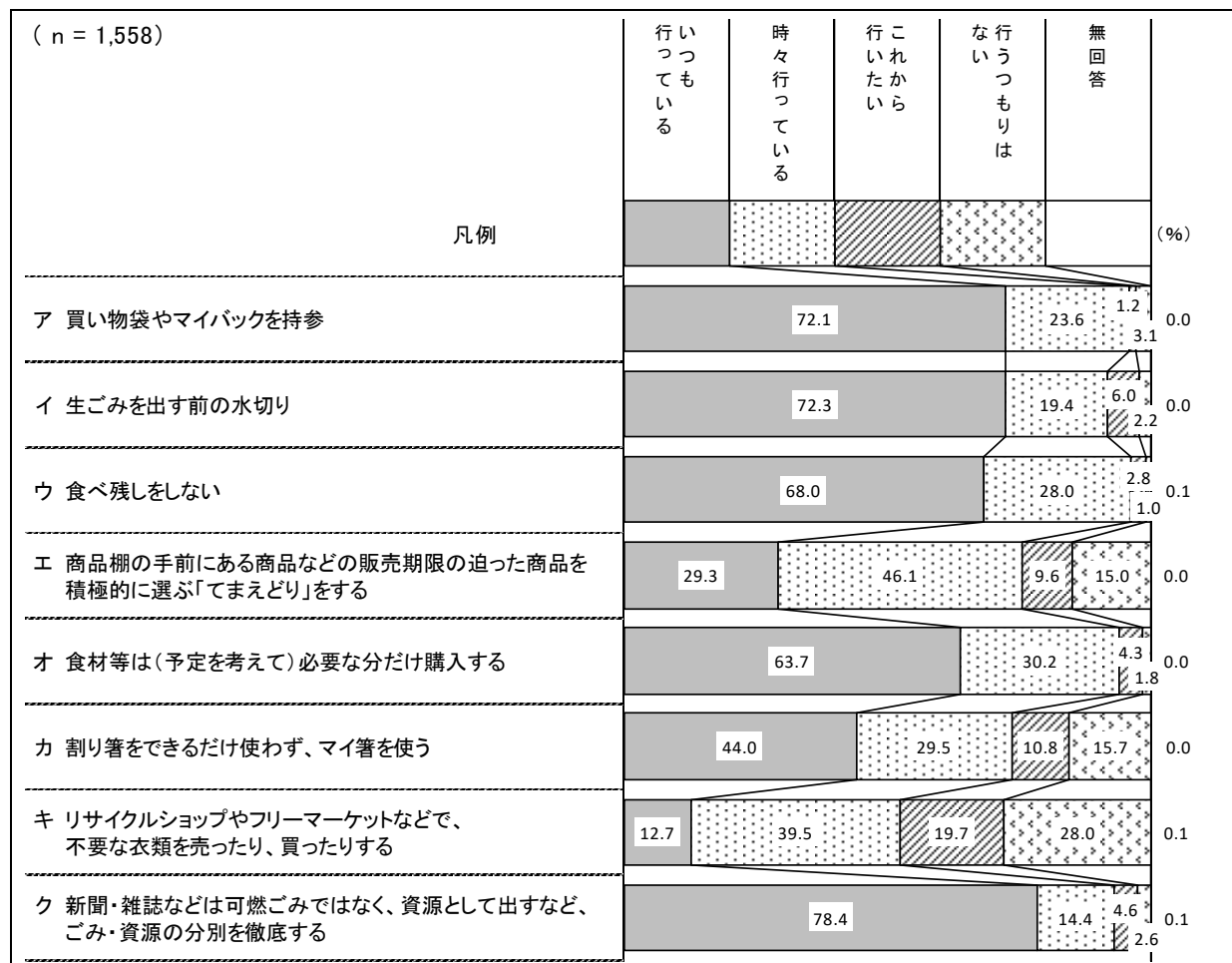
「回収していることを知らない」は7.1%、「どれも出していない」が18.2%となっています。



ウ ごみの削減・リサイクル行動について（複数回答）

8項目のごみの削減・リサイクル行動について、「いつも行っている」は、『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』において78.4%と最も高くなっています。

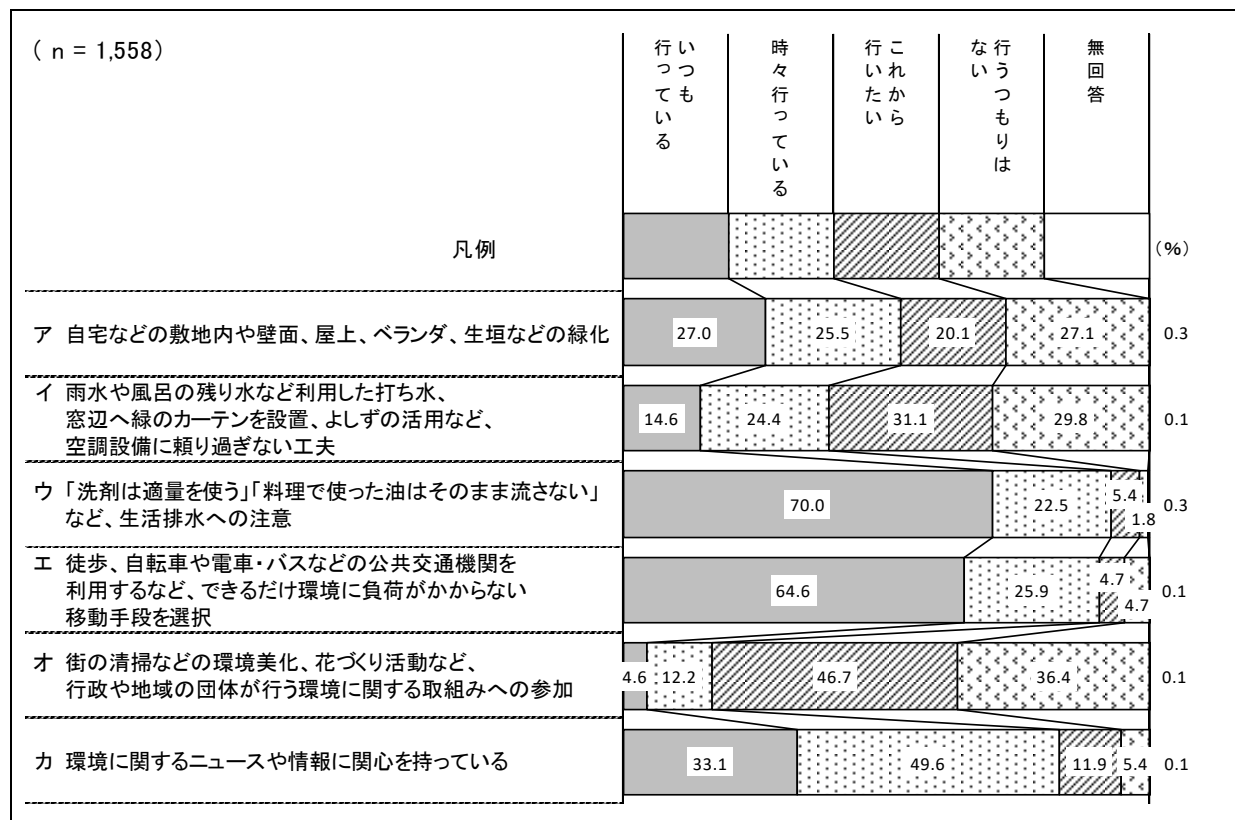
「いつも行っている」は『ク 新聞・雑誌などは可燃ごみではなく、資源として出すなど、ごみ・資源の分別を徹底する』（78.4%）、『イ 生ごみを出す前の水切り』（72.3%）、『ア 買い物袋やマイバックを持参』（72.1%）、『ウ 食べ残しをしない』（68.0%）『オ 食料等は（予定を考えて）必要な分だけ購入する』（63.7%）の5項目で5割以上となっています。



エ 環境に対するその他の取組みについて

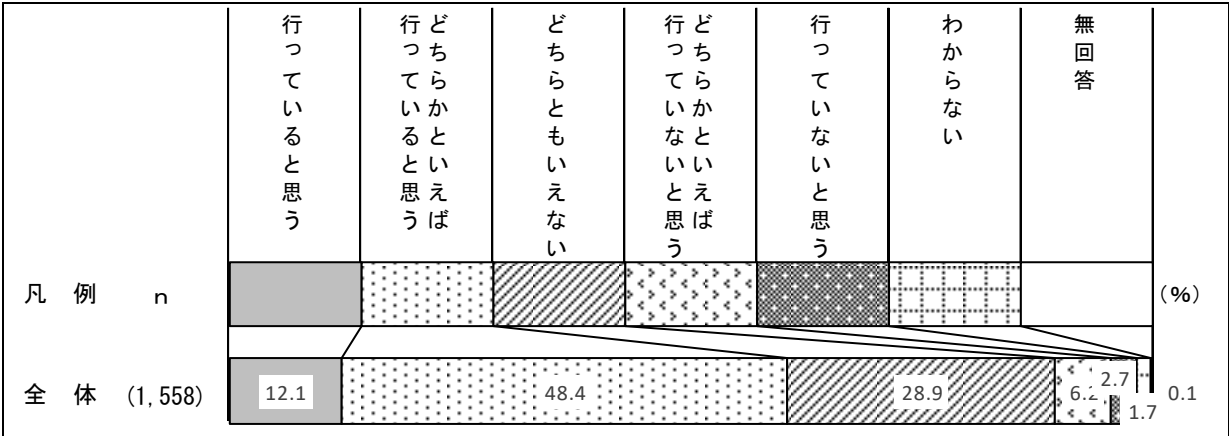
6項目の環境に関するその他の取組みについて、「いつも行っている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」 など、生活排水への注意』において70.0%と最も高くなっています。

「いつも行っている」は、『ウ 「洗剤は適量を使う」「料理で使った油はそのまま流さない」 など、生活排水への注意』(70.0%)、『エ 徒歩、自転車や電車・バスなどの公共交通機関を利用するなど、できるだけ環境に配慮した交通手段を利用』(64.6%) の2項目で5割以上となっています。



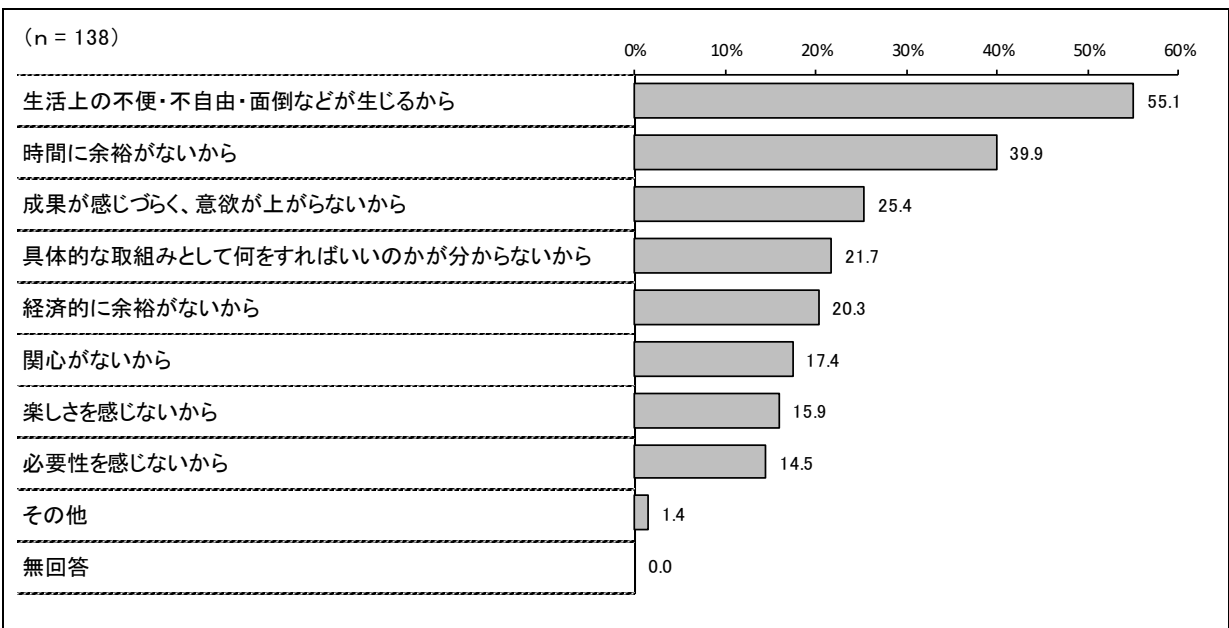
オ 環境に配慮した行動を行っているか

環境に配慮した行動を「どちらかといえば行っていると思う」が 48.4%で高く、「行っていると思う」(12.1%) と合わせると 6 割以上となっています。



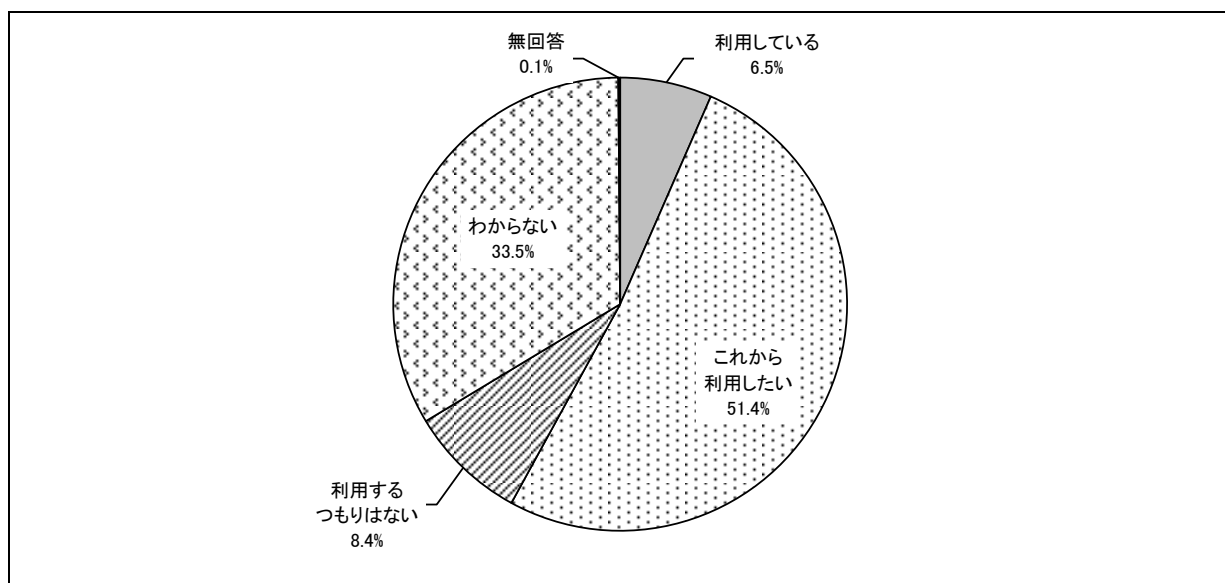
カ 環境に配慮した行動を妨げている理由（複数回答）

環境に配慮した行動について、「どちらかといえば行っていないと思う」、または「行っていないと思う」と回答した方の環境に配慮した行動を妨げている理由は、「生活上の不便・不自由、面倒などが生じるから」が 55.1%で最も高く過半数となっています。次いで「時間に余裕がないから」(39.9%)、「成果が感じづらく、意欲が上がらないから」(25.4%) となっています。



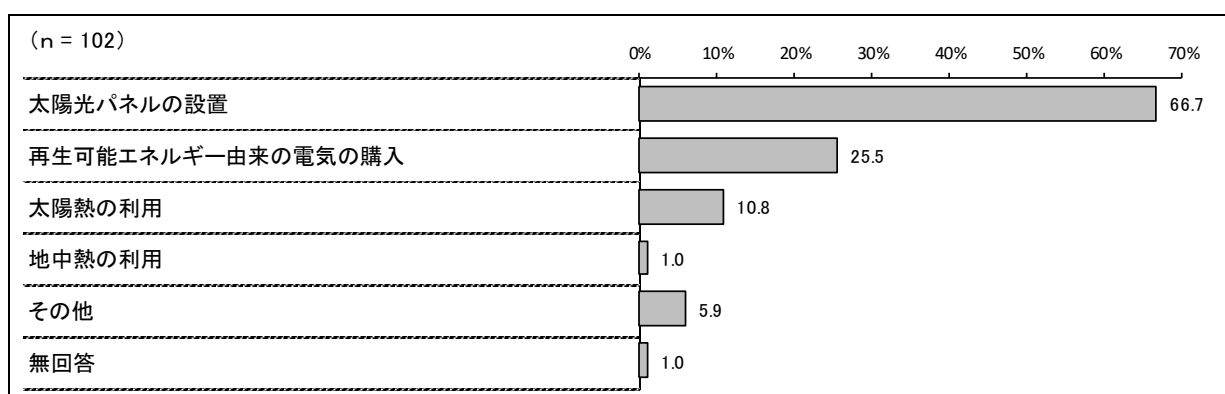
キ 再生可能エネルギーの利用

2018年度の調査では、再生可能エネルギーを「利用している」は6.5%でした。2023年度の調査では再生可能エネルギーを「利用している」は6.5%となっており、2018年度から変化はありませんでしたが、「これから利用したい」が11ポイント余り増加し、51.4%となっています。



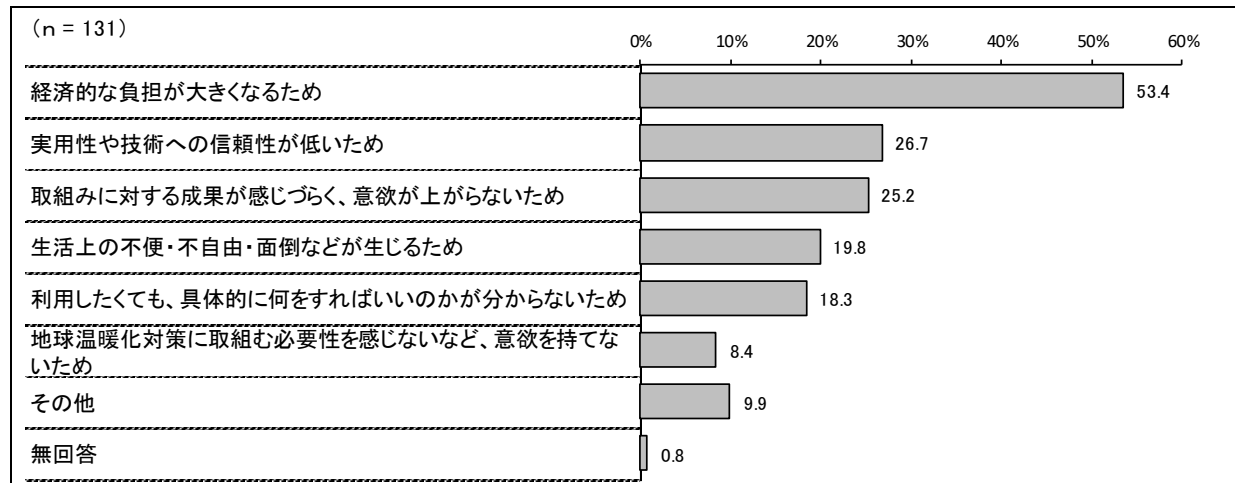
ク 利用している再生可能エネルギーの種類（複数回答）

再生可能エネルギーを「利用している」と回答した方が、利用している再生可能エネルギーの種類は、「太陽光パネルの設置」が66.7%と最も高く、次いで、「再生可能エネルギー由来の電気の購入」（25.5%）、「太陽熱の利用」（10.8%）となっています。



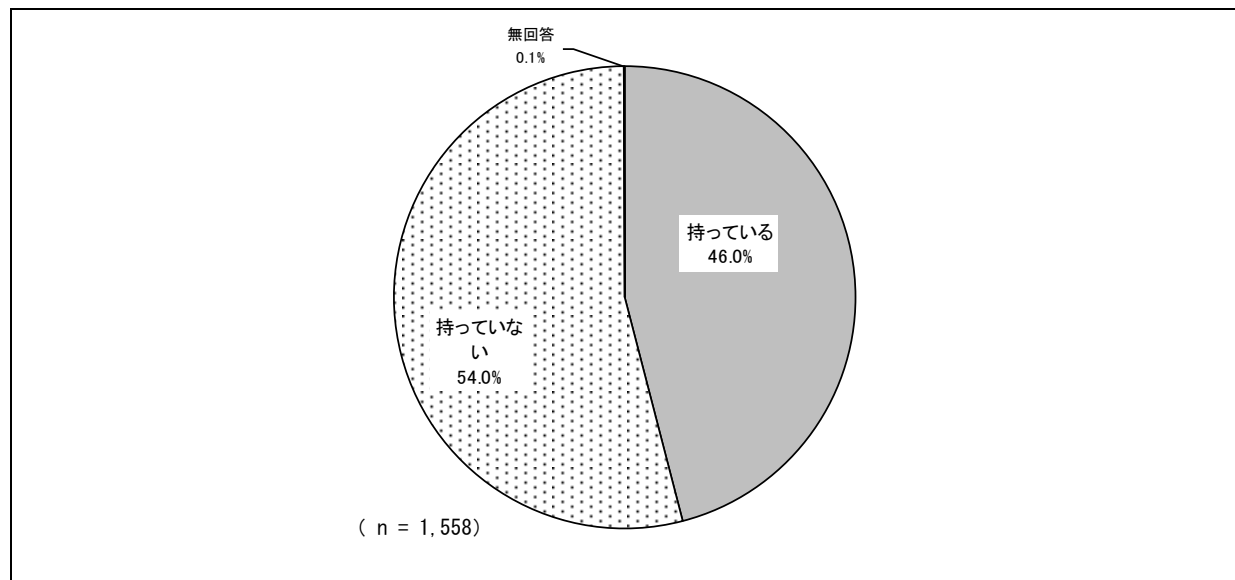
ケ 再生可能エネルギーを利用するつもりがない理由（複数回答）

再生可能エネルギーを「利用するつもりはない」と回答した方が、利用するつもりがない理由は、「経済的な負担が大きくなるため」が53.4%で最も高く、次いで「実用性や技術への信頼性が低い」（26.7%）、「取組みに対する成果が感じづらく、意欲が上がらないため」（25.2%）となっています。



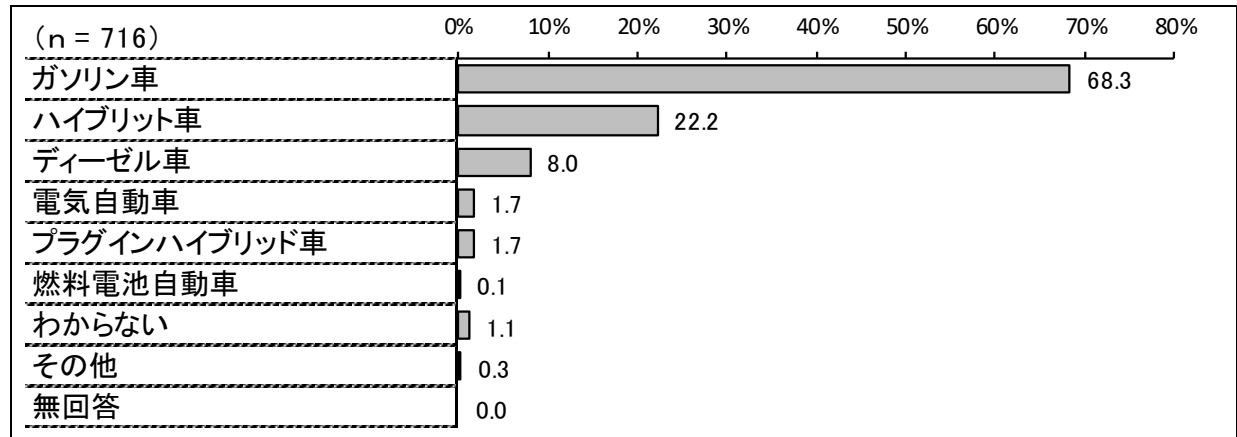
コ 自家用車の保有状況

自家用車については、「持っている」が46.0%、「持っていない」が54.0%となっています。



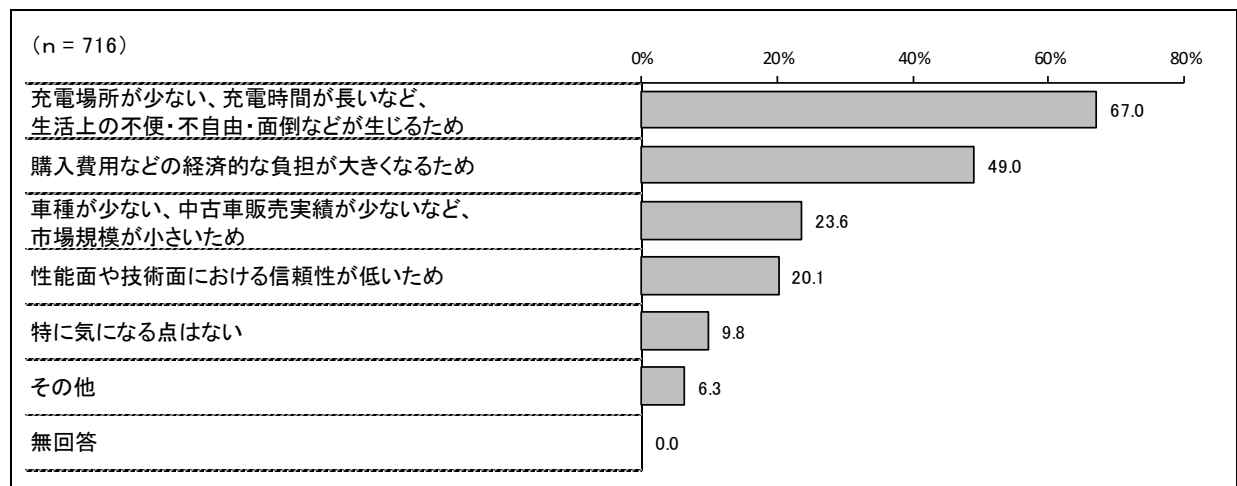
サ 保有している自家用車の種類（複数回答）

保有している自家用車の種類は、「ガソリン車」が 68.3%、「ハイブリット車」が 22.2%となっています。この2種類以外はいずれも1割以下となっています。



シ 環境負荷の低い自動車の購入に関して気になる点

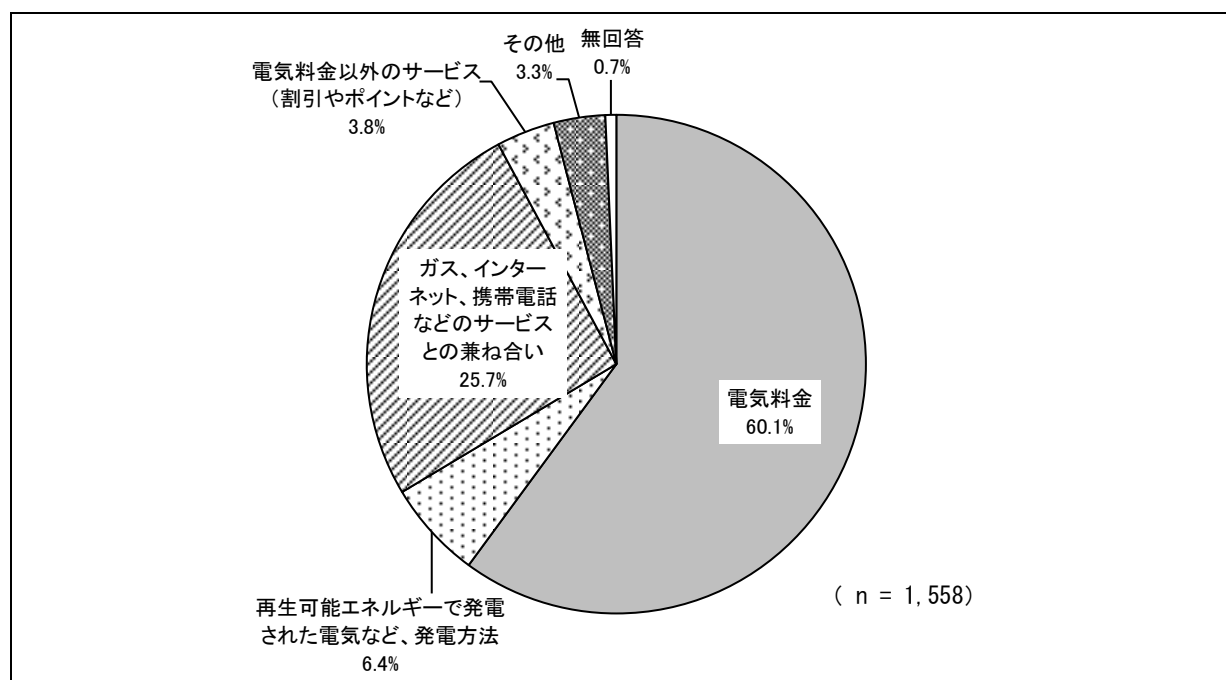
自家用車を所有している方が、環境負荷の低い自動車の購入に関して気になる点は、「充電場所が少ない、充電時間が長いなど、生活上の不便・不自由・面倒などが生じるため」が 67.0%で最も高く、次いで「購入費用などの経済的な負担が大きくなるため」(49.0%)となっています。



③区民の皆さんの電気の購入等について

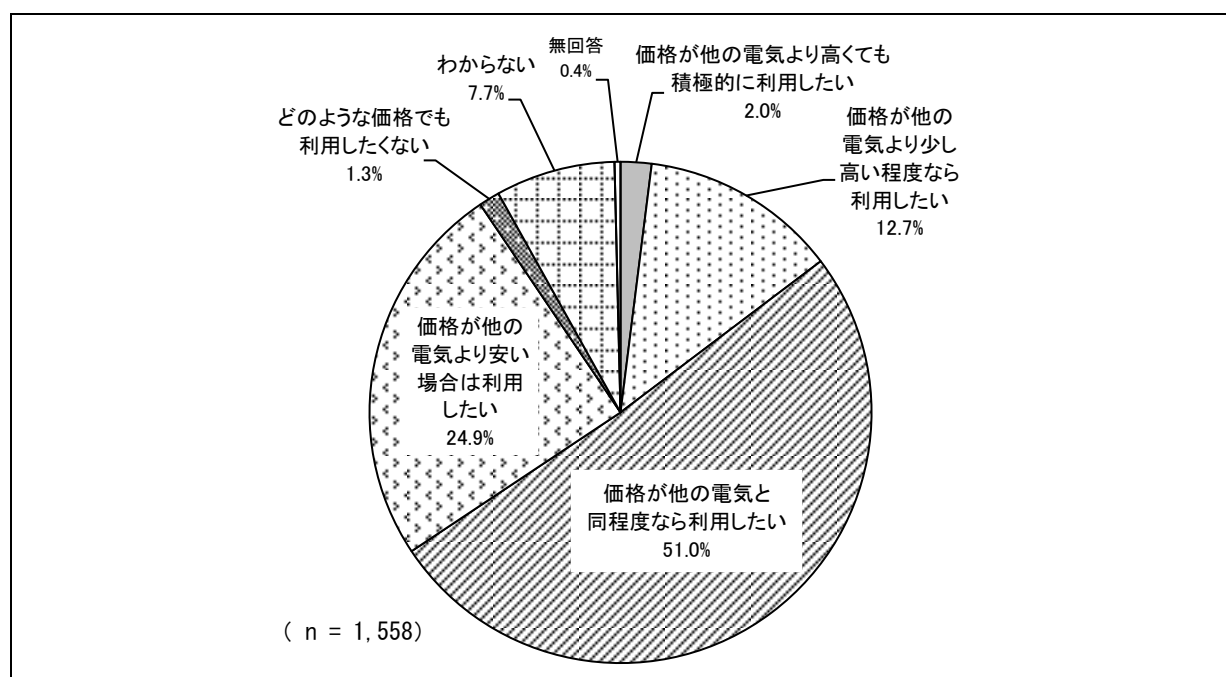
ア 電力の購入先を選択する際に重要視すること

電力の購入先を選択する際に重要視することは、「電気料金」が60.1%で最も高く、次いで「ガス、インターネット、携帯電話などのサービスとの兼ね合い」(25.7%)となっています。



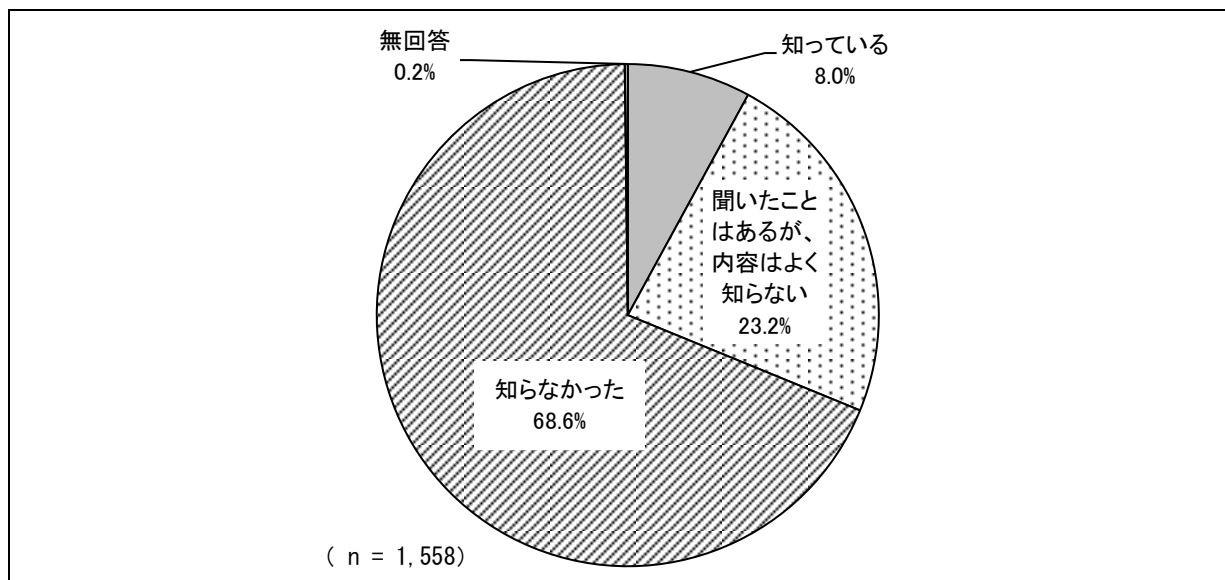
イ 再生可能エネルギーでつくられた電気を選ぶ価格条件

再生可能エネルギーでつくられた電気が「価格が他の電気と同程度なら利用したい」が51.0%で最も高くなっています。



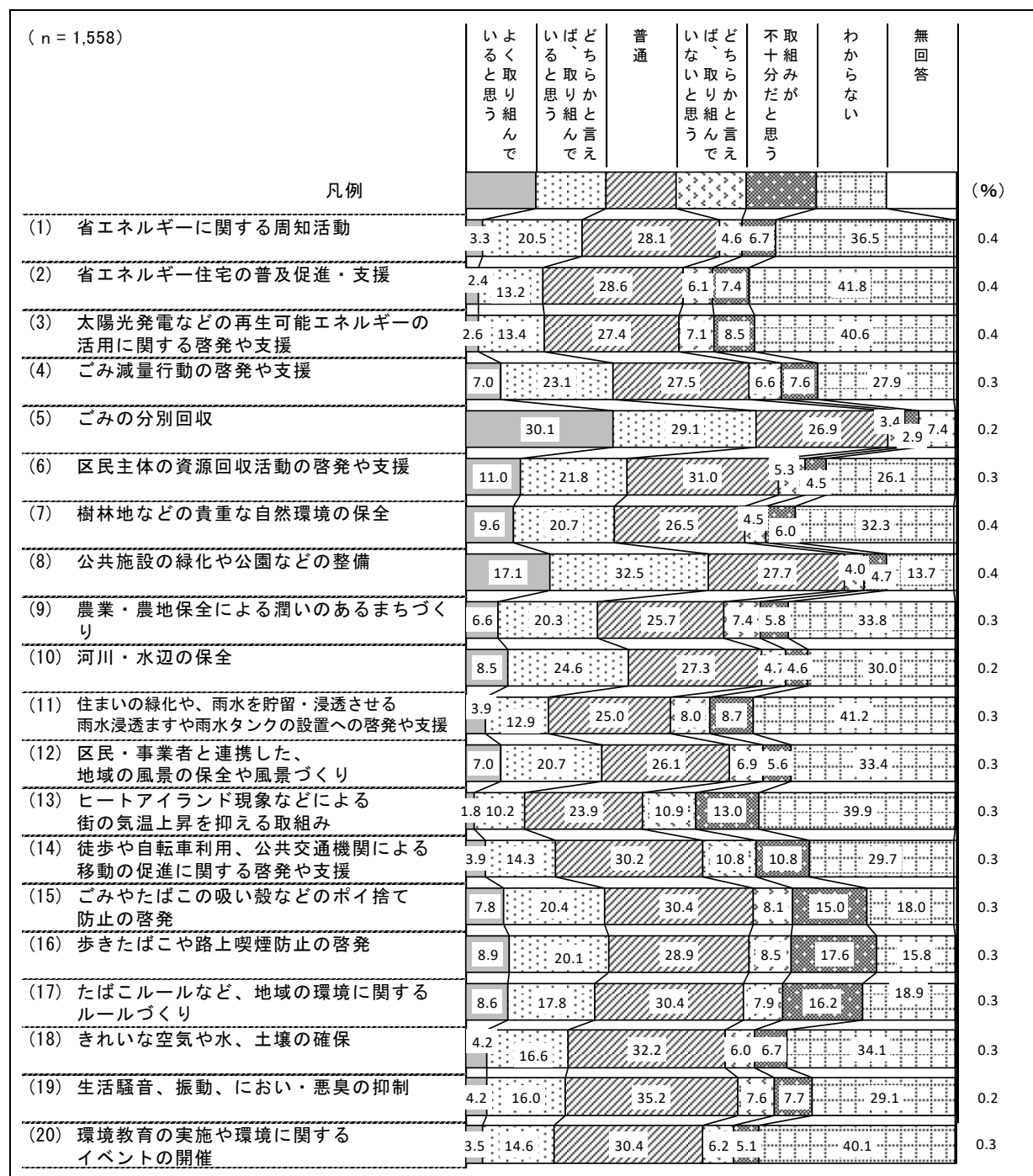
ウ 再生可能エネルギーを活用した自治体間連携の認知度

再生可能エネルギーを活用した自治体間連携を「知っている」は8.0%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が23.2%、「知らなかった」が68.6%となっています。



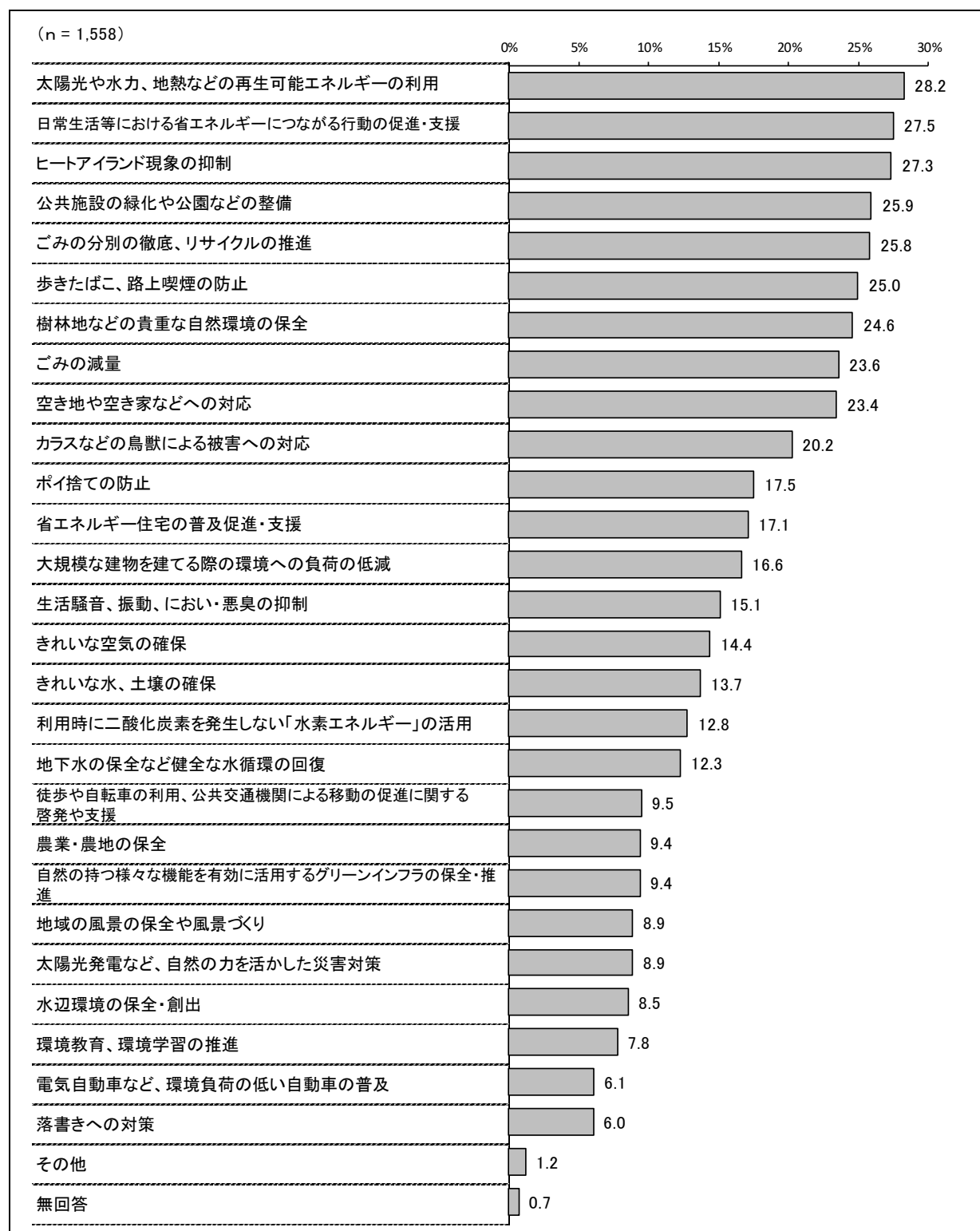
④世田谷区が取り組んでいる環境施策について

区が行っている 20 の環境施策について、「よく取り組んでいる」と「どちらかと言えば、取り組んでいると思う」を合わせた《取り組んでいる》の割合は、『(5) ごみの分別回収』が 59.2%と最も高く、5 割以上となっています。次いで、『(8) 公共施設の緑化や公園などの整備』(49.6%)、『(10) 川辺・水辺の保全』(33.5%) となっています。



⑤世田谷の環境に期待することについて

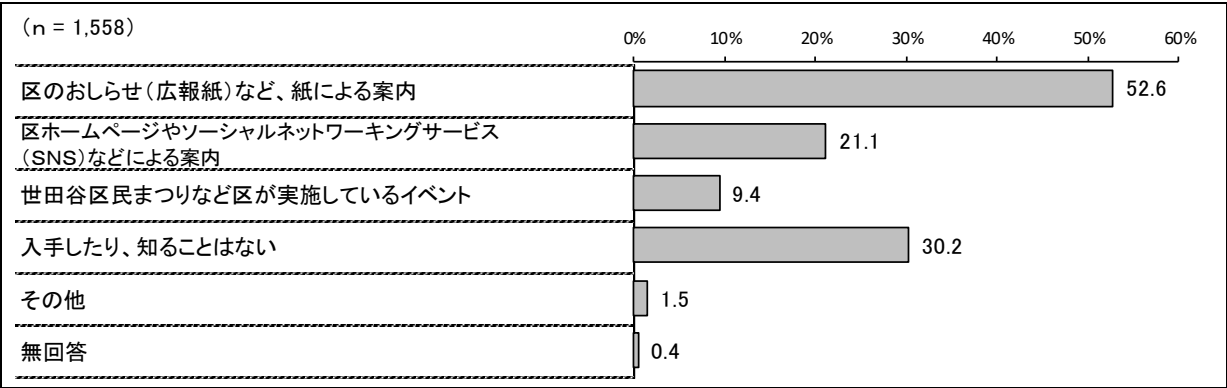
区の環境に関する施策について、充実させていく必要があるもの5つを選んでもらった。「太陽光や水力、地熱などの再生可能エネルギーの利用」が28.2%で最も高く、次いで「日常生活等における省エネルギーにつながる行動の促進・支援」(27.5%)、「ヒートアイランド現象の抑制」(27.3%)、「公共施設の緑化や公園などの整備」(25.9%)、「ごみの分別の徹底、リサイクルの推進」(25.8%)となっています。



⑥世田谷区からの案内や情報について

世田谷区からの案内や情報を入手できる媒体は、「区のおしらせ（広報紙）など、紙による案内」が 52.6%と最も高く、次いで、「区ホームページやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などによる案内」（21.1%）となっています。

年代別にみると、40 歳代より下の年代では「区のおしらせ（広報紙）など、紙による案内」が 5 割を下回っており、20 歳代以下では 3 割を下回っています。10 歳代から 30 歳代では「入手したり、知ることはない」の割合が高くなっています。



【4】用語集

【あ】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類され、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動による「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活による「家庭ごみ」に分類される。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。エコ商品、リサイクル製品、資源保護等に関する認証がある商品など環境へのほか、障害者支援につながる商品やフェアトレード商品、寄附付きの商品の購入、地産地消などもエシカル消費の一部である。

エネファーム

家庭用燃料電池のこと。都市ガスやLPGガスから取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて電気をつくり出し、そのときに発生する熱で湯を沸かし、給湯や暖房などにも利用できるシステム。エネルギーを無駄なく使えるだけでなく、停電時にも発電を継続できる、環境にやさしく非常時にも有効なシステムである。

エネルギー基本計画

エネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき政府が策定する計画。第六次計画は、「2050年カーボンニュートラル」や新たな温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋を示すこと、気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組みを示すことの2つを重要なテーマとして策定された。

エネルギー消費量

原油、石炭、天然ガス等の各種エネルギーが電気や石油製品等に形を変えて最終的に消費者に使用されるエネルギーの量。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質を温室効果ガスとしている。

【か】

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

化石燃料

石炭、石油、天然ガスなどのこと。動植物などの死骸が地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱などにより変成されてできたものであり、人間の経済活動で燃料として用いられるものの総称。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたす恐れのあるもの。工場からの排水、排ガス、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガス、家庭や事業所でのエネルギー消費など、事業活動や日常生活が与える環境への影響。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に、国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された機関。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表している。

グリーンインフラ

自然環境が持つ様々な機能を目的に応じて積極的かつ有効に活用することで、安全で快適な都市

の環境を守り、街の魅力を高める社会基盤や考え方のこと。都市型水害の軽減やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全など、複数の機能や効果が期待されている。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、その必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないもの（例：エコマーク商品）を優先的に購入すること。

【さ】

再エネポテンシャル

再生可能エネルギーの導入可能性のこと。技術的に利用可能なエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh 等)のうち、エネルギーの採取・利用に関する種々の制約要因（土地の傾斜、法規制、土地利用、居住地からの距離等）により利用できないものを除いた推計時点のエネルギーの大きさ(kW)または量(kWh 等)。

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

シェアリングエコノミー

インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産（場所・モノ・スキル等）をシェア（売買・貸し借り等）することで生まれる新しい経済の形のこと。大きく、①空間のシェア（会議室、駐車場、民泊など）、②モノのシェア（フリーマーケットサービス、レンタルサービスなど）、③スキルのシェア（家事代行、育児など）、④移動のシェア（シェアサイクル、カーシェアなど）、⑤お金のシェア（クラウドファンディングなど）に分類される。

持続可能な開発目標（SDGs）

国連持続可能な開発会議（リオ+20）で提唱された「環境・経済・社会の3側面統合」とミレニアム開発目標（MDGs）の流れを受けた持続可能な開発に関する2030年の世界目標。17ゴール、169タ

ーゲットから構成され、2015年9月、国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「2030アジェンダ」が採択された。

循環型経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動のことで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を指す。

水素ステーション

主に燃料電池自動車（FCV）へ高純度水素を供給する設備のこと。方式によりオンサイト方式、オフサイト方式、移動式の3つに大別される。

ステークホルダー

組織の利害関係者（個人または集団）のこと。

スマートメーター

毎月の電気使用状況の「見える化」を可能にする電力量計。スマートメーターの導入により、電気料金メニューの多様化や社会全体の省エネルギー化への寄与、電力供給における将来的な設備投資の抑制等が期待される。

生物多様性

多くの種類の生物が存在し、それらが互いにつながり合っていること。この生物のつながりにより、豊かな生態系が保たれている。生物多様性は、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立つ。生態系の多様性は山・里・川・海など多くの自然環境があること、種の多様性は動植物から微生物にいたるまで多くの生物がいること、遺伝子の多様性は同じ生物でも異なる遺伝子を持つことにより色・形・模様などに多くの個性があることをいう。

【た】

太陽光発電

太陽光によって発電を行う方法。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用している。

脱炭素社会

人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と、吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会。

地下水涵養

雨水や河川水などが地下に浸透して帯水層に水が供給されること。

なお、帯水層は、地下水を蓄えている地層であり、通常は粘土などの不透水層（水が流れにくい地層）にはさまれた、砂や礫（れき）からなる多孔質浸透性の地層（空隙が多く水の流れやすい地層）をさす。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化対策を推進するための法律であり、地球温暖化対策計画の策定、地域協議会の設置等の国民の取組みを強化するための措置、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度などについて定めている。

適応策

地球温暖化の影響に対して自然や人間社会のあり方を調整すること。地球温暖化による地域におけるリスクを把握し、地域特性に適した社会インフラを整備すること等がある。「適応策」に対して、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策を「緩和策」という。

【は】

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」こと。過去1,000万年間の平均と比べて10倍～100倍もの速度で生物が絶滅していくなど、いわゆるマイナスの状態から、これまでの自然環境保全の取組みだけでなく、経

済から社会、政治、技術までの全てにまたがって改善を促していくことで、自然が豊かになっていくプラスの状態にしていくことを趣旨とする。

ネット・ゼロ

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されている。カーボンニュートラルとほぼ同義で用いられることがある一方で、違う状態を指して使用している場合もあり、ネット・ゼロについては広く共通した定義が確立されていない。

燃料電池

水素と酸素を化学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステム。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率が高く、発電の際に発生する熱が給湯・暖房などに利用できる。

【は】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

パリ協定

2015年12月にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された協定。先進国・途上国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みを実施すること等を規定した。歴史上初めて全ての国が参加する公平な合意であり、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成することをめざしている。

ヒートアイランド

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房

などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。都市及びその周辺の地上気温分布において、等温線が都心部を中心として島状に市街地を取り巻いている状態により把握することができるため、ヒートアイランド（熱の島）といわれる。

対策として、緑地や農地の保全、緑化の推進、道路舗装の工夫などが有効とされる。

ヒートショック

急激な温度変化が体に及ぼす影響のこと。血圧や脈拍が急変動することで深刻な事態につながるケースがある。

ビオトープ

「生きものの生息空間」を意味し、草地、川、池など、大小関わらず生きものが生息・生育できる条件を備えた場所はすべてビオトープである。

フードバンク

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。

プラネタリー・バウンダリー

人間活動による地球システムへの様々な影響を客観的に評価する方法の一つ。気候変動、オゾン層の破壊、生物多様性の損失、土地の改変など地球の変化に関する各項目について、人間が安全に活動できる範囲内にとどまれば人間社会は発展し繁栄できるが、境界を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化が引き起こされるとされる。

【ま】

マイクロプラスチック

ポイ捨てや放置されたプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出した「海洋プラスチックごみ」の中でも5mm未満の微細なプラスチックごみのこと。近年、海洋生態系への影響が懸念されている。

見える化

目に見えにくい情報や状況を定量的または定性的に分かりやすく表現し、関係者間で問題の所在を認識、共有して対応可能なものとするための取組を指す。例えば、CO₂排出量やエネルギー使用量、取組みによるそれらの削減効果、環境に配慮して生産・製造された商品であることを示す認証ラベルなど、様々な「見える化」がある。

【ら】

緑被率

緑が地表を被う部分（樹木、草地、農地、屋上緑地）の面積が地域全体に占める割合。

【英字】

コッ P

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約、生物多様性条約で使われることが多い。

アイピーシー

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Changeの略称。1988年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された。各国政府の気候変動に関する政策に対し、科学的な基礎をあたえることを役割とし、定期的な報告書を作成し、公表している。

ゼ F Z E B

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称。

室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギー化を実現した上で、エネルギー自立度を極力高め、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。

次の4段階に分類される。

◇ Z E B

年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物

◇ Nearly Z E B（ニアリー・ゼブ）

Z E Bに限りなく近い建築物として、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた建築物

◇Z E B Ready (ゼブ・レディ)

Z E Bを見据え、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物

◇Z E B Oriented (ゼブ・オリエンテッド)

Z E B Readyを見据え、外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備に加え、さらなる省エネルギーのための措置を講じた建築物

ゼ ッ チ Z E H

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称。

高い断熱性能と高効率設備により、室内環境の質を維持しつつ、大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量をゼロとすることをめざした住宅のこと。

戸建住宅の場合は、次の3種に分類される。

◇Z E H

外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備と、再生可能エネルギー等により、年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスとなる住宅

◇Nearly Z E H (ニアリー・ゼッチ)

Z E Hを見据え、年間の一次エネルギー消費量をゼロに近づけた住宅

◇Z E H Oriented (ゼッチ・オリエンテッド)

Z E Hを志向し、外皮の高断熱化、高効率な省エネルギー設備を備えた住宅(都市部狭小地及び多雪地域に建築された住宅に限る)

ゼ フ Z E V

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル) の略称。

東京都は、走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCEV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)をZEVに位置づけている。狭義には、ガソリンを使わないことにより、CO₂だけでなく、大気汚染の原因となるNO_x、SO_xなども含め、排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池自動車を指す。

